平成２６年　第３回定例会

大　樹　町　議　会　会　議　録

平成２６年　９月１１日　開会

平成２６年　９月１７日　閉会

大　樹　町　議　会

平成２６年第３回大樹町議会定例会会議録（第１号）

平成２６年９月１１日（木曜日）午前１０時開議

○議事日程

第　１　会議録署名議員指名
第　２　議会運営委員会報告
第　３　会期の決定
第　４　諸般報告
第　５　行政報告
第　６　委員会の所管事務調査報告(常任委員会報告)
第　７　陳情第　　３号　ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める陳情について
第　８　陳情第　　４号　「手話言語法」の制定を求める陳情について
第　９　報告第　　２号　健全化判断比率について
第１０　報告第　　３号　資金不足比率について
第１１　議案第　５３号　大樹町教育委員会委員の任命
第１２　議案第　５４号　大樹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
第１３　議案第　５５号　大樹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定
第１４　議案第　５６号　大樹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
第１５　議案第　５７号　大樹町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正
第１６　議案第　５８号　大樹町老人アパート設置条例を廃止する条例の制定
第１７　議案第　５９号　大樹町病院事業の設置等に関する条例の一部改正
第１８　議案第　６０号　北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更
第１９　議案第　６１号　平成２６年度大樹町一般会計補正予算（第５号）
第２０　議案第　６２号　平成２６年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）
第２１　議案第　６３号　平成２６年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第１号）
第２２　議案第　６４号　平成２６年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第１号）
第２３　認定第　　１号　平成２５年度大樹町水道事業会計決算認定
第２４　認定第　　２号　平成２５年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定

○出席議員（１２名）

１番　加藤明浩	２番　齊藤　徹	３番　杉森俊行
４番　松本敏光	５番　西田輝樹	６番　柚原千秋
７番　福岡孝道	８番　髙橋英昭	９番　志民和義
１０番　阿部良富	１１番　安田清之	１２番　鈴木千秋

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条により出席した者の職氏名

町長	伏見悦夫	副町長	酒森正人
総務課長	布目幹雄	企画課長	松木義行
町民課長	林　英也	税務課長	郷原憲治
保健福祉課長	村田　修	農林水産課長兼町営牧場長	森　博之
商工観光課長兼地場産品研究センター所長	松本清隆	建設課長	高橋教一
水道課長兼大樹下水終末処理場長	鈴木敏明	会計管理者兼出納課長	高田末雄
病院事務長	黒川　豊	老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	藤井賢嗣
教育委員長	辻本正雄	教育長	小林文雄
学校教育課長兼学校給食センター所長	吉岡信弘	社会教育課長兼図書館長	小森　力
農業委員会会長	鈴木正喜	農業委員会事務局長	角倉和博
代表監査委員	澤尾廣美		

7

○本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	山下次男	議事係長	鎌塚喜代美

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議　　長

ただいまの出席議員は１２名であります。

定足数に達しておりますので、これより、平成２６年第３回大樹町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第１　会議録署名議員指名

○議　　長

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２４条の規定により、議長において、

３番　杉　森　俊　行　君

４番　松　本　敏　光　君

５番　西　田　輝　樹　君

を指名いたします。

◎日程第２　議会運営委員会報告

○議　　長

日程第２　議会運営委員会報告を行います。

さきの本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員長福岡孝道君。

○福岡孝道君

議会運営委員会報告。

去る９月３日、運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程及び会期等について協議いたしましたので、ご報告申し上げます。

本定例会への提出案件は、報告２件、委員の任命１件、条例の改正・変更６件、規約の変更１件、補正予算４件、決算認定２件、一般質問は５議員、９項目であります。

よって、会期については、提出案件の状況並びに一般質問の通告状況などを考慮し検討した結果、本日から９月１７日までの４日間とし、会期日程については、お手元に配付したとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議　　長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第３　会期の決定

○議　　長

日程第３　会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から９月１７日までの４日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から９月１７日までの４日間と決しました。

◎日程第４　諸般報告

○議　　長

日程第４　諸般報告を行います。

議会事務局長に内容の説明をいたさせます。

山下議会事務局長。

○山下議会事務局長

それでは、平成２６年６月１０日開会の第２回町議会定例会以降の諸般報告をいたします。

第１、監査及び検査結果の報告について。

１、地方自治法第２３５条の２第１項の規定による６月、７月、８月、９月実施の例月出納検査の結果について、別紙のとおり報告がありました。

第２、一部事務組合議会等について。

南十勝消防事務組合議会臨時会が７月２２日、広尾町で開催され、阿部、松本議員が出席しております。

次に、南十勝複合事務組合議会定例会が８月２９日、大樹町で開催され、志民、西田、杉森議員が出席しております。

第３、委員会関係について。

総務常任委員会では委員会を２回、経済常任委員会では委員会を４回、広報広聴常任委員会では委員会を２回、議会運営委員会では委員会を５回開催しております。

第４、会議関係と第５、その他につきましては、記載のとおりとなっております。

以上で、諸般報告を終わります。

○議　　長

以上で、諸般報告を終わります。

◎日程第５　行政報告

○議　　長

日程第５　行政報告を行います。

伏見町長。

○伏見町長

それでは、８月２１日開会の第４回町議会臨時会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

１点目の平成２６年度の大樹町の表彰式についてということで、これは毎年行っております開町記念日における表彰ということでございます。日時が１０月１日水曜日ですけれども、午前１０時から、場所が大樹町役場の大会議室ということでございます。被表彰者につきましては、この一覧のとおり、表彰関係については産業功労者で３名、社会功労者で１名、奨励賞で４名、これはそれぞれ農業関係または乳牛のホルスタイン等のまたは総合畜産共進会における馬等の優秀者に対する奨励賞ということで、それぞれ４名の方が該当するということで今回表彰する対象でございます。

次の長寿賞ですけれども、これは満１００歳に達した方を町で表彰しているわけですけれども、今回は３名の方が町内に該当するということでございます。

次のページの顕彰ということで、感謝状ですけれども、それぞれ３名、個人の方で１名、会社で１名、またクラブで１名ということで、今回は三方が該当するということで、感謝状の贈呈を行いたいということでご報告を申し上げます。

また、功績の内容等については、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

なお、この件につきましては、８月２７日開催の大樹町名誉町民等審査委員会におきまして、それぞれご審議をいただいたものでございます。

２点目の大雨による被害状況についてということで、過日９月９日、地域にあっては大樹町東部、生花地区ですけれども、９時３０分ごろまでの１時間の間に１１０ミリという、記録的短期時間大雨を記録をいたしました。町のほうは、雨は全然なかったのですけれども、逆に晴れていたのですけれども、生花また豊頃、浜大樹地区も一部降ったようですけれども、そういう地域に集中的に大雨があったというようなことで、被害状況ということでございますけれども、道路の被害で、それぞれ生花海岸線で路面洗掘が４カ所、路肩の決壊が１カ所。それから、(2)では通行止めということで、町道生花海岸線が３キロ、道道のホロカヤント一線が４．２キロということで、これはいずれもそれぞれ開通をしてございます。(3)の町営牧場ですけれども、これは晩成なのですけれども、作業道の決壊２カ所、明渠排水の埋塞が６カ所、暗渠排水が閉塞が３カ所ということで、これは我々、即、修理をするもの、または業者さんにお願いしてしなければならないもの等もあるわけですけれ

ども、今のところは支障なく復旧をしているというような状況でございます。

３番目の高齢者等の見守り協定の締結についてということでございます。

これは大樹町のいろいろと今行っておりますコープさっぽろが、宅配事業を今展開しております。コープさっぽろでは、全道９０市町村と高齢者の見守り協定を締結をいたしまして、高齢者の見守りだとか、安否確認に取り組んでいるというような状況でございます。私どももいろいろなボランティアまたは郵便局、いろいろな関係者とのこういうような連携協定を結びまして、認知症だとか、またいろいろな高齢者の見守りサポーター制度の登録なども行って取り組んでおりますけれども、今回、新たに宅配システムであります「トドック」、こことの連携協定を結ばせていただきました。

８月２９日に、町長室におきまして、協定相手が、生活協同組合のコープさっぽろということでございます。内容等については、先ほど申し上げたような形で、いろいろと高齢者の見守り含めた中での連携等の協定でございます。

次、４番目の役場庁舎の避難訓練ということで、これは職員または来庁者対象にして、９月１日の日に時間的に言うと２時５０分、役場のボイラー室から出火したというようなことで、それぞれ想定した中の訓練を行っております。これは大樹消防署と電気保安協会の協力もいただきながら、実施をしたということでございます。

５番目の農作物の生育状況でございますけれども、ここにそれぞれ大樹町ゆとり農業推進会議が、９月１日現在で調査したものの結果、ここにそれぞれ馬鈴薯からそれぞれ以下記載してございます。今のところ、それぞれ収穫始まったものもありますし、２番草については収穫が終わったのかなと思っておりますし、また、これから菜豆類、てん菜、サイレージ用のトウモロコシがこれからですけれども、若干このような天候なものですから、ちょっと作業おくれがあるのかなということで心配しておりますけれども、１日も早い天候回復、そしてまた豊穣の秋が迎えられればなということで期待をしているところでもございます。

次が６番目でございますけれども、入札執行関係でございます。

ここに記載してあるとおり、工事請負契約の関係では、いずれも指名競争入札による落札者との契約ということで、８件でございます。それぞれ内容等については、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

次のページですけれども、物品購入契約でも指名競争入札ということで１件でございまして、これも指名競争入札による落札者との契約ということでございます。

７番目のその他ということで、ここにそれぞれ来町者、会議出席等が記載されております。⑴の来町者の関係では、９月５日に、北海道経済連合会の会長である大内全氏が参りまして、雪印、または本町のＪＡＸＡの施設、宇宙関係の施設等の見学を行い、またいろいろと意見交換もなさっております。

それから、同日ですけれども、午後からＪＡＸＡの理事長が初めて来町されまして、今後の本町の実験上の役割、そういうものもどうやっていくかということでの意見交換をし

たところでもございます。大変、今、大きな格納庫が若干ちょっと何といいますか、傷んでいるということもありまして、そういうような修理等も含めて、今、ＪＡＸＡのほうでいろいろと試算をしておりますけれども、相当大きな金額になるということもございまして、理事長みずから現地に立ち入って、いろいろと今後の状況等もお話をさせていただきながら、今後、進めるＪＡＸＡの実験等についてもお願いをし、また理事長からも本町の実験場は今後も大切な役割を占めるものだというようなことで、大変心強いご意見もいただきましたので、今後またいろいろな面での北海道スペースポートの中身によった中で、今後取り進めてまいりますし、また皆さん方のご協力・ご支援もよろしくお願いをしたいなと思っております。

それから、(2)の会議出席等では、それぞれここに記載したとおりでございます。９月２日の日の大樹町の敬老会には、大変お忙しいところご出席をいただきましたことを厚くお礼申し上げたいと思います。

それから、６日の日の鉄橋１００周年記念式典ということで、これは台湾の高雄市でございますけれども、高雄市のほうからご招待を受けましたけれども、今回いろいろな面で、まだ町のほうで云々ということではございませんけれども、副町長を筆頭にそれぞれ町内の関係者が、日台親善協会もできておりますので、これらのことを含めて今回１０名の方が台湾のほうに行かれて、鉄橋の記念式典にお祝いをして、大樹区のほうへ行ったというようなことでございます。今後、いろいろな面での交流が出てくるかなと思いますけれども、私どもも今後、子供から高齢者含めていろいろな面での物産含めて、いろいろな交流ができればなと思っております。このような形で大樹町の日台親善協会の役割も、だんだんこれから多くなってくるかなと思いますので、今後、協会とも連携をとりながら何とかまた本町と台湾高雄市が、いろいろな面での協定を結ばれながら友好都市といいますか、そういうような関係に発展していければなということで、期待をしているところでもございます。

それから、ちょっと申しおくれましたけれども、２番目の大雨による被害状況の関係では、ここに通行どめの箇所図、またメーター数、図面添付してございますので、大変申しわけありません。後ほど、またこれもお目通しをお願いしたいと思います。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議　　長

続いて、辻本教育委員長。

○辻本教育委員長

それでは、教育委員会関係、行政報告を申し上げます。

１点目でありますが、英語指導助手の契約更新についてであります。

氏名、マクビー・アシュリー・レニー、女性であります。国籍、アメリカ合衆国。出身地、オクラホマ州ロートン市。出身大学、オクラホマ州立大学。契約期間は、平成２６年８月６日から平成２７年８月５日の１年間となっております。

２点目でありますが、さきの臨時議会でも予算をお認めいただきました第５９回北海道吹奏楽コンクールについて申し上げます。

平成２６年９月５日、金曜日でありますが、札幌コンサートホールＫｉｔａｒａにおきまして、大樹中学校吹奏楽・Ｃ編成２５名が演奏をいたしまして、成績は銅賞でございます。

以上、教育委員会関係の行政報告を終わります。

○議　　長

続いて、鈴木農業委員会会長。

○鈴木農業委員会会長

農業委員会行政報告を行います。

１番の大樹町農業委員会会長及び会長職務代理者の選任についてでありますが、農業委員会改選に伴い、平成２６年７月２９日開催されました第１回農業委員会総会におきまして、次のとおり、会長及び会長職務代理者を決定いたしましたので報告申し上げます。

会長に、私、鈴木正喜が、会長職務代理者に原口武美氏が選任されました。任期は、平成２６年７月２０日から平成２９年７月１９日までの３年間となっております。

なお、参考までに第２２期の農業委員会委員名簿を記載しておりますので、後ほどお目通しお願いいたします。

また、私事ではありますが、このたび会長という重責を担うこととなりました。昨今の農業改革、特に農地中間管理事業や農業委員会制度の改革など、目まぐるしく変化する状況ではありますが、大樹町農業維持発展のために微力ではありますが、誠心誠意努めてまいりたいと考えておりますので、皆様方のご支援、ご協力よろしくお願いします。

次に、２番目の委員の委託についてであります。

大樹町農地等交換分合事業（芽武地区）推進委員会委員として、選出区分、専門推進委員として、水沼二美男氏、前田昌文氏の２名を委託しております。任期は、平成２６年７月２９日から平成２８年３月３１日までとなっております。

同じく交換分合関係ですけれども、地区推薦委員として、酒井勝栄氏を委託しております。任期は、平成２６年８月２９日から平成２８年３月３１日となっております。

以上、農業委員会行政報告を終わらせていただきます。

○議　　長

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

質疑なしと認め、行政報告を終わります。

◎日程第６　委員会の所管事務調査報告（常任委員会報告）

○議　　長

日程第６　委員会の所管事務調査の件を議題といたします。

調査が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、志民和義君。

○志民和義君

総務常任委員会所管事務調査報告書。

報告書の朗読をもってご説明申し上げます。

本委員会所管事務調査の結果を次のとおり報告いたします。

記。

１、調査事件名、高齢者・障害者の安否確認について。

２、調査目的。

所管事務調査（閉会中の継続調査事件）高齢者・障害者の安否確認について、先進地の現状と課題を視察。

３、調査月日、平成２６年８月２６日から２７日。

４、視察先、美幌町（役場）・旭川市（社会福祉協議会）。

５、視察参加者、委員長志民和義君、副委員長西田輝樹、委員鈴木千秋、委員柚原千秋、委員杉森俊行、委員齊藤徹、事務局長山下次男、係長鎌塚喜代美。

６、調査の内容。

高齢者・障害者の安否確認について、先進地である美幌町、旭川市社会福祉協議会の取り組み現状把握と今後における課題等を担当職員及び関連機関職員から説明を受ける。

７、調査報告。

今後の本町における高齢者やそれに伴う障害者などの要支援者の増加を考えたときに、在宅高齢者や障害者などの安否確認の必要性は益々高まっていく。美幌町及び旭川市社会福祉協議会の調査内容を報告する。

なお、本調査に先立ちまして、大樹町福祉課、大樹消防署、大樹町社会福祉協議会の担当者の方々を委員会にお呼びし、調査した結果、町内会単位を初めとして、関係機関が緊密に連携して高齢者等の安否確認を行い、一部で効果を上げていることを確認いたしました。そして、さらに効果を上げるために、今回の調査を実施したものでございます。

それでは、調査内容についてご報告申し上げます。

美幌町においては、安否確認の制度について、(1)地域包括支援センター及び民生委員による自宅訪問、(2)美幌地域見守り活動連携協定、(3)美幌町たすけあいチーム、(4)ふれあい電話サービス、(5)愛のふれあい訪問サービス、(6)緊急通報電話設置事業、(7)シルバーハウジング、(8)配食サービス、(9)宅配・便利サービス、(10)美幌町認知症高齢者等ＳＯＳネットワーク事業、(11) 家族安心カード等の事業が実施されている。

この中で社会福祉協議会事業は、(3)美幌町たすけあいチーム、(4)ふれあい電話サービス、(8)配食サービスである。

また、事業の中で地域包括支援センターと民生委員の連携の良さや、介護保険制度への支援につなげていくこと。町内会単位のたすけあいチームによる見守りのほかに、簡便な日常生活支援が行われている。緊急通報電話設置事業も通報のほかに、センサー設置により異常を感知するシステムもある。

また、宅配・便利サービスは美幌町商工会議所の事業として、ご用聞きや配達サービス、生活支援の事業もあって、住民の生活の安心にこれらの事業が寄与している。

旭川市社会福祉協議会においては、地域福祉事業が大きく見直され、共に生きる地域づくりをテーマに、地域で支え合うことの重要性の中、孤立死の防止や住民同士の関係が薄れていく社会の再構築の中で、各種事業が実施されている。特に、安心見守り事業については、町内会単位で行われていますが、平成２５年度に対象者３，６３６人に対し、担い手（町内会の近所の見守り）２，５１７人、世話係６８２人、地域コーディネーター２５２人（町内会役員）が活動し、市内の連絡協議会や町内会の中での情報交換などが活発に行われている。

特質すべき事項として、単に年齢や家族構成により従前は対象者がリストアップされていたのが、このような活動の結果、新たな対象者も把握できるになったことである。

災害時における要支援者の安否確認については、災害対策基本法による避難要支援者名簿が関係団体に提供できることから、両市町とも現在、名簿を作成中であり、それにより見守り活動も実施できる予定である。

大樹町においても、関係機関の積極的な取り組みが行われ、成果も見られる。今後、各団体の担い手の高齢者や若い人の減少も予想されることから、住みよい地域をつくるために住民みずからの活動を基本とし、行政や福祉団体、経済団体など総合力を発揮することが、地域と福祉のまちづくりの実現に不可欠であり、今後、見守り、安否活動は益々重要な課題となってくると思われる。

今回の調査が、本町の施策に反映されるよう希望いたします。

以上で報告を終わります。

○議　　長

委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

◎日程第７　請願第３号から日程第８　陳情第４号

○議　　長

日程第７　請願第３号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める陳情につ

いて及び日程第８　陳情第４号「手話言語法」の制定を求める陳情についてまで２件を一括議題といたします。

本陳情の内容については、お手元に配付したとおりであります。

陳情については、会議規則第９４条の規定に基づき、陳情処理表のとおり、所管の事務常任委員会に付託することにいたします。

◎日程第９　報告第２号

○議　　長

日程第９　報告第２号健全化判断比率についての件を議題といたします。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました報告第２号健全化判断比率についてのご説明を申し上げます。

健全化判断比率につきましては､地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、監査委員の審査に付し、議会に報告をし、公表をしようとするものであります。

算定項目につきましては、平成２５年度決算における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の４項目でございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率は発生しておりません。実質公債費比率につきましては１３．０％、将来負担比率につきましては６２．５％ということになっておりますが、いずれも早期健全化基準を下回り、適正な数値となっております。

これらの内容につきましては、８月１８日に監査委員への説明を行い、審査をいただいており、今回その審査意見書を添付の上、ご報告申し上げるものでございます。

以上で、報告第２号の報告説明を終わらせていただきます。

○議　　長

今の報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

以上で、報告第２号健全化判断比率についての件を終了いたします。

◎日程第１０　報告第３号

○議　　長

日程第１０　報告第３号資金不足比率についての件を議題といたします。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました報告第３号資金不足比率についてのご説明を申し上げます。

資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまし

て、監査委員の審査に付し、議会に報告し、公表しようとするものであります。

平成２５年度決算における水道事業、国民健康保険病院事業、公共下水道事業の資金不足比率は発生しておりません。これらの内容につきましては、８月１８日に監査委員への説明を行い、審査をいただいており、今回その審査意見書を添付の上、ご報告申し上げるところでございます。

以上で、報告第３号の報告説明を終わらせていただきます。

○議　　長

ただいまの報告第３号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

以上で、報告第３号資金不足比率についての件を終了いたします。

日程第１１　議案第５３号

○議　　長

日程第１１　議案第５３号大樹町教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議案となりました議案第５３号について、提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町教育委員会委員の任命について、議会の同意を求めるものでございます。

今回、京谷敦子氏が、平成２６年１０月１０日をもって任期満了となりますので、その後任に大樹町字尾田４２９番地にお住まいの鈴木珠世氏を任命いたしたくご提案申し上げるところでございます。

鈴木珠世氏におかれましては、昭和４６年１０月３１日生まれで、現在４２歳です。既に皆様もご承知のことと思いますが、鈴木珠世氏のご主人は、尾田郵便局の局長をされております。鈴木さんは、現在、ご主人と大樹小学校の３学年のお子様がいる家庭でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条文第４条の第４項中に、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないとの条文がございますので、前任者同様に保護者から選任をお願いするものでございます。

鈴木さんは、現在、大樹町の図書館の運営委員をお務めいただいておりますし、尾田地域づくり協議会にも積極的に参加されるなど大変お人柄も温厚であり、ご自分のご意見もお持ちの方であります。私どももそのような形で認めてございますので、今回、ご提案申し上げ

たところでございます。

内容をご審議いただきまして、ご同意賜りますようお願いをいたしたいと思います。

議案を朗読説明をさせていただきたいと思います。

議案第５３号大樹町教育委員会委員の任命について。

大樹町教育委員会委員のうち京谷敦子氏は、平成２６年１０月１０日をもって任期が満了するので、後任として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条の規定により議会の同意を求めたい。

記。

大樹町字尾田４２９番地。鈴木珠世。昭和４６年１０月３１日生まれ。

ここに参考ということで、それぞれ地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋がございます。朗読をいたしたいと思います。

第３条、教育委員会は、５人の委員をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、町村又は地方公共団体の組合のうち、町村のみが加入するものの教育委員会にあっては３人以上の委員をもって組織することができる。

第４条、委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て、任命する。

４項、地方公共団体の長は、第１項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならない。

第５条、委員の任期は、４年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

任期、平成２６年１０月１１日から平成３０年１０月１０日までということでございます。

ご審議いただきまして、ご同意賜りますようお願いを申し上げて、議案の朗読説明にかえさせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案の理由の説明を終わります。

なお、討論は、大樹町議会運営基準第９９条の規定により省略いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第５３号大樹町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第５３号大樹町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに同

意することに決しました。

◎日程第１２　議案第５４号

○議　　長

日程第１２　議案第５４号大樹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました議案第５４号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては､大樹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてお願いするものでございます。

この条例は、子ども・子育て支援制度において、新たに創設をされました地域型保育事業にかかわる設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

子ども・子育て支援制度においては、例えば地域型保育事業の一つであります家庭的保育事業の役割としては、隣接自治体の保育所等と連携をしながら、小規模保育等の拠点として地域の子育て支援機能を維持・確保することを目的としております。この事業では、家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細かな保育を実施することとし、対象をゼロ歳児から２歳児で、人員は５人以下ということでの基準でございます。

今回、このような形で提案をしようとするものでございます。

内容等については、保健福祉課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

それでは､議案第５４号大樹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてのご説明をいたします。

各条文の内容につきましては､それぞれ条文の概要についてのみご説明をさせていただきたいというふうに思います。

第１条は、条例の根拠となる法律である児童福祉法を示しております。

第２条は、最低基準の目的を規定しています。

目的として、乳幼児が明るくて衛生的な環境において素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより､心身ともに健やかに育成されることを保障することを規定しています。

第３条は、町が、家庭的保育事業者等に対して、設備及び運営を向上させるように勧告で

きることを規定するとともに、最低基準向上の努力義務を規定しています。

第４条は、事業者等の責務を規定しています。

事業者は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならないことや、最低基準を理由として設備や運営を低下させてはならないことを規定しております。

第５条は、事業者等の設備及び運営に関する基準として、一般原則を規定しております。

第１項では、乳幼児の人権に配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して運営を行うこと。第２項では、地域社会との交流、連携と保護者に対して運営内容の説明をするように努めること。第３項では、保育の質の評価その改善を図ること。第４項では、外部評価について。第５項では、必要な設備の設置について。第６項では、構造設備の保健衛生及び危害防止に考慮すること等を規定しております。

第６条は、家庭的保育事業者等は、２歳児までの乳幼児を対象としていること。また、事業者の規模が小さいことが想定されることから、乳幼児の保育を適切かつ確実に行うため、連携する保育施設の確保を求めることを規定しております。

第７条は、事業者等の災害に備えた設備、訓練を規定しております。

第８条は、事業者等の職員の一般的な要件を規定しております。

第９条は、事業者等の職員の知識及び技能の向上等を規定しております。

第１０条は、家庭的保育事業者等が他の社会施設等をあわせて設置するときの設備及び職員の基準を規定しています。ただし、適切な運営のために特有の設備及び保育に直接従事する職員については、兼用兼務はできないことを規定しております。

第１１条は、利用乳幼児の平等な取り扱いを規定しております。

第１２条は、職員の虐待等の禁止を規定しております。

第１３条は、懲戒に係る権限の乱用禁止を規定しております。

第１４条は、衛生管理等を規定しております。

乳幼児の使用する設備等における衛生管理、感染症や食中毒防止のための措置、医薬品の備えなどについて規定しております。

第１５条は、食事の内容について規定しております。

食事を調理する方法、献立、食品の種類や栄養への考慮などについて規定しております。

第１６条は、食事の提供の特例について規定しております。

家庭的事業者等は、規模が小規模であり、十分な調理施設を設けることができない場合が考えられることから、異なる施設で調理した食事を搬入することを限定的に許容する規定です。

第１７条は、乳幼児及び職員の健康診断について規定しております。

第１８条は、事業者が求める内部規定を規定しております。

事業者が定めることとされている内部規定は、事業の目的及び運営の方針、提供する保育の内容や職員の職種、員数などとなっております。

第１９条は、事業者等が備える帳簿を規定しております。

第２０条は、職員の秘密保持について規定しております。

第２１条は、苦情への対応等について規定しております。

第２２条は、家庭的保育事業の設備の基準を規定しております。

乳幼児専用の部屋を設けることや一人当たりの面積の基準､保健衛生上必要とされることを規定しております。

第２３条は、事業者等が置かなければならない職員の基準を規定しております。

保育士、嘱託医、調理員を置くこととし、また置かないことができる場合を規定しております。

第２４条は、保育時間の規定をしております。

保育時間は原則８時間とすることとし、乳幼児の保護者の労働時間等を考慮して、事業者が定めることとしております。

第２５条は、保育の内容を規定しております。

家庭的保育については、厚生労働大臣が定める指針に準じて、保育を提供することとしております。

第２６条は、保護者との連絡について規定しております。

第２７条は、小規模保育事業の区分を規定しております。

小規模保育事業は定員等により、Ａ型、Ｂ型、Ｃ型となっております。

第２８条は、Ａ型事業所の設備基準として、ほふく室、調理室、便所などの設置や乳児一人当たりの面積の基準を規定しております。

第２９条は、Ａ型事業所に置かなければならない職員として、保育士、調理員などを規定しております。

第３０条は、家庭的保育事業における保育時間、保育内容及び保護者への連絡に係る規定を小規模保育事業Ａ型に準用することを規定しております。

第３１条は、Ｂ型事業所に置かなければならない職員として、保育士、調理員などを規定しております。

第３２条は、家庭的保育事業における保育時間、保育内容及び保護者への連絡に係る規定を小規模保育事業Ｂ型に準用すること及び設備における基準として､Ａ型事業所の設備基準の準用を規定しております。

第３３条は、Ｃ型事業所の設備基準として、ほふく室、調理室、便所などの設置や乳児一人当たりの面積の基準などを規定しております。

第３４条は、Ｃ型事業所に置かなければならない職員として、保育士、調理員などを規定しております。

第３５条は、Ｃ型事業所の定員を６人以上１０人以下と規定しております。

第３６条は、家庭的保育事業における保育時間、保育内容及び保護者への連絡に係る規定を、小規模保育事業Ｃ型に準用することを規定しております。

第３７条から第４１条までは、居宅訪問型事業について規定しております。

第３７条では事業の内容、第３８条では設備について、第３９条では職員について、第４０条では連携施設について、第４１条では保育時間、保育内容及び保護者への連絡についての準用を規定しております。

第４２条から第４８条までは、事業者内保育事業について規定しております。

第４２条では利用定員、第４３条では設備等について、第４４条については職員について、第４５条では連携施設について、第４６条では保育時間、保育内容及び保護者への連絡についての準用を規定しております。さらに、第４７条、第４８条では、事業者内保育事業のうち小規模、小規模型事業所内保育事業の職員基準と保育時間、保育内容及び保護者への連絡についての準用を規定しております。

第４９条では、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを規定しております。

最後に附則でございますが、本条例は、平成２７年４月１日から施行することと、事業者が新たな事業を展開する場合の経過措置を規定しております。

以上で説明を終わります。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行君

１の１６、第２条の５行目、この条例は職員がいろいろ精査しながら、道とかに尋ねてつくったものだと、私は考えておりますが、５段目のところの明るくて、衛生的な環境においてとあるのですけれども、この明るくての「て」ですね。これは町の憲章とか、小学校の目当ての中で書いてあります。明るく、強くとか、そういうふうに文章で書いてあるのですけれども、これは明るくてと書いてあるのですね。別に文章としてはおかしくないのですけれども、小学校とか町の憲章とかの目当ての部分でいくと、明るくとか、強くと、強くあれで書いてあるのですね。そこのところは、このように「て」に対して整合性といいますか、条例の文章ですから、私の国語力では解決しない部分があるので、そこのところを説明願えればと思います。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

第２条の明るくてというところですが、杉森議員がおっしゃるように、明るくとかという意味と意味が違えてということではございません。これにつきましては、先ほど杉森議員からお話があったように、道等と協議しまして、ある程度の準則等に倣ってつくらせていただいているということで、今後、事業者等がこれに基づいて運営基準等、例えばこういう目的とかもつくってもらうということになりますので、そういう中においては杉森議員がおっ

しゃるような形で書いていただくことも可能ですので、そういうことも含めて取り組んでいきたいと思っております。

○議　　長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

よくわかりました。それで、その段の最後のほうに、「かつ、適切な訓練を受けた職員が」とあるのですけれども、これは国家試験を持っている人を採用するということなのか、それともこれをずっと読んでいくと、町長が指定する研修機関を受けた者でもいいというように書いてあるのですね。８条、９条についてもこれがわかるのですけれども、２３条を読むと大体のことはわかるのですけれども、町長が認めた者、また知識や経験のある者が保育士でなくてもよいというふうに書いてあるのですけれども、このように解釈してよろしいのでしょうか。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

今回この家庭的保育事業等の設備及び運営につきましては、さまざまな事業の内容になっております。その中においては、杉森議員がおっしゃるように、必ず保育士の資格を持っていなければならないというものと、市町村長の研修を受けた者であればいいというふうな書き方をしておりまして、そういった研修を受ければできるようなものもあるという理解で間違いございません。

○議　　長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

わかりました。それで、次、２の１６のページの６条のところなのですけれども、ここに括弧書きで書いてあるのですね。家庭的保育事業者及び括弧になっているのですけれども、その次もまた丸括弧なのですね。その次はかぎで閉じていくのですけれども、丸丸でいくと、私にはどこで括弧が切れているのかというのがわかりづらいのですけれども、普通のこういうかぎですか、こういうかぎもあるので、こういうかぎ括弧を使ったらいかがと思うのですが、この文章の中でところどころそういうのが出てくるのですね。丸括弧へいってまた丸括弧出てきて、その中にかぎ括弧が出てくる。そうすると、ケツのほうで、どこで括弧が切れているのか、わからない部分が何カ所か出てくるのですね。それについて説明願いたいのですけれども。

○議　　長

杉森議員、今ので３回目なのだけれども、まだほかにあります。この辺。まとめて言ってください。

杉森俊行君。

○杉森俊行君

それでは６ページのところに、６条のところの８段目ですね、一番ケツのほうに。「ただし、離島その他の地域であって」、離島が出てくるのですね。町の条例をつくるのに、大樹町で離島というのはちょっと、あるのかどうかというのが物すごく感じるのですね。

私も夜起きていろいろ考えたら、北海道の中であるとすれば、天売・焼尻だけなのですね、あれは羽幌か古平かどこかの町の別な町村の中であるので、そこだけではないのですかなという気がするのですよね。道とか国の条例を見て写したのだと思いますけれども、ここのところがちょっと私は解釈できない部分。離島という文字が５６条に対しても五つか六つぐらい出てくるのですね。これはちょっとあれだというのと、３の１６、第１０条、ここの３行目ですか、３行目の前から行くと、「設備及び職員に兼ねることができる」と書いて、私、職員に兼ねるというのは「職員を」とか「も兼ねる」というのと話は違うでのですか。私の国語力では、ちょっと文章が続いていかないという懸念が物すごく持つのですけれども、それも聞きたいです。

それと、説明であった２歳未満の場合のときには、出てくるのは利用乳幼児と出てくるのですけれども、５ページの１７条の２のところの２段目に、（以下「乳幼児」という。）と出てくる。その前のときには、（以下「利用乳幼児」という。）というふうに括弧で出てくるのですけれども、ここの場合で乳幼児と出てくるのは、年齢的な問題でこういうふうに出てくるのか、法律上の問題で出てくるのかというのがよくわからないのですけれども、そこのところもお教え願いたいと。

それと、１８条の(10)虐待の防止のための措置とあるのですけれども、虐待防止ではだめなのですかというのが気になるのですけれども、そこも説明お願いします。

それと、６の１６ページ、２３条の後ろのほうに、委託医及び調理員を置かなければならないと書いてあるのですけれども、この調理人は普通調理師の免許が必要とか、国家的免許が必要なのか、ただのご飯つくる人であればいいのか。例えば、この前一般質問しました食品衛生管理者みたいな講習を受けた人でいいのかどうかというのも聞きたい。

あとは、５４号では、今のところこれだけなのですけれども、その説明をよろしくお願いします。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

まず一番最初にありました括弧とかぎの使い方ですが、これは基本的に地方自治体の条例を定める際にルールといいますか、使い方をしております。例えば、今、おっしゃられた６条の中では、（以下、「何々」という。）というようなものというな場合に、定義をする場合にかぎで示してあるというような使い方をしておりまして、そういった形で括弧とかぎが混在するような形になって、非常に見づらいことになっておりますけれども、一応、ルール上そういう形ですので、そういう形で使わせていただいております。

２点目の離島、その他の地域ですけれども、もともとここで準用しています法律上において、その他の地域という使い方をしておりまして、この中には例えば過疎地等も含まれておりまして、そういった意味で離島、その他の地域という言葉で使わせていただいております。大樹町にその離島が、ということでの趣旨では、もちろん杉森議員がおっしゃるようにございませんで、そういった形での法律上の使い方をさせていただいているということです。

あと、第１０条の職員に兼ねることができるの「に」の使い方なのですけれども、ここのとろは特に道等から示されたものについてもこういう形で書いてあったので、ちょっと疑義は挟まず、そういうような形で使わせていただいておりました。

あと、第１８条の虐待防止と虐待の防止というところの「の」の使い方につきましても、同じような形で使わせていただいております。

あと、第１７条の乳幼児のところですけれども、ここの部分は、第１７条の第２項を見ていただきたいのですけれども、これはちょっと特別の規定を置いておりまして、児童相談所等における乳児又は幼児の部分を（以下「乳幼児」という。）で指しておりまして、この部分、ほかの規定でもそうなのですけれども、特にそういう措置が必要な子供については、特別な計らいをしてほしいということでの規定が置かれております。

あと、調理員の規定につきましては、ちょっと全てが調理員の規定が必要かどうかということについて、ちょっと手持ちの資料が今確認すぐできませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

福岡孝道君。

○福岡孝道君

まず１点、昨年の４月１日、大樹町子ども・子育て支援会議条例というのができております。この議案の第５４号、５５号、５６号、５７号、これにほぼ関係あるのではないかと思いますけれども、この条例策定に当たりまして、大樹町子ども・子育て支援会議、この条例についての検討とか、会のほうで検討はなされたかどうかをお聞きしたいと思います。

それからもう１点、大樹町家庭的保育事業というのは、今現在あるのかどうかですね。

それから３点目、この５４号から５７号までは、ほとんどが国の基準に基づいてという形で、恐らく国のほうの示された条例がそのままになっている、そのままというか、そのまま引用されているのではないかと思いますけれども、大樹町独自に変えている部分があるのかどうか。例えば、ある市町村であれば、どこだったかな、１７条あたりで利用乳幼児及び職員の健康診断というところでは、例えば職員の検便を月２回行うとか、最低２回行うとか、そういう項を盛り込んでいるところもあるように見ましたけれども、大樹町はそういった独自な、町独自な条例文があれば教えていただきたいと思います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

今、福岡議員から、５５号、５６号、５７号の話もちょっと出たので、もし議長、お許しいただければ、まとめてちょっと考え方だけ申し上げさせていただきます。

この条例は、全く我々も想定していなかったのですよ、初め。国からは、こういうことでやりなさいと来た、これは私どもは大樹町の保育所の関係の条例は、大樹町保育の実施に関する条例というのがあります。これが頭になる。これは設備と運営ですから、万が一、こういうような例えば家庭的ですから、例えば極端な話ですよ。町の中で４人、５人の子供さんを預かって云々といった場合の関係については、設備だとか運営については先ほど課長説明したような、こういう形で進めていかなければならない。いろいろと字句の関係だとか、離島の話も、僕も離島云々という話があったのですけれども、やはり国からこういうことで示されたということも一つあります。はっきり言って。

それと、地域には過疎や辺地だとかそういうことも含んでの一体的な物の考え方で、今回ご提案をしたと、こういうような事業者は今現在、一切ありません。本町においては。今後、万が一ですよ、出てくるということも考えられるので、あらかじめこういうことをつくっておけと、国のほうではそういう。それはできたときに、私も当初は担当と話ししたときには、そういうような方が上がってきたときに、お願いしてつくったらいいのではないかということだったけれども、それではちょっといろいろ設備だとか、今、人の関係だとかいろいろそういう細かなことがあるので、それでは間に合わないと。ですから、今回のこの定例にお願いをしようというのが一つのお願い事項です。

それから、また、今、子育て支援会議、そういう会議もあります。ここでは、いろいろと話しして、この件についてはまだ話はしておりません。来週ある会議の中では、こういうようなことで議会からも議案で認められましたということで、一応説明はしようと思っています。ですけれども、はっきり言って、これから説明をしていく家庭的だとか、それから地域型保育だとか学童云々とか放課後、これらもひっくるめていけば、うちもきちっとした条例持っていますから、そういうようなものと連携も出てくるかということもあろうかなと思います。ですけれども、やはり親のものがありますから、今回このような形で細かく分けて、家庭だとか云々だとかということでのそういう事業展開をなされる方が、万が一出たら困るなと思いまして、私のほうは、前もってこういう形で条例化をしていただきたいということです。

ですから、今後、こういうような形で本町でこういうことでこう云々とかということは、私は今のところは余り出てこないのかなという気がしています。ということは、うちも北と南、また町立の云々ということも持っていますし、ただ、学童的な放課後的なものも今、町でやっていますから、そういうようなこととの連携は出てくるかなと思います。そういうようなことで、あらかじめ前もって出された場合には、設備運営に関しては、こういうような条例も制定しているので、このとおりお願いしたいというような形で、一応、そういう事業者との協議が出てくるのかなと思っております。

そういうような形で、今回早目にこの条例をお願いしたいということでございますので、中身は今申し上げたとおりです。ちょっと先走った、先のことまで言ってしまいましたけれども、そういうような状況です。

○議　　長

福岡孝道君。

○福岡孝道君

それでは、町独自の文言は入っていないということで、わかりました。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

志民和義君。

○志民和義君

まず職員の関係ですが、現在、町内に北・南そして町立の保育所二つあるのですが、その保育士の方々、職員ですね、保育士の資格を持った方の割合、人数と割合をお願いいたします。

それから、２３条の家庭的保育所保育士、小規模保育所の事業所のＡ・Ｂ・Ｃと今度区分されるのですが、そのＡ・Ｂ・Ｃによって保育士の数が、Ａは保育士、Ｂは保育士が２分の１以上、Ｃは家庭的保育士でいいとこういうふうになっておりまして、子供によって差できるのではないかいうふうに考えているのですね。そして町長の行う研修というのが、一体どういうふうなことになっているのか、どういう内容で研修がやるようになるのか、それをお伺いしたいというふうに考えております。よろしくお願いします

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

まず職員についてですが、法人につきましては南が現在いらっしゃる保育士の方が１３人、うち資格がない方が１名、北が１１人保育士がおりまして、資格がない方が２人でございます。ただ、資格がない方につきましては、もともと南の１３人につきましては、保育所で必要とされる保育士の基準を上回って配置し、さらに補助員の方については、特別に支援が必要な子供について加配ということで、法人の保育所のほうから置いてほしいというような要望もあり、そういった形で置かせていただいているということで、保育所の職員の設置基準を満たしていないというような状況ではございません。

町立につきましては、尾田、旭、それぞれ２名おりまして、二人とも保育士の資格を持っております。

２点目の小規模保育事業の人数割合等についてですが、ここにつきましては、国のほうで預かれる人数等によりまして、職員の資格や配置人数を変えております。これに基づいて大樹町においても基準を定めさせていただいております。

志民議員がおっしゃいました、どのような研修を行えばその資格がない方がということな

のですけれども、基本的には家庭的保育事業者とかにつきましては、厚生労働省が定める基礎研修というものがもともとございまして、そういった認定研修を国のほうでは考えているようでございますが、実際、具体的なことにつきましてはまだ決まっていないということでございますので、今後、明らかになってくるのではないかと思っております。

以上でございます。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義君

中身が決まってないというところで、判断せということも、ちょっと厳しいかなというふうに思いますね。それで小規模保育事業所について、Ａ・Ｂ・Ｃのランクがついていて、しかも資格がない、研修だけでいいということになると、保育というのは養護と教育の一体的なものだと。極めて専門性の高い、専門性を持った職員によってなされなくてはならないと、こういう指針も示されておりますので、そういう点から現行のもしこういう事業所が出てきた場合、現行の基準を下回るようなことを、あらかじめ定める必要があるのかどうかというふうに私は考えますが、そういう点についてはいかがでしょうか。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

先ほど、私のほうで説明させていただきました認定研修につきましては、例えば、経験者につきましては講義等で４０時間とか、保育実習を別途行ってくださいとかというような形、あるいは未経験者につきましては、保育実習をカリキュラムとして１とか２とかを設けまして、そういったものを２０日間以上やってくださいというような形で、国のほうは今時点で考えているようでございます。

認定研修でございますので、この研修を受けなければ家庭的保育事業の事業者として、子供を預かるということが基準として認められないということになりますので、町としても仮にそういうふうな申請があった場合は、そういった研修等をきちんと、今時点ではちょっとわからないですけれども、受ける、あるいは今後受けていただくということを、その研修が終わってから事業を開始していただくというふうにお願いするということになろうかと考えております。

以上です。

○議　　長

志民和義君。３回目です。

○志民和義君

それで結局、今はないということなのだけれども、これから出てきた場合ということですから、今のうちにきちんと。私は、Ａ・Ｂ・Ｃどちらの事業所であろうと、保育士をやっぱりきちんと配置するというふうに定めておいたほうがいいと思うのですね。子供によって、

場所によって専門職でない人というのは、研修受ければいいのだといったら、今のＡ自体もだんだん怪しくなってくる可能性も、緩和される可能性もないとはまた言えないのですね。

そういうことを考えると、保育士を配置するというふうに定めておいたほうがいいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

これにつきましては、あくまでも基準ですので、当然、家庭的保育事業をされる方で、保育士の免許を持っておられるという方がやっていただければ、一番それはよろしいのかなと思っております。

ただ、一方で、そういうニーズがあったときに、必ず保育士の資格がなければ、ではこの事業はできないのかということになりますと、逆にニーズがあってハードルを上げてしまうということがありまして、国のほうにおきましてもある程度緩和的な措置としてある程度研修を受けた方という、決められた認定研修を受けた方ということで定められているということです。

ですので、当然ながら保育士として最低基準ですので、この基準は守っていただくということがもちろんでございますけれども、当然、保育士の方がやっていただければベターですが、基準としては国が定めたそういった今後出てくるであろう研修を受けて、認定を受けた方ということで基準のほうをつくらせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹君

平成２７年４月から新たな施設事業・保育事業が変わっていくのですけれども、そこだけちょっと聞きたいのですけれども、目次の第２章から第５章の家庭的保育事業から事業所内保育事業の簡単にこういった事業を行うのだ、保育事業を行うのだよということ、なかなか理解できない点もあるので、小規模もＡ・Ｂ・Ｃで居宅とかいろいろあるのですけれども、簡単に保育事業の内容について。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

ちょっと順が逆になるかもしれませんが、先に小規模保育事業なのですけれども、こちらは国の考え方といたしましては、どちらかというとＡ型というのは人数が多い、Ｃ型というのは少ないというような形で考えております。できるだけ国については、今、待機児童が都会等で多いという観点から、保育所に移行してほしいというような考え方を持っておりま

す。そういった意味で、できるだけＣ型はＢ型、Ｂ型はＡ型、Ａ型は認可保育所に移ってほしいというような考え方でございます。小規模保育事業につきましては、ミニ保育園というふうに思っていただければいいのかなというふうに思っております。

一方で、家庭的保育事業のほうですけれども、こちらはゼロ歳児から２歳児、特に手厚い見守り等が必要な子供についてを重点を置いてやろうというような形での基準になっております。そういった意味で、家庭的保育ということで、預かる保育士さんの家でやる場合とか、訪問して行ってやるような場合とか、あるいは事業所内でやるような場合とかというようなさまざまな家庭的事業所内居宅訪問というような形で、それぞれ定めております。

基本的には今言ったように、できるだけ小さい子供が多いものですから、細やかなそういう保育をしてほしいという趣旨での家庭的保育というふうに、国のほうで子育て支援会議のほうでは考えておりまして、そういった大まかな、本当に大まかなのですけれども、区分けになっております。

以上でございます。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

今、説明受けたのですけれども、都会型の待機児解消の対策かなと思うのですけれども、そういっても国の制度を大樹町もやるのだと。そうすると、大樹町もひょっとしたら企業参入が出てくるだろうと思うので、そういった中で大樹町独自の保育条例ってありますよね。そういった中で、今後こういうことで入ってくると、その整合性を今後どうやっていくのかという、最後にお聞きしたい。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

保育所、幼稚園等につきましては、基本的には道の認可になりますので、道の認可を受けなければできないということになります。一方、こういった地域型保育事業等につきましては、市町村が認可等ができるような基準になっております。そういったことから、あらかじめこの基準に定めてある項目、最低基準ですね、これに基づいて事業の設備とか運営、目的等を定めていただいてということでできるだけ預かる、大樹町内の子供たちが預かっていただくことになるのですけれども、そういった形でその差異がないような形で、町としてそういう事業者、もしあれば調整をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議　　長

安田清之君。

○安田清之君

村田課長、今、齊藤議員が言った人数を言ってくれと言った。何も言ってないのだよ。家

庭保育は何名からですか、小規模は何名からですかとお聞きをしているのですが、人数については上限がなければどうでもいいのかいと、先生がいればいいのかいということでしょう。そこら辺はしっかり答えてもらわないと、参入はあるよ、必ず。だから、こういうものについては、こうでございますよと、A・B・C。これはきっちり答えてもらわないと、条例だから、町の条例よりこっちが上位ですよね。どっちが上位ですか、条例というのは。大樹町の条例より国の条例、これ条例なのだよ。どっちが上なのですか、規則を決めてありますよと、どっちが上位、上位とみなすのか、これ説明をいただいておりません。大樹町にもつくってあります。この条例は、それではどうでもいい条例なのか、どっちを考えるべきなのですか、そこら辺を教えていただかなければ、これなかなか国から示されたものだから理解しているのだけれども、大樹町の規則とこの条例はどっちが上位になるのですか、どっちを基準として我々は判断をすればいいのですか、それを教えてください。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

ちょっと私のほうから、もう一度またお話させていただきます。

人数のことは課長からお話をさせていただきたいと思います。

どっちが上だという話ですけれども、どっちも同じです。条例ですから。これは国のほうで児童福祉法の関係で、先ほど齊藤議員もおっしゃっていましたけれども、私もそうかなと思っているのですけれども、都会型のことがそっくり我々地方にも来たのかなと。今、議員もおっしゃるように、参入はある得るぞと言ったから、あるのかなと思って聞いたのですけれども、それらに対しての設備だとか、運営というのが今回の条例です。

ですから、あくまでも保育に関する云々というのは北海道が決めて、きちっとしたものは、うちは条例持っているのですよ。保育所の設置条例だとか、料金だとか、いろいろそういうものがあります。今回は設備と運営ですから、こういう家庭的云々の中でA・B・Cランクいろいろと議論がありましたけれども、そういうものでの万が一の参入があれば、あったときに泡食うよりも今からきちっと、条例はこういう形にしておいたほうがいいだろうと。

やはり先ほど申し上げたように、大樹町の保育に関する条例が一発ありますから、そこでこういう条例を制定をしていただいても規則なりそういうものの中で、先ほどからお話出ているような基準だとか云々ということは、これはしっかりやっていかなければだめだと思います。ですから、そういうことを今後、今の子育て支援会議の中でもまた議論をしていただきながら、また私たちも、今、運営されている方々との協議も出てくるだろうと思っています。そういうような形で今後進めていこうということで、上位法からいったら、うちのほうには保育に関する条例もありますし、設備と運営の関係ありませんので、今回このような形で設けてさせていただくということでご理解願いたいなと思っています。

あと人数的なことは、課長のほうからお話をさせていただきます。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

大変失礼いたしました。小規模保育につきましては、原則利用定員は６人以上１９人以下、家庭的保育事業につきましては利用定員は５人以下となっております。小規模保育事業につきましては、利用定員は６人以上１９人以下、家庭的保育事業につきましては、利用定員は５人以下となっております。ただし、小規模保育事業のうちＣ型につきましては、６人以上１０人以下となっております。

以上でございます。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

志民和義君。

○志民和義君

ただいま提案されております議案第５４号大樹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、反対の討論を行います。

今回の条例案は、職員で小規模事業所のＡ・Ｂ・Ｃのランクをつけて、そして保育士の配置基準をＡは保育士、Ｂは保育士の配置基準を２分の１以上、Ｃは保育士は配置しなくてもいいと、こういうことになっております。しかし、保育は専門性の高い職種で、職員によってなされなければならないと、このように示されていることもありまして、子供によって保育の内容、養護の内容、教育の内容が差別されるようなことがあってはならないと、そのように考えておりますので、本案に反対をいたします。

○議　　長

次に、賛成討論の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議　　長

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第５４号大樹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議　　長

起立９人。

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩　午前１１時３０分

再開　午後　１時００分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第１３　議案第５５号

○議　　長

日程第１３　議案第５５号大樹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました議案第５５号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてをお願いするものでございます。

この条例も子ども・子育て支援法におきまして、国が定める特定教育、特定教育というのは、保育所、幼稚園、認定こども園で受ける教育・保育のことをいう、そんなことでご理解願いたいと思います。その特定教育・保育施設及び特定地域型の保育事業の運営に関し、市町村が条例によりその基準を定めるものでございます。

保育所等の認可・運営等については、前号のときもお話ししましたとおり、従来どおり原則都道府県が行うことになります。今後、その中で指導・監督につきましては、今後、市町村が行うことになります。指導・監督は運営基準に基づいて行うことになり、条例において定める基準においては、利用開始に伴う基準、管理、運営等に関する基準を定めるというようなことになっておりますので、今回そのような形でご提案をするものでございます。

なお、内容につきましては、保健福祉課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

それでは、議案第５５号大樹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてのご説明をいたします。

各条文の内容につきましては、それぞれ条文の概要についてのみご説明させていただきたいというふうに思います。

第１条では、条例の根拠となる法律である子ども・子育て支援法を示し、第２条では、条例中使用される用語の定義を示しております。

第３条では、一般原則を規定しております。第１項では、事業者は、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境を確保すること。第２項では、子どもの意思、人格を尊重し、子どもの立場に立ったサービスの提供をすること。第３項では、関係者や関連施設との密接な連携に努めること。第４項では、子どもの人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備や研修の実施を規定しております。

第４条では、施設全体の定員及び年齢ごとの利用定員に関する基準を規定しております。ゼロ歳児らか２歳児と３歳児から５歳児とし、さらにゼロ歳児から２歳児については、年齢ごとに定めることとなっております。定員は２０人以上となっております。

第５条は、選択に資すると認められる事項について、サービスの提供に当たってあらかじめ保護者に対して、文書による事前説明を行った上で、同意を得ることを求めることを規定しております。事前説明が求められる事項としては、事業所における運営規定の概要や職員の勤務体制などとなっております。

第６条は、利用申し込みに対する正当な理由のない提供の拒否と定員超過の場合の選考について規定しております。

第７条は、施設が町の施設利用のあっせん、調整及び要請に対し協力する義務を負う規定です。

第８条は、施設は支給認定書によって受給資格を確認しなければならないことを定めた規定です。支給認定証には、支給認定の有無や支給期間などが記載されることになります。

第９条は、施設は保護者の支給認定の援助の義務を負うことを定めた規定です。

第１０条は、施設は子どもの心身の状況等の把握に努めなければならないことを規定しています。

第１１条は、施設は小学校等との密接な連携に努めなければならないことを規定しています。

第１２条は、施設はサービス提供の際には、必要な事項を記録しなければならないことを規定しています。

第１３条は、利用者負担額の受領についての規定です。

第１４条は、利用者負担額の通知等の規定です。

第１５条は、施設がそれぞれの区分に応じて行う特定教育・保育の基準となる規定を規定しております。例えば、第１項４号では、保育所は厚生労働大臣が定める保育指針に基づき保育を行うことを規定しております。

第１６条は、施設の評価等を規定しています。

第１７条は、施設は保護者に対し、相談及び援助を行わなければならないことを規定しています。

第１８条は、緊急時における連絡及び措置等を規定しています。

第１９条は、不正な給付について町へ通知しなければならないことを規定しています。

第２０条は、施設が定めなければならない運営規定を規定しております。運営規定には、施設の目的及び運営の方針、職員の職種、員数及び職務の内容などを規定することとしております。

第２１条は、施設の勤務体制や職員の研修機会の確保等について規定しています。

第２２条は、施設の定員の遵守について規定しております。

第２３条は、施設における利用申込者の選択に資すると認められる重要事項の掲示を規定しています。掲示は、運営規定の概要や職員の勤務体制、利用者負担などをすることとされています。

第２４条は、乳幼児の平等な取り扱いを規定しています。

第２５条は、虐待の禁止を規定しています。

第２６条は、懲戒に係る権限の濫用禁止を規定しています。

第２７条は、秘密保持及び情報提供については、文書により保護者の同意を得ておかなければならないことを規定しています。施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならないことや小学校との情報提供が必要な場合を想定し、情報提供について保護者の同意を得ておくことを規定しております。

第２８条は、保護者が適切に施設を選択できるよう情報の提供を行うように努めるとともに、広告をする場合には、内容を虚偽又は誇大なものとしてはならないと規定しています。

第２９条は、施設による利益供与の禁止及び利益収受の禁止を規定しています。

第３０条は、施設の苦情への対応方法等を規定しております。施設に対し苦情があった場合は、その内容を記録しておくことや苦情に関して、市町村が行う業務に協力することなどを規定しております。

第３１条は、施設と地域との連携を規定しています。

第３２条は、施設が事故の発生又はその再発を防止するために講じなければならない措置、事故発生時の対応について規定しています。

第３３条は、施設の会計をその他の事業の会計と区分しなければならないことを規定して

います。

第３４条は、施設が整備すべき諸記録について規定しています。

第３５条は、保育所が特別利用保育を提供する場合の基準について規定しています。ここでは、幼稚園サービスを受ける子どもが、保育サービスを利用することとなった場合を想定しています。

第３６条は、幼稚園が特別利用教育を提供する場合の基準について規定しています。ここでは、保育サービスを受ける子どもが、幼稚園サービスを利用することとなった場合を想定しています。

第３７条は、特定地域型保育事業の利用定員を規定しています。

第３８条から第４９条までは、特定教育・保育施設と同様に、特定地域型保育事業においても運営に関する基準や正当な理由のない提供の禁止、あっせん、調整及び要請に対する協力などを規定しております。

第５０条では、特定地域型保育事業においても受給者資格の確認や、申請に係る援助などを準用するための規定です。

第５１条では、特別利用地域型保育の基準を、第５２条では、特定利用地域型保育の基準を規定しております。第５１条では、保育所において幼稚園サービスを提供する子どもについて、第５２条では、幼稚園において保育サービスを提供する子どもについて、法による認可基準や定員の遵守を規定しております。

第５３条では、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることを規定しております。

最後に、附則でございますが、本条例は、平成２７年４月１日から施行することと事業者が新たな事業を開始する場合の経過措置を規定しております。

以上で説明を終わります。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行君

第５４号でも申し上げましたが、大樹町には離島は存在しません。それで、離島の削除をお願いしたいと思います。５４号はもう終わっていますけれども、５４号に対してもそのように申し上げたいと思います。

そして５４号のところで僻地という言葉が出てきたのですが、ここの離島の部分を削除して、ここに僻地という言葉を変えて入れてはどうかと思いますので、町のほうの答弁をお願いします。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

杉森議員からご指摘のありました、離島その他の地域という文言でございますが、５４号でもご説明いたしましたとおり、法令上の一般的な運用というのでしょうか、引用に当たりまして、そのような書き方をさせていただいているということで、確かに大樹町には離島はございませんが、離島その他の地域ということで、例えば先ほど杉森議員もおっしゃいましたように、辺地とか過疎とかそういったものも含んでいるというようなことでの書きぶりということでご理解をいただければと思います。

○議　　長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

言葉のあやで大樹町には３０年ぐらい前に、これは言っていいかどうかわかりませんが、アイヌ語か何かの中で、たしか私が３０年前に本町に来たときに、これは学校の資料の中にも地図の中にも島という字はあるのですね。それは島でなくてこれは土地なのですけれども、そういうことを考えると、私は、離島というものに対してすごく嫌な思いといいますか、そういうことが感じますので、できましたらこの離島を何とか廃止してもらいたい、そういうふうに強く思っています。多分、町長は、どこの地域のことだということは、たしかわかっているはずだと思います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

いろいろと前号に引き続き、杉森議員からの離島その他という文言なのですけれども、内容的には私もこういうような文言がどうなのかなという、先ほどからそう思っております。ただ、いろいろと文章の条文の流れからいくと、こういうものが該当するところは、これを例えば落として、その他僻地だとか辺地・過疎云々というようなこういうものの書き方でいけば、わかりやすかったのかなと思っておりますけれども、今回、国のほうから示された字句の流れからいくと、離島その他、その他の中に先ほど言ったような文言が入ってくるのかなと思っております。

いろいろとそういうような考え方もありますし、ここで云々というようなこと、ちょっと差し控えたいのですけれども、できれば私たちもこういうような利用の中にあっては、今後、やはり文言のきちっとした整理の仕方というのは、町独自での行うことも大事なことかなと思っておりますので、以後、このことにはしっかりと議員の申し上げたような形で進めてまいりたいなと思っております。

○議　　長

杉森俊行君。

○杉森俊行君

この附則とか何かを見ていると、改革とか文書の変更とか出てくると思うのですけれど

も、今回もこのように上がってきているものを下げて、もう少し精査したらどうですかということまでは私言いませんけれども、文言の改革があるのであれば、国なり道なりから下がってきたものであってもその土地土地でおもしろくないというか、ちょっと気にかかることがあるので、どっかの機会がありましたら、この文言を削除するような提案ですか、そういうものを町のほうからいただければ、私は、これ以上は申しません。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第５５号大樹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１４　議案第５６号

○議　　長

日程第１４　議案第５６号大樹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました議案第５６号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてをお願いするものでございます。

この条例は、放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。放課後児童クラブにつきましては、これまで多様な形態で運営されております。各地域におけるニーズを満たしてきたところでもあるかなと思っております。子ども・子育て支援制度においては、放課後児童クラブの具体的な機能と役割を明確化するとともに、設備及び運営に関する基準を定め、全体的な質の底上げをするというような目的で、今回この基準が示されたところでございます。これに基づきまして、私どもも、放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準を定めることとして、今回、ご提案するところでございます。

なお、内容につきましては、保健福祉課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

それでは、議案第５６号放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてのご説明をいたします。

この条例につきましては、放課後児童健全育成事業と言っておりますが、いわゆる学童保育のことでございます。

それでは、各条文の内容につきまして、それぞれ条文の概要についてのみご説明させていただくというふうに思います。

第１条は、条例の根拠となる法律として、児童福祉法を示しております。

第２条は、最低基準の目的を規定しております。目的は、児童が明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障することと規定しております。

第３条は、町が放課後児童健全育成事業者に対して、設備及び運営を向上させるように勧告できることを規定するとともに、町の最低基準向上の努力義務を規定しています。

第４条は、事業者の責務を規定しております。事業者は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させるとともに、最低基準を理由に、その設備又は運営を低下させてはならないことを規定しております。

第５条は、放課後児童健全育成事業の一般原則を規定しております。放課後児童健全育成事業における支援の目的や事業者としての一般原則とともに、外部者による評価と評価結果の公表などを規定しております。

第６条は、災害に備えた設備、訓練を規定しております。

第７条は、事業者の職員の一般的な要件を規定しております。

第８条は、事業者の職員の知識及び技能の向上等を規定しております。

第９条は、放課後児童健全育成事業所の設備の基準を規定しております。遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設けることや、区画の面積の基準などを規定しております。

第１０条は、事業者が置かなければならない職員の基準を規定しております。支援の単位を４０人以下とし、支援の単位ごとに二人の支援員を置くこととしております。

第１１条は、利用児童の平等な取り扱いを規定しております。

第１２条は、職員の虐待等の禁止を規定しております。

第１３条は、事業者の衛生管理等を規定しております。

第１４条は、事業者が定める運営規定の項目を規定しております。運営規定では、事業の目的及び運営の方針、職員の職種や職員数などを規定することとしております。

第１５条は、事業者が備える帳簿について規定しております。

第１６条は、職員の秘密保持等を規定しております。

第１７条は、事業者の苦情への対応方法等を規定しております。

第１８条は、放課後児童健全育成事業の開所及び日数を規定しております。小学校の授業の休業日については１日８時間、小学校の休業日以外の日は１日３時間とし、年間２５０日以上の開業を原則としております。

第１９条は、事業者の保護者との連絡について規定しております。

第２０条は、事業者と関係機関との連携を規定しております。

第２１条は、事業者が事故の発生又はその再発を防止するために講じねばならない措置、事故発生時の対応について規定しております。

第２２条は、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることを規定しております。

最後に附則でございますが、本条例は、平成２７年４月１日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義君

まず、学童保育の現在行われている定員おおむね４０人これですが、現在通っている、利用している人数と、それから今度６年生までになるのですね、それでどのぐらいふえる予定しているのか。それから、１８条で日数が２５０日なのですが、現在、何日ぐらい利用されているのか、開所しているのか。同じ１８条で時間なのですが、開所時間ですが、平日の開所時間は何時から何時までか、そして何時間なのか。それから、平日以外、休日ですね、土曜休日は何時から何時までで、何時間開所しているのかということ。

それから、最後に、町長の研修ということになっていますが、これは時間的にどのような内容、時間的と内容はどのようになっているかお聞きをしたいと思います。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

お答えいたします。

まず利用者数ですが、９月１日現在で７５名が利用しております。今後、６年生までになるということで、どのぐらいふえるのかということでございますが、具体的に来年度以降、預けたいという形でのアンケートみたいな形ではとったことがございませんので、ちょっとその数は把握はしておりません。

現在の開所日ということですけれども、平成２５年度におきましては２４５日を開所しております。開所時間につきましては、平日は、学校が終わった放課後から午後６時まで、学校がお休みの日につきましては午前８時から午後６時までとなっております。

研修等につきましては、家庭的保育でもありましたが、基本的に有資格者が指導したほうがいいということになっておりますので、そういったことに基づいて行われることとなっておりますが、詳細についてはまだ決まってないということなので、決まりましたらまたそれに基づいて対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義君

わかりました。日数２５０日ですが、今、２４５日ですから、今の今回の条例案でもクリアしているかなと。ただ、人数ふえてくるとこれがどうかなと気になるのと、それからもう一つ時間ですが、平日、終業後から６時までというと、これ今回３時間と決まりましたけれども、それ以上になる場合は現在もある、行われているのですか。例えば、４時間とか５時間とか、そういうようなのは実態としてはあるのでしょうか。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

実際は放課後ということですので、各学年によって違いますが、実際は３時間以上ということになってると思います。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義君

最後ですが、せっかく町で定める条例ですので、今までやっている時間、３時間でなくて４時間とか５時間とかというふうに平日は定めるとか、あるいは休日、土曜日とかを８時間というのではなくて、現実、今は１０時間になっているのですね。ですから、私は、そのまま１０時間に定めておくと、あといろいろ特別、条例いじることないので、今から私は１０時間にしておけばいいのではないかというふうに考えていますが、そういう点はどのような対処するのでしょうか。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

今回はあくまでも基準として定めるものでございまして、例えばほかの事業者が参入してきた場合については、３時間以上とかでお願いしたいということで設けております。ただ、議員おっしゃるように、もっと長くなるということも想定されますので、そこは事業者のほうが、どの程度そこを考えてくれるのかということがございます。

町におきましては、現状では放課後から午後６時までと、休業日が午前８時から午後６時までということでやっておりますので、この基準を定めたからといってここを短くするとか、そういうことは考えてはおりません。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

阿部良富君。

○阿部良富君

今の説明で大体わかりました。だけれども、この問題については町の人は利用できますね、だけれども、田舎の人は余り利用できないのではないかと思うのですけれども、田舎の人が利用するときはバスを出してくれるのかどうかということ。やっぱりそういうことぐらい考えてもらわないとできないと思うので、そういうことも頭に置いて考えていただきたいと思います。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

現在、子ども・子育て支援会議において、そういったいろいろなニーズ等も含めながら検討することとしておりますので、そういったことも踏まえて議論していただいて、より使いやすいような形でできればというふうに、やっていくように考えていきたいと思っております。

○議　　長

髙橋英昭君。

○髙橋英昭君

２点について質問をいたします。

まず１点目ですけれども、附則の中の第２条、この条例の施行の日から平成３２年３月３１日までの間と続いておりますけれども、まず平成３２年３月３１日というのはどういう根拠からこういった年月となるのかが１点。

もう１点ですけれども、現在、学童保育やっておられるわけですけれども、この条例にほぼクリアされているというお話でございましたけれども、合致しているでしょうか。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

まず１点目の附則でございますが、職員の経過措置でございます。

今回、職員につきましては全て、５４号から５６号につきましては保育士、幼稚園教諭ということになっておりますが、両方の資格を持っていない方がおります。５年間のうちに、できるだけ両方の資格を取ってほしいという趣旨で、３２年というふうに定めさせていただいております。

２点目の今の大樹町にある条例が、ほとんどクリアしているのかということなのですけれども、６年生までの受け入れがまだできていないというような状況については、満たしてはいないところでございます。これにつきまして、４月から直ちにできるかどうかということも含めて、その会議等で検討をするということが必要なのかなということと、場所等もどうするかも含めて検討をしていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

志民和義君。

○志民和義君

ただいま提案されております議案第５６号大樹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、反対の討論を行います。

学童保育の開所時間を平日１０時間を８時間に少なくするのではなく、現在の時間に設定すれば、８時間の子供に対しても対処できるというふうに考えています。あえて今、少なくする必要はないと考えています。同様に、平日の学童保育についても３時間というのではなく、現在、そういう方もいるということですので、４時間なり５時間なり設定するべきだというふうに考えております。せっかく今、条例制定するのでありますから、今から現状のとおり定めておいたほうがよいと考えまして、本条例案に反対をいたします。

○議　　長

次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議　　長

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議　　長

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第５６号大樹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議　　長

起立１０人。

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１５　議案第５７号

○議　　長

日程第１５　議案第５７号大樹町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました議案第５７号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件については、大樹町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正についてをお願いするものでございます。

このたび国のほうも母子及び寡婦福祉法の一部改正がございました。それに伴いまして、本町のひとり親家庭に対する支援施策の充実、特に父子家庭への支援の拡充に伴いまして、この制度、用語の多くが改正されるというようなことで、今回、当町の条例も改正が必要になったということでの改正内容でございます。

条文につきましては、町民課長のほうから説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

林町民課長。

○林町民課長

議案第５７号大樹町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

今回の改正は、母子及び寡婦福祉法が改正され、平成２６年１０月１日に施行されること

に伴い、大樹町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例を一部改正するものでございます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

第２条では、母子及び寡婦福祉法の改正により法律の名称が、母子及び父子並びに寡婦福祉法となったこと。法令に配偶者のいない男子の規定が加えられたことから、条文を改めております。

次のページになりますが、第３条では、児童福祉法の法令番号が欠落しておりましたので、今回加えさせていただきました。

この条例は、平成２６年１０月１日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わらさせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第５７号大樹町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１６　議案第５８号

○議　　長

日程第１６　議案第５８号大樹町老人アパート設置条例を廃止する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました議案第５８号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件については、大樹町老人アパート設置条例を廃止する条例の制定についてのお願いでございます。

今回、この老人アパートを老朽化によりまして取り壊し等を行いました。そのことにより、用途廃止というようなことで、このアパートの設置条例も廃止をしたいということでの条文内容でございます。

附則といたしましては、公布の日から施行するというようなことでございますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わりたいと思います。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第５８号大樹町老人アパート設置条例を廃止する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１７　議案第５９号

○議　　長

日程第１７　議案第５９号大樹町病院事業の設置等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました議案第５９号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては､大樹町病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてをお願いするものでございます。

今回、病院が新たに改築されまして、このような形で１０月２０日から運営されるというようなことで、新たな一部条例改正も出てきますので、今回の議会において一部改正をする条例の内容でございます。

条文内容につきましては、病院の事務長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

黒川病院事務長。

○黒川病院事務長

議案第５９号大樹町病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。

今回の条例改正は、先般、建設完了いたしました新病院の運用に関して、大樹町病院事業の設置等に関する条例を改正するものです。

１点目は、第２条第３項に規定する病床数について、５２床から５０床に変更するものであります。

また、新病院を運営するに当たり、第７条第３項に規定する別表の使用料の改正をお願いするものです。

１番目は、個室の使用料ということで、現在、二人使用の場合、１日につき水道付６００円、水道無５００円、一人使用の場合１，０００円とあるのを、一人使用の場合、１日につき２，７００円に改正するものです。これは個室希望の場合に限ることといたします。

新病院では、一人用で、シャワー、トイレ、ソファベッド付のいわゆる特別使用の部屋が二つございます。この部屋を希望される場合に限り、この使用料をいただくことと考えております。

２番目ですが、冷蔵庫、ロッカー、１日につき１００円を、冷蔵庫１日につき１００円に改正するものです。現在は病室に冷蔵庫はなく、談話室にロッカー式の冷蔵庫を設置しておりますけれども、新病院では冷蔵庫を希望される場合に、消灯台に冷蔵庫を組み込んでお貸しすることとしております。その場合、１日、１００円をいただくということでございます。

３番目、製氷器、１キロ、１００円を廃止します。新病院に製氷器は設置しないこととしております。現在でも製氷器の利用はほとんどなく、希望がある場合は、詰め所の冷蔵庫のものを提供して足りております。新病院は冷房もきいておりますので、同様の対応で足りるものと考え、不要と考えております。

４番目ですけれども、死体検案料、料金改定は行わず、文言の整理をするものでございます。摘要中、薬価基準を診療報酬点数に、死後処理した場合は２，０００円を死後処理した場合は、実費をに改めるものでございます。

５番目ですが、自動車使用料、これは過去に適用があったもので、現在は該当がないことから削除いたします。

第６番目、寝具使用料、寝具使用料を寝具・病衣使用料とし、病衣１日につき５０円、入院のみを追加するものです。寝具の使用料は、付き添いの方が宿泊する際の布団・枕など一式であり、入院している患者さんの寝具のことではございません。

病衣につきましては、パジャマですけれども、これまで無料でありましたが、管内公立病院の状況を踏まえ、１日５０円をいただくこととし、自己所有のパジャマを持ち込む場合は、適用外とするということにいたしたいと思っております。病院のパジャマを使用する場合に、いただくこととしたいと思っております。

７番目、電気使用料、ラジオ・白黒テレビ・扇風機・電気ポット、１日につき３０円、カラーテレビ・電気毛布・電気アンカ・冷蔵庫・電気炊飯器、１日につき４０円とあるのを、ラジオ・電気ポットその他電子機器、それぞれ１日につき５０円とするものです。

この規定は、相当古い時代に実際の利用に即して規定したものと思われますが、新病院ではテレビはレンタルのカード式となり、冷蔵庫も先ほど言いましたが、貸し出しとなります。現在もラジオ・電子機器の使用はほとんどないので、今後もほとんどないかと想定しておりますが、使用する場合には１日５０円をいただくというものでございます。

充電式のノートパソコン・スマートフォン、あるいは携帯ラジオ等はいただかないかなと思っております。コンセントを差して使うような電子機器の場合にいただくということを想定しております。

８番目ですが、特別長期入院料、こちらは該当がないため削除いたします。手数料については改正がございません。

なお、附則で、この条例は、新病院の入院診療が始まる平成２６年１０月２０日から施行することといたしております。

以上でございます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第５９号大樹町病院事業の設置等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１８　議案第６０号

○議　　長

日程第１８　議案第６０号北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました議案第６０号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてをお願いするものでございます。

今回、この退職手当組合に根室北部廃棄物処理広域連合が加入することになりました。別表の項中、「中標津町外２町葬斎組合」を「中標津町外２町葬斎組合　根室北部廃棄物処理広域連合」に改めるという内容でございます。

ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第６０号北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩　午後　１時５０分

再開　午後　２時０５分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第１９　議案第６１号

○議　　長

日程第１９　議案第６１号平成２６年度大樹町一般会計補正予算（第５号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました議案第６１号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件については、平成２６年度大樹町一般会計補正予算（第５号）をお願いするものでございます。

今回は、歳入歳出でそれぞれ４，６２８万円の追加補正と地方債の補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

布目総務課長。

○布目総務課長

それでは、議案第６１号平成２６年度大樹町一般会計補正予算（第５号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４，６２８万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ６３億６，６５７万９，０００円とするものでございます。

内容につきまして、資料でご説明いたしますので、４ページの資料をご覧いただきたいと思います。

最初に、総務費関係で９８０万９，０００円の増額です。電子計算費、総合住民情報システム維持管理費、委託料から負担金補助及び交付金まで９８０万９，０００円の増。財源内訳では、国・道支出金で５９９万１，０００円、一般財源で３８１万８，０００円を計上しております。

この補正の内容でございますけれども、少し説明をさせていただきます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法、または番号法というふうに言われておりますけれども、これは国民一人一人に番号を割り振り、社会保障や納税に関する情報を一元的に管理するための法律となっております。

本制度の導入の目的として言われておりますのは、年金や納税など異なる分野の個人情報を閲覧、照会などを可能にいたしまして、行政の効率化や公正な給付と負担の実現、また手続の簡素化による国民の負担軽減を図ることなどが目的とされております。この法律は、ことしの３月３１日に公布されておりまして、市町村の責務が定められております。個人の個人番号などの特定個人情報の取り扱いの適正を確保すること、それから個人番号等の利用に関し、国との連携を図りながら自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものというふうに規定されております。そこで今回の補正の予算ですけれども、平成２８年の１月から、この運用が開始されます。これに合わせまして、準備を進めていくというものでございます。

１点目といたしまして、委託料では、番号法の対応のための住民基本台帳システム及び地方税務システムの改修、それから統合あて名システムの導入、住民登録者及び住民登録外者のデータの整理としてのこの影響度調査、データのクレンジング、きれいにしますといいますか、そういうことの委託に係る経費。

それから、２点目といたしましては、照会データ等を管理する新たな組織となる地方公共団体情報システム機構、ここに設置される中間サーバーの負担金となっております。財源内訳の国・道支出金につきましては、住民基本台帳システムなどの改修費、それから中間サーバーに係る経費に対する国庫補助金でございます。それから、影響度調査及びデータのクレンジングに係る費用は、一般財源となっております。

次に、民生費関係で３４９万７，０００円の増額です。社会福祉総務費、臨時福祉給付金事業、償還金利子及び割引料１万１，０００円の増。平成２５年度分の補助事業費が確定をいたしましたので、事務費精算分として計上し、返還するものでございます。

老人福祉総務費、老人福祉施設入所措置事業、償還金利子及び割引料４万５，０００円の

増。町民の方が、町外の老人ホームに入所をしており、平成２４年度に申告した際の収入申告書に誤りがあり、平成２５年度７月分からの負担金が加納されておりました。２５年度分４万５，０００円についての還付を行うための補正でございます。

心身障害者福祉費、心身障害者福祉事業、償還金利子及び割引料３３０万８，０００円の増。平成２５年度分の障害者自立支援給付費国庫負担金等の交付額確定に伴う還付金の計上です。財源内訳で、国・道支出金６８万円、一般財源で２６２万８，０００円の計上となっております。

福祉医療諸費、未熟児養育医療費助成事業、償還金利子及び割引料１３万３，０００円の増。平成２５年度分母子保健衛生費等国庫負担金の交付額確定に伴う償還金の計上でございます。

次に、衛生費関係で１８６万円の増額です。予防費、予防接種事業、委託料で１８６万円の増。本年１０月からの改正予防接種法施行令により、水痘、高齢者の肺炎球菌感染症が定期接種化されたことに伴うもので、国民健康保険の加入者を除く方を対象として、受診者を見込み計上してございます。

なお、国保加入者への予防接種につきましては、後の議案第６２号の国保会計の補正予算にて計上する予定でございます。

次に、農林水産業費関係で２１４万３，０００円の増額です。農業委員会費、農地保有合理化事業、需用費から使用料及び賃借料まで１２万５，０００円の増。北海道農業公社から農地保有合理化事業の業務の一部受託によるもので、業務にかかわる事務経費を計上しております。財源内訳で、その他１２万４，０００円は、受託事業収入として計上しております。

同じく農業委員会費、農地中間管理事業、報酬から役務費まで５１万８，０００円の増。北海道農業公社から、農地中間管理事業の業務一部受託によるもので、農地委員８名分の日額報酬を初め職員の時間外手当、事務補助者の賃金ほか事務経費を計上しております。財源内訳で、その他５１万７，０００円は、受託事業収入として計上しております。

農業振興費、経営体育成支援事業、負担金補助及び交付金で１５０万円の増。平成２６年度強い農業づくり実施によるもので、大樹集落の経営規模拡大等伴う農業用機械等導入への支援費でございます。財源内訳は、国・道支出金で１５０万円を計上しております。

商工観光費関係では１，１８４万円の増です。商工振興費、商工指導対策事業、負担金補助及び交付金で１，０３４万円の増、消費税率の改定による消費の減少に伴い、町内の商工業への経済対策の一環として商工会と町の主催で、本年１２月１日から大樹町プレミアム付特別商品券発行事業を計画しております。

町といたしましては、本事業に対しプレミアム相当分、総額１，０００万円と商品券の印刷費３４万円を補助することとし、補正をお願いするものでございます。

次に、観光振興費、観光振興対策事業、需用費で１５０万円の増。ふるさと納税者に対するお礼の品の経費の補正をお願いするものでございます。当初予算及び７月の第３回臨時会でお認めをいただいた分合わせまして１００件、５０万円と見込んでおりましたが、８月末

現在で２６０件に達する状況となっており、今後の見込みも含めまして今回３００件分、１５０万円の追加補正をお願いするものでございます。

次に、土木費関係では７００万円の増額です。道路維持費、土木車両維持管理費では、町道の維持管理業務に使用しているモーターグレーダーの修理に要する経費で、本年７月、作業中にグレーダーのシャフトなどが損傷し、走行不能となりました。平成１４年度に購入したモーターグレーダーでありますが、今後も継続使用していかなければならないため、修理を行いたく補正をお願いするものでございます。

なお、修理費も比較的高額で、車両が既に１２年経過ということから、更新のことも検討いたしましたが、現在、メーカーで製造していないため、修理で対応せざるを得ないという状況でございます。

次に、教育費関係では２８５万1，０００円の増額です。教育委員会費、教育委員会運営費、報酬から旅費まで４万3，０００円の増。議案第５３号によりご同意をいただきました新教育委員の報酬の補正でございます。１０月分の報酬が、前委員との重複となりますので、一月分の報酬３万5，０００円の増額と費用弁償、旅費の補正をお願いするものでございます。

学校管理費小学校、同費工事請負費で２２６万8，０００円の増。旧尾田小学校校舎等の暖房用の燃料を貯蔵していました地下タンク及び隣接している車庫一棟を撤去・解体するための工事費の補正でございます。平成２５年３月の尾田小学校の閉校に伴って、南十勝消防事務組合に提出していました改修計画書では、平成２６年１１月３０日まで休止をし、その後廃止をするということにしておりました。現段階で校舎の跡利用がまだ決まっていないことから、消防事務組合と再延長などの協議を行いましたが、認められないということから、改修計画どおりに廃止とし、今回地下タンクの撤去工事を行うものでございます。

なお、車庫につきましては、地下タンク撤去工事の際に支障になること、また老朽化もかなり進んでいることから、解体を行うものでございます。

次に、社会教育総務費、青少年教育推進事業、ここでは金額の増減はございませんが、委託料から報酬へ１８万円を組み替える補正予算の内容となっております。

臨時第３回町議会において、補正予算をお認めいただいておりました、子供の農山村漁村交流事業による地域活性化モデル事業は、当初、一括委託業務として執行する予定で委託料に計上しておりましたが、このほど総務省から経費の一部を直接執行するようにとの変更の指示がございました。そのため組み替えを行いたいとするものでございます。

また、補正予算の財源内訳欄、くくり括弧内に記載しておりますが、歳入科目でございますが、国庫補助金２２９万5，０００円としておりましたが、国と町との委託契約に基づくものとなりましたので、委託金への組み替えにつきましてもあわせてお願いするものでございます。

続きまして、生涯学習センター費、同運営費、備品購入費で５４万円の増。購入する備品は、大樹町鳥瞰図の原画です。この鳥瞰図は、絵絹といいまして、薄手の絹織物に描かれて

おりまして、画家は吉田初三郎氏で、鳥瞰図作成の第一人者として知られております。大変貴重な郷土資料ということで、生涯学習センターなどに展示をし、広く町民の方々に見ていただき、後世に伝えていこうということでございます。

諸支出金で７２８万円の増。特別会計出資及び補助金、病院事業補助金、負担金補助及び交付金で７２８万円の増額です。ここでは平成２１年度に購入したＣＴスキャンの管球が破損をしたため、その交換に要する経費の一部を一般会計で負担するための補正でございます。特定財源で地方債７２０万円計上しておりますが、過疎債をここでは予定をしております。

以上、合計で４，６２８万円の増。補正予算財源内訳、特定財源、国・道支出金８１７万１，０００円、地方債で７２０万円、その他受託事業収入として６４万１，０００円、一般財源３，０２６万８，０００円の増となるものでございます。

それでは、３ページをご覧いただきたいと思います。

第２表の地方債の補正でございます。

補正の内容は、限度額の変更で、補正前の限度額７億１，８３０万円、補正後の限度額７億２，５５０万円で、７２０万円の増額でございます。町立病院会計への負担金で、ＣＴスキャン修理の経費対応分でございます。起債の目的は、過疎対策事業債で、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に、第１表、歳入歳出補正予算をご説明します。

最初に、歳出をご説明いたしますので、２ページをご覧いただきたいと思います。

２款総務費から１３款諸支出金まで歳出合計、補正前の額６３億２，０２９万９，０００円、補正額４，６２８万円の増、計で６３億６，６５７万９，０００円。

１ページ、ご覧ください。

歳入でございます。

１４款国庫資金から２１款町債まで歳入合計、補正前の額６３億２，０２９万９，０００円、補正額４，６２８万円の増、計で６３億６，６５７万９，０００円となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

柚原千秋君。

○柚原千秋君

土木費のことについてお聞きしたいのですが、春の予算のときの勉強会で土木課長のお話ですと、今、先ほど言っていたグレーダーの話ですね。私、ちょっと記憶忘れたのですが、２７年だか８年だかにならないと、グレーダーは製造しないというような記憶があったのです。ところが、今、ご説明だと、もう造っていないと。このグレーダーというのは、大樹町

の町道も舗装率半分ぐらいでしょう、大体ね。その中でグレーダーの重要性というのは、非常にあると思うのですよね、夏・冬問わず。直し直し使うということなのでしょうけれども、部品は十分に供給されるのか、バックフォーだけで何かできるのか、その辺はどうなのでしょうか。

○議　　長

高橋建設課長。

○高橋建設課長

議員言うように、グレーダーが日本で製造していたのが、キャタピラー三菱と小松製作所この２社だったのですが、平成２３年度の排ガス規制に対応するエンジンを開発しないということで、製造中止になりました。それ以降、造っていないわけですけれども、今回、先ほど言いましたけれども、平成２８年度に今度第４次規制が、排ガス規制があるそうです。そのときに、今度、新しいグレーダーを造るかというのをちょっとメーカーに確認したところ、今のところまだはっきりとは言えないという回答をもらいました。それで一応部品に関しても、今、全国で使っているグレーダーに関しては、どうにかメーカーで造って対応していくという回答を今いただいております。

以上です。

○議　　長

ほかにありませんか。

安田清之君。

○安田清之君

一つだけ。総合住民台帳とか維持管理費、早く言えば番号制ということを説明をいただきました。町民にメリットは何あるのですか、私個人のメリット、お教えをいただきたいと思うのですよ。

○議　　長

布目総務課長。

○布目総務課長

法的な先ほどご説明しましたとおり、国の案内によりますメリットが何点かあるわけですけれども、導入のときに社会保障の給付の関係だとか、届け出が負担が軽減されるというようなアナウンスなのですけれども、いろいろな役所関係に行って申請する際に各種添付書類が必要だというときに、役所同士がそういうデータを照会できるということから、負担が少なくなるというふうに言われているのが１点でございます。

年金のいろいろな申請をする際にも、そのようなことで各関係機関がデータの共有ができますので、そういう照会関係するときも簡素化、あるいは軽減が負担するというふうに言われております。

また、マイポータルという制度が、制度といいますかシステムが合わせてできるわけなのですけれども、ご自宅にパソコンがある場合には、そのパソコンをご利用して自己の、自分

自身の情報を知ることができるということが上げられております。あと、いろいろあると思いますけれども、行政機関のほうのメリットもかなりあるのかなというふうにアナウンスがされております。

簡単でございますけれども、そのようなことにご理解いただきたいと思います。

○議　　長

安田清之君。

○安田清之君

国が、住民を管理しやすくなるよと、強いて言えばね。一番もうかるのは、この委託料をやっている会社がもうかるのですよという形になると思う。簡素化と言われるけれども、税金も年金も自分で申告しなかったらくれないのだよな、そうでしょう。番号持っていたから、それではくれるのですかと、くれないでしょう、どうなのですか。番号持ってきましたら、年金もらえるのですか。少なくとも日本の社会は印鑑制ですよね、番号制ではないですよね、今も。必ず印鑑を押しなさい、名前を書きなさい、何も簡素化にならない、現実的に。

だめだとは異は唱えていないけれども、現実的にメリットは町民はそんなに受けない、僕は解釈をします。これがしょっちゅうこういうことがあるのかどうかさ、現実的に。また、今度違うシステムが出てきて、そのたびにこれ。国から、国庫補助金だと言っていますけれども、これ住民の税金ですからね、道も、そこら辺は町長はどのようにお考えなっているのか。町長に聞いたってしようがないのだよね、国が決めているから。命令を士農工商があるので、天の声はずっと下まで来るわけだから仕方ないとしても、余りメリットがないのに、この委託料はもう少し安くならないの、これ、現実的に。委託料で９００万円、総金額使ってしまっているのだよ、これ基準。どこかのメーカー、これまた同じメーカーでしょう、違うのですか、ですよね。これ、ひもつきなのだよ、独占禁止法にひっかからないですか、これ。十勝管内の何十％この会社やっているのだ、独占法にひっかからない、国は独占法とちゃんとあるのですよ。基準が。ここら辺の基準は見ているのか、たまには違うところの会社はないの。３回しかできないので長々しゃべらせてもらうけれども、ほかの会社ないの。うちの会社は同じ会社、全部、一度考えたらいいのかなと。だめだとは言っていないのですよ、僕、一つの会社に決まってしまうのだよ。入札も何ないのだから、ひもつきなんだから、そうでしょう。

もう一つ、中間サーバーをやる会社もこれ国の機関だよね、値段も同じだよね、これ。そうでしょう。天下り団体が設置して、高い給料をいただきながら設置していくわけだから、これ本当にこの会社一つしかないのか、これが適正金額なのか、僕らに理解ができないので、現実的には適正だと思われるが、課長、悪いのだけれども、課長も答弁しづらい、おれも認識する。するから、今日はここでとめておくけれども、よそにもメーカーがあるのか、うちが変えられない理由は何なのか、宿題として、お願いを聞いておきます。ただ、これはそこのシステムを使うと、また一から企画・政策全部やっていくという、またこれもひもつき、ここら辺を変えてもらわないと、いけないのではないかなと、そうでしょう。

プログラムをつくったら、そこの所有物になっているの、金を払っているのは大樹町が払っているのだよ。国もみんな同じ。ここら辺を変えてもらうような国に申し出たらいかがですか、町長。これは大樹町の所有物であって、そこのメーカーの所有物ではないですね、頭脳をお金で買っているはずなのですよ、頭脳を、それでプログラムをつくっていただいている。だから大樹町のものだって、僕は解釈するのですが、メーカーは自分のところのものですから、ほかのメーカーには使わせません。ですから、ひもつきになるのですという結論になるのですが、ここら辺の見解はいかがなものですか、町長。町長もいいが、多分、答えづらいのだろうな、現実的に、そこら辺ちょっとお伺いをします。

○議　　長

布目総務課長。

○布目総務課長

何点かご質問、システムのご説明を私もそれほどできないのですけれども、委託料ということでまずはあるわけなのですけれども、うちの電算の関係が帯広のある業者のソフトでつくってもらって導入されている。それのまず改造があります。要するに、うちの住民のデータを例えば国のそのほうに照会をしたときに、データを見えるように例えば画面の改造ですとか、帳票のレイアウトをするとか、そういう既存のプログラムの改修がございます。それが３２０万円ほどなのですけれども、それに合わせましてそのパッケージ、ソフトの新たにそこの部分の住民基本台帳システムにかかわるパッケージの購入もしなければならないということで、そこが２１６万円ほどのアプリケーションのソフトの購入というふうになってございます。

それから、税のことがありますので、地方税システムの改修ということで、全体には１８３万円ほどのお見積もりになっているわけなのですけれども、当町の税務システムの改造。例えば、個人番号が加えられたことによりまして、画面レイアウトの変更ですとか、帳票の改修等々、これに大体７０万円ぐらいかかるというふうに見積もり出ています。これにまた、税に対応したパッケージを買わなければならないということで１１０万円ほど見積もりが出ております。それから、各町民に対しまして、宛名を送ったりということで、宛名システムということでなっているのですけれども、これも既存のシステムとの内応性ですとか、改修するに８６万円ほどかかるということになっております。

この辺は、大体は国からお金が１００ではないのですけれども、一部税務のほうは３分の２ぐらいの補助率なのですけれども、当町の住民登録のデータが過去から相当蓄積されているわけなのですけれども、これがそっくり外部のデータとうまくつながるのかという影響度調査、それから先ほど私わかりづらいデータのクレンジングという言葉なものですから使いましたけれども、直訳しますと下地を落とすとか、きれいにするとかというこういう言葉なのですけれども、これに約２３０万円ほどかかるということで言われております。

それからもう一つ、住民基本台帳ネットワーク、全国のネットワークなのですけれども、それにも対応しなければならないということで、約４０万円ほどかかるということで、ここ

ら辺が一つのシステムの委託料として計上させていただいているということでございます。

業者の関係では、これからさらに契約ということになりますけれども、既存のうちのシステム、あるいはデータということからしますと、なかなか競争ということにならないのかなというのが実態として一つございます。

アプリケーションにつきましては、これはちょっと私どもそこ承知しておりませんですけれども、国から提供されるアプリケーションだというふうに認識しておりまして、そこは購入をするという形に、業者のほうも購入するという形になるのかなというふうに考えております。

それから、負担金につきましては６６万３，０００円で、これは国から１００％来るわけなのですけれども、今後２８年から運用開始になっていきますと、データが地方公共団体情報システム機構という、国から認められた直轄の団体になるのかなと思いますけれども、そこに日本のそういう全国民のデータが集まるという仕組みになると思うのですけれども、そこの仕組みをつくるのに全体的にはかなり何十億円、何千億円だとかというお金かかるようなのですけれども、人口１万人以下に対しては６６万３，０００円ということで、均等割り当てられる負担金になっております。

価格の適否でございますけれども、正直なかなか我々もそこを判断するというのは、正直能力もないわけですけれども、そこは業者のほうから見積もりを委託に関しては取って、きちっと内容精査もしているつもりでございますし、それから中間サーバーにつきましては、地方公共団体のシステム機構のほうから全国の市町村に負担金の通知が発せられまして、国からもその分では補助の交付の指令も出ておりますから、そこはきちっと見れる人が見て、きちっと目配りをしているのかなというふうに思ってございます。

独占的な業者の話もございましたけれども、先ほど申しましたようにシステムの関係等々で、委託に関しては、そういうことになるかなというふうに考えておりますけれども、執行する段階では努めて大事なお金ですので、精査をしていきたいなと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議　　長

課長、１社しかないのかいということあれしたのだけれども、その辺の簡潔に説明してください。

布目総務課長。

○布目総務課長

申しわけございませんでした。複数あると思っています。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

今、いろいろとシステムの関係、議員おっしゃるように、いろいろとメリット・デメリットもあるのかなと思っていますけれども、今、国が進めようとしていることがいろいろと、

今、賛否両論あろうかなと思いますけれども、先ほど議員も申し上げているように、例えばカードを持っていって、それが即、利用価値があるというようなことで前回発行したカードも大変不評を買って、今、もう誰が持っているのか、私も第１号なのですけれども、そんなことで１回も使ったことはありませんでした。ああいうことにならないように、今回もきちっとやっていただきたいということと、やるのであれば国が全部出せということで、町村会も申し上げております。

今、課長のほうから詳しくお話がありましたけれども、やはりそういうような事業に私たちが一緒になってやらなくても、別に五千何百人の町民がそれがあるないにかかわらず、うまくスムーズに行くと思うのです。そのカードを持つことによって、例えば東京へ行って印鑑証明取るとか住民票取るとかというのであれば、これは便利だなと思いますけれども、ナンバー制というのはどちらかというと、我々のほうがいいのかなと。住民側にとっては、余りメリットないのかなと思っていますけれども、両方にメリット・デメリットがあるよというような話も聞かされております。

業者のことなのですけれども、今、いろいろと私たちも住基含めて役場のこのシステム、今、全部変えていかなければならないような状況です。十勝管内も皆さん、みんないろいろなメーカーと一緒になってやっていこうということになっていますけれども、どういうわけか大樹町は今までのとおりでいったほうがメリットがあるということですから、それなりに今進んでいるのかなと思っていますけれども、この件に関してもやっておられる業者もいらっしゃいますから、そういうところとの見積もり合わせだとか、そういう部分偏らないように、その辺はしっかりと取り組んでいきたいなと思っています。

○議　　長

安田清之君。

○安田清之君

町長がお話ししたとおりだろうと思う。課長もなかなか言いづらい部分があるのだろうと、複数あるのだから難しい部分は僕も承知をしています。しかしながら、変わることもあるよというぐらいの複数あるのであればきちっと、だって新たにつくるのだから、その会社になるわけでしょう。つなぎ込みはどこだというふうになるわけだから、ソフトは違う会社でもいいわけだから、運用は、ここら辺をしっかり。難しい部分はあるというふうに認識はしますので、複数あるのであればきちっと、その業者ばっかりではありませんよと。我々は町民の税金を使わせていただいている以上は、安いメリットのあるものに変えていきますという意思表示はしておいてほしいなというふうに思います。

ずっといくと、議会でも進められていますよと、ほかのメーカーで何で悪いと。しまいになったら機械までだめだと言っているだろうと、だからそういうことはないように。機械はどこの機械でも対応できるはずだから、そこら辺はしっかりと精査をしていただきたい。お願いでやめておくけれども、今後、大きなものが出てくる。番号制については、これは国の政策だろうというふうに思っていますから、これは仕方ない部分もありますので、我々はそ

んなにメリットないけれども、国にはたくさんのメリットがあるというふうに僕も認識をしておりますから、それ以上言いませんので、システムについては他社に負けないよう、大樹は安くよくやっているねと言われるようお願いをしてやめます。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹君

商工費のプレミア付特別商品券ですか、それについて商工振興というふうな意味合いで発行するということでお聞きしているのですが、前回購入世帯というのはどれぐらいあって、あと使用になったお店というか商店なんかは、あまねく購入されているのか。使ったお店の傾向なり店の数なりそういうことをお聞きしたいのが一つと、三つ目には今回は１万円で１万２，０００円のものを購入できるということで、町民の方にも非常にうれしいことだなというふうに思っているのですが、例えばボランティア活動によって、それをポイントにしてお金にかえて、どっちがいいのかわかりませんけれども、９，５００円で例えばポイント数によって、特別券を商品券を例えば９，５００円で買えるとか、またはその分をオンして１万２，５００円分を例えば購入できるとか、そういうふうなことなんかについては、今回そういうふうなことで設計されていますからあれですけれども、そういうふうな知恵の部分というのはお考えいただけないものかと。その３点についてお伺いしたいと思います。

○議　　長

松本商工観光課長。

○松本商工観光課長

それでは、西田議員のご質問に説明させていただきます。

過去には２回程度やってございます。第１回目ということでは、平成２１年３月２５日からというようなことで１回でございます。購入人数としては１，３５７人の方が利用をいただいてございます。取扱店としては１１６店ということで、使われたお店については１１６店のうち７６件、他事業所について６５．５２％という話になってございます。

２１年３月からの関係でお店の数ということでは、大きな分類しかしてございませんけれども、衣料品とか寝具、化粧品・衣料品、飲食業の１０の分類で、それぞれ７６店が使用されてございます。この中で一番多かったのはスーパー、飲食業ですか、菓子製造が６０．７％、やはり大型の店舗が利用があったというふうに理解しております。

それから、２回目については平成２１年１２月１日からの実施で、このときには２日間で完売をさせていただいてございます。購入人数については１，４０５人、このときの取扱店が１０８店ということで、１０８店のうち７１件の利用がございました。このときについては６５．７４％という数字になってございます。このときにつきましても先ほどの１０の分類プラス初めてですので、この中で建築関連業という分野ですか、これにも利用をいただいているところでございます。

それから、次のボランティアの関係でございますけれども、今後これらの事業主体が商工会というようなお話になってございますので、今回、いただいたご意見、商工会とも協議させていただきたいというふうに思ってございます。

以上でございます。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

ありがとうございます。経済効果あることをわかりました。

３点目は、ちょっと商工関係の担当者の方というには、お話いただくのはちょっと酷なことかもしれませんけれども、本州のほうの一例を挙げれば、稲毛市というところがあるのですけれども、そこなんかはボランティア活動のポイントで、介護保険のその分を支払えるような、そういうふうなこともやっているのですよね。ぜひ、全員野球という言葉がありますけれども、商工は商工、どこはどこというふうなことでなくて、いろいろ知恵絞っていただいて、例えば町民の健康にもそういうことで資するとか、ボランティア活動が活発になるとか、そういうふうな総合的なことでお金１，０００万円を有効に１，５００万円も２，０００万円にもなるような使い方を期待します。

○議　　長

よろしいですか。

ほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第６１号平成２６年度大樹町一般会計補正予算（第５号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩　午後　２時５３分
再開　午後　３時０５分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第２０　議案第６２号

○議　　長

日程第２０　議案第６２号平成２６年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました議案第６２号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件については、平成２６年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）をお願いするものでございます。

今回は、歳入歳出でそれぞれ３９３万２，０００円の追加補正でございます。

それぞれ内容つきましては、町民課長のほうから説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案の理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

林町民課長。

○林町民課長

議案第６２号平成２６年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）について説明させていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ３９３万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ９億３，７４５万３，０００円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、８ページ、９ページの歳出をお開き願います。

歳出。

８款保健事業費、１項特定健康診査等事業費、１目特定健康診査等事業費、補正額２３万円の増です。この内容は、特定健康診査の未受診者対策として、これを効果的に実践するため、外部講師の招聘等に要するものです。

次に、８款保健事業費、２項補助事業費、１目保健衛生普及費、補正額２４万円の増です。予防接種法施行令の一部を改正する政令が、平成２６年１０月１日に施行され、定期予防接

種に高齢者の肺炎球菌感染症が追加されることから、予防接種料金の半額を負担するものです。予防接種料金の半額として３，０００円、実施人数を８０人と見込んでおります。

次に、１０款諸支出金、１項還付金、３目療養給付費交付金等還付金、補正額３４６万２，０００円の増です。療養給付費交付金は、現年度に概算で交付され、翌年度に精算することになっているもので、前年度の療養給付費交付金の額が確定されたことにより、還付金が生じることになりましたので、増額補正をお願いするものです。

次に、歳入について説明させていただきます。６ページ、７ページをお開き願います。

歳入。２款国庫支出金、２項国庫補助金、１目調整交付金、補正額２３万円の増です。特定健康診査未受診者対策の取り組みにつきましては、特別調整交付金の対象となるものでございます。

９款繰越金、１項繰越金、１目繰越金、補正額３７０万２，０００円の増です。前年度繰越金となります。

次に、２ページ、総括の歳出をご覧いただきたいと思います。

８款保健事業費から１０款諸支出金まで、歳出合計補正前の額９億３，３５２万１，０００円、補正額３９３万２，０００円の増、計９億３，７４５万３，０００円。

次に、４ページ、歳入ですが、２款国庫支出金から９款繰越金まで、歳入合計補正前の額９億３，３５２万１，０００円、補正額３９３万２，０００円の増、計９億３，７４５万３，０００円となるものです。

以上で説明を終わらさせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第６２号平成２６年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２１　議案第６３号

○議　　長

日程第２１　議案第６３号平成２６年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第１号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました議案第６３号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成２６年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第１号）をお願いするものでございます。

今回は、歳入歳出でそれぞれ１，３９２万７，０００円の追加補正でございます。

内容につきましては、保健福祉課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

それでは、議案第６３号平成２６年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ１，３９２万７，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ６億６，２１２万７，０００円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、８ページ、９ページをお開きください。

歳出でございます。４款基金積立金、１項基金積立金、１目介護給付費準備基金積立金、補正額１，１７１万３，０００円の増。これは平成２５年度の介護保険給付費が確定し、余剰金が生じましたので、翌年度以降の給付費に備えて、全額基金へ積み立てるものです。今回、１，１７１万３，０００円を積み立てますと、基金の保有額は２，１７１万４，２２８円となるものです。

５款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、２目償還金、補正額１２６万９，０００円の増。これにつきましては、平成２５年度保険給付費の確定に伴い、介護給付費として交付された交付金を返還するものです。

同じく５款諸支出金、２項繰出金、１目他会計繰出金、補正額９４万５，０００円の増。これにつきましても平成２５年度保険給付費の確定に伴い、大樹町の負担率に応じて負担金

を返還するものです。

次に、歳入についてご説明いたしますので、６ページ、７ページをお開きください。

歳入でございます。２款国庫支出金、１項国庫負担金、１目介護給付費負担金、補正額３５万５，０００円の増。

３款道支出金、１項道負担金、１目介護給付費負担金、補正額５４６万４，０００円の増。

４款支払基金交付金、１項支払基金交付金、２目地域支援事業支援交付金、補正額９４万３，０００円の増。これらは平成２５年度の保険給付費確定に伴う不足分として、国・北海道支払基金から追加交付を受けるものです。

８款繰越金、１項繰越金、１目繰越金、補正額７１６万５，０００円の増でございます。

次に、総括の歳出、５ページをお開きください。

歳出です。４款基金積立金から５款諸支出金まで、歳出合計補正前の額６億４，８２０万円、補正額１，３９２万７，０００円の増、計６億６，２１２万７，０００円となります。

次に、４ページの歳入です。

２款国庫支出金から８款繰越金まで、歳入合計補正前の額６億４，８２０万円、補正額１，３９２万７，０００円の増、計６億６，２１２万７，０００円となります。

以上で説明を終わります。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第６３号平成２６年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第１号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２２　議案第６４号

○議　　長

日程第２２　議案第６４号平成２６年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第１号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました議案第６４号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成２６年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第１号）をお願いするものでございます。

今回は、業務の予定量、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、それと企業債の補正でございます。

内容につきましては、病院事務長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

黒川病院事務長。

○黒川病院事務長

それではご説明申し上げます。

今回の補正は、新病院の病床数変更とコンピューター断層撮影装置、いわゆるＣＴのエックス線管が使用不能になり、更新するための費用と、看護師就業支援金貸付金の返還があったことによる収入などの補正をお願いするものであります。

１ページをご覧ください。

議案第６４号平成２６年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第１号）について。

第１条、平成２６年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条、平成２６年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算（以下「予算」という。）第２条で定めた業務の予定量を次のとおり改める。

第１号病床数、５２床を変更後５２床、ただし、平成２６年１０月２０日からは５０床とする。

第３条、収益的収入及び支出。

収入４０万円の増。支出５８７万円の増。

第４条、資本的収入及び支出。

予算第４条括弧書「資本的収入が資本的支出に対して不足する額４３８万円」を「３８５万円」に改め、収入で一般会計負担金７２８万円増、企業債７３０万円増、貸付金返還金５

３万円の増、合計１，５１１万円の増とし、支出で建設改良費１，４５８万円の増とするものです。

第５条、予算第６条に定めた企業債の限度額３億２，１６０万円を３億２，８９０万円に変更する。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、１６ページ、１７ページをお開きください。

資本的収支の支出の部。

１款資本的支出、１項建設改良費、１目有形固定資産購入費、節機器及び備品購入費１，４５８万円の増。これはコンピューター断層撮影装置、ＣＴの心臓部ともいえるエックス線管球装置が使用不能となったため、新たに購入するものです。エックス線管球装置は、電気エネルギーを放射線エネルギーに変換し、放出する重要な装置です。価格も大変高額なものでございまして、今回交換することによりＣＴ装置そのものは、あと四、五年は使用可能となる見込みであります。今回は、修繕費ではなく資産の取得であるとし、資本的支出で予算計上したものでございます。

次に、１４ページ、１５ページをご覧ください。

収入の部、資本的収入。

１款資本的収入、１項一般会計負担金、１目一般会計負担金、節一般会計負担金７２８万円の増。４項企業債、１目企業債、節企業債７３０万円の増。これはＣＴのエックス線管球装置導入経費であります。５項貸付金返還金、１目貸付金返還金、１節貸付金返還金５３万円。これは看護師就業支援金貸与金の返還金であります。本年５月１日に採用した看護師１名が７月末退職したため、貸与金を全額返還するものであります。

なお、看護師就業支援金貸与金は、損益勘定留保金で措置されているため、損益勘定留保金による補填金４３８万円を５３万円減額し、３８５万円とするものであります。

次に、１２ページ、１３ページをご覧ください。

収益的収支、支出の部。

１款病院事業費用、１項医業費用、５目資産減耗費、節固定資産除却費５８７万円の増。これは今回更新することとなるＣＴのエックス線管球装置の取り替えた部分の未償却残額を固定資産除却費として計上するものでございます。

１０ページ、１１ページをご覧ください。

収入の部。

１款病院事業収益、１項医業収益、１目入院収益、節入院収益４０万円の増。これは新病院の供用開始に伴い、先ほど条例改正をお認めいただきましたが、そのことによりまして使用料を改定したことによる収入の増を見込んだものでございます。特室使用料２，７００円の月６人日で５カ月、あるいは病衣４１人入院の０．８を掛けまして１９４日で５０円で計算したものでございます。

なお、歳出で増額した固定資産除却費につきましては、当初予算同様、実際の現金支出を

伴わないので、収入は見込まないこととしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第６４号平成２６年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第１号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２３　認定第１号から日程第２４　認定第２号まで

○議　　長

日程第２３　認定第１号平成２５年度大樹町水道事業会計決算認定について及び日程第２４　認定第２号平成２５年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についての２件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

伏見町長。

○伏見町長

ただいま議題となりました認定第１号から認定第２号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

認定第１号につきましては、平成２５年度大樹町水道事業会計決算認定でございます。第２号につきましては、大樹町立国民健康保険病院事業会計の決算認定ということで、いずれも決算の認定をお願いするものでございます。

この両会計の決算につきましては、さきに会計管理者より決算書の提出がございました。

したがいまして、本会計の決算につきましては、６月９日に監査委員の審査をお願いしたところでございます。監査委員におかれましては、７月２８日から７月３０日までの２日間、審査をいただきまして、お手元に配付をいたしました審査の意見書をいただいたところであります。したがいまして、審査意見書を添付いたしまして、今回、ご提案申し上げたところでございます。

それぞれ内容につきましては、水道会計につきましては水道課長、国民健康保険病院事業会計につきましては病院事務長のほうから、決算の内容説明をいたさせますので、ご審議の上、認定賜りますようお願いを申し上げまして、提案の理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

それでは、初めに鈴木水道課長。

○鈴木水道課長

それでは、認定第１号平成２５年度大樹町水道事業会計決算認定につきまして説明させていただきます。

なお、平成２４年の会計制度の改正に伴い、財務諸表などは税抜きで作成してございますので、ご了承願います。

それでは、決算書の１ページ及び２ページをお開き願います。

平成２５年度大樹町水道事業決算報告書。

最初に、収益的収入及び支出ですけれども、収支それぞれ決算額で説明させていただきます。

収入は、１款水道事業収益、決算額３億８，２９１万３，１９３円、第１項営業収益２億６，６３０万６，８１１円、第２項営業外収益１億１，６６０万６，３８２円となってございます。

次に、支出でございますけれども、第１款水道事業費用、右の２ページに行きまして決算額４億７３万２２５円、第１項営業費用、決算額３億６，１５２万８，０１６円、第２項営業外費用３，９２０万２，２０９円、第３項予備費、予備費の支出はございません。

収入及び支出の差し引き１，７８１万７，０３２円となりますけれども、今年度、純損失でございます。

次のページ、３ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入は、第１款資本的収入、４ページに行きまして決算額２，３５６万６，７８５円、第１項工事補償金１，７３９万２，７８５円、第２項工事負担金６１７万４，０００円となってございます。

次に、支出でございますけれども、第１款資本的支出、右のページに行きまして決算額１億８，５１７万６，８０６円、第１項建設改良費７，０５６万９，５５９円、第２項配水管補償工事費２，１３３万６，０００円、第３項量水器整備事業費５７５万６，９７０円、第４項企業債償還費８，７５１万４，２７７円となってございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額１億６，１６１万２１円は、損益勘定留保資金

で補填いたしてございます。

次に飛びまして、９ページ、１０ページをお開き願います。

９ページ。平成２５年度大樹町水道事業報告書の主なものを説明させていただきます。

１.概況の⑴総括事項で、イ給水状況ですけれども、平成２５年度末は２，６２１戸、対前年度増減５０戸の減。

次の表に移りまして、年間有収水量、２５年度末１１５万６，３７７立方メートル、対前年度増減１万４，９６５立方メートルの減となってございます。

次の事業状況、財政状況につきましては、１ページから４ページで説明させていただきましたので省略させていただきます。

１０ページの中ほどで⑵議会議決事項をご覧願います。

議案第５７号から議案第２９号まで、６件の議決をいただいてございます。

⑶行政官庁認可事項の該当事項はございません。

⑷職員に関する事項ですけれども、２６年３月３１日現在は、事務吏員１名、技術吏員２名、合計３名で、増減はございません。

⑸料金その他供給条件の設定、変更に関する事項の該当事項ございません。

次のページ、１１ページをお開き願います。

２.工事、⑴建設工事の概況、ア建設改良工事で、浜大樹配水管老朽管対策工事から一番下の大樹町老朽消火栓更新工事３工区までの５件で、５，０３７万９，０００円の工事請負費となってございます。

次に、イ配水管補償工事ですけれども、振別１号線改良舗装工事に伴う配水管移設工事と以下１件の合計２件で、工事請負費の合計が１，８４８万円となってございます。

次に、１２ページをご覧願います。

⑵保存工事の概況、ア量水器更新工事につきましては、検定満期、メーター器の更新工事。第１工区と第２工区で１８１カ所を更新し、総額で２６９万３，２５０円の工事請負費となってございます。

次のページ、１３ページをお開き願います。

３.業務、⑴業務量、年度末給水人口は５，８６８人、３行下がりまして年度末給水戸数２，６２１戸、年間配水量は１３１万４，１１０立方メートル、３行下がりまして年間有収水量は１１５万６，３７７立方メートル、一番下の行に行きまして有収率は８８.００％で、前年対比２.０３３％上がってございます。

次に、供給単価ですけれども、２２１円２２銭で対前年比３５銭の増、給水原価につきましては３４６円５４銭で、前年対比１７円３７銭の減でございます。

⑵事業収入に関する事項は、増減で説明させていただきます。

営業収益２９９万４，１９９円の減、営業外収益３７７万２，５４７円の増、計といたしまして７７万８，３４８円の増。

⑶事業費に関する事項。

営業費用２，３８５万２，８２９円の減、営業外費用１６１万４０７円の減、特別損益６万７，８９５円の減、計といたしまして２，５５３万１，１３１円の減となってございます。

１４ページに行きまして、４.会計、⑴重要契約の要旨は２件の契約で、合計５，０９２万５，０００円となってございます。

⑵企業債及び一時借入金の概況。

イ企業債、企業債の当年度償還高は、合計で８，７５１万４，２７７円、当年度末残高合計は１４億７，０１３万８，４６１円となってございます。

ロの一時借入金は、ございません。

次のページ、１５ページをお開き願います。

その他の書類につきましては、決算報告書に合わせまして、税込みのほうで主なものを説明させていただきます。

１.収益費用明細書の収入。営業費用の給水収益では、水道使用料が２億５，５７９万８，１３７円で、前年対比約２８０万円の減。営業外費用では、一般会計補助金が１億１，５７２万円で、前年対比約３８０万円の減。収益合計で、３億８，２９１万３，１９３円となったものでございます。

次に、支出ですけれども、営業費用の原水及び浄水費では、中ほどの委託料が３，８２１万９，７０６円で、前年対比約１３０万円の増。下のほうに行きまして、配水及び給水費の委託料が３４３万４，７２３円で、前年対比約１８０万円ほどの増となってございます。

１６ページに行きまして、総係費では、中ほどの手数料が２８４万３，３０５円で、前年対比２５０万円の増となってございます。一番下の行に行きまして、費用合計といたしまして４億７３万２２５円となったものでございます。

次のページ、１７ページをお開き願います。

２.資本的収支明細書の収入で、工事補償金が１，７３９万２，７８５円で、前年対比約１，３６０万円の増。工事負担金が６１７万４，０００円で、前年対比約４１０万円の増。収入合計で、２，３５６万６，７８５円となったものでございます。

次に、支出になりますけれども、建設改良費の固定資産取得費で、下から３行目の工事請負費が４，４２０万５，０００円で、前年対比約３３０万円の減。

１８ページに行きまして、配水管補償工事費では、工事請負費が１，８４８万円で、前年対比１，４００万円ほどの増となってございます。最後の行ですけれども、支出合計といたしまして１億８，５１７万６，８０６円となったものでございます。

次に、２３ページをお開き願います。

３.固定資産明細書ですけれども、固定資産明細書は貸借対照表に合わせまして、税抜きの表となってございます。

最初に、⑴有形固定資産明細書は、資産の種類が土地から建設仮勘定までの７種類で、年度当初現在高１２４億９，８７０万６，０１２円に、当年度中の増加、減少、減価償却の増減より、２４ページの一番右側ですけれども、年度末償却未済額の合計が９０億７，６８８

万２，８６６円となるものでございます。

２３ページに戻りまして、⑵無形固定資産ですけれども、水利権における当年度への増減はなく、２４ページへ行きまして、年度末現在高が５０万６，４００円となってございます。

次のページ、２５ページをお開き願います。

４.企業債明細書で種類が資本金としまして、合計１６口で、当年度中の新たな借り入れはなく、発行総額の合計が２２億１，４４０万円、２６ページに行きまして、２.未償還残高の合計が１４億７，０１３万８，４６１円となってございます。

次のページ、２７ページをお開き願います。

参考資料といたしまして、１.水道料金の収納状況でございますけれども、現年度分の家事用から家事用（小口）までの計で、調定額が２億５，５７９万８，１３７円、収納額が２億３，５７１万４，０９３円、未納額が２，００８万４，０４４円で、収納率が９２.１５％。滞納繰越分の調定額は２，４０５万１，４８８円、収納額が２，００２万２，７２１円、未納額が４０２万８，７６７円で、収納率が８３.２５％。合計の調定額が２億７，９８４万９，６２５円、収納額が２億５，５７３万６，８１４円、未納額が２，４１１万２，８１１円で、収納率が９１.３８％。３月末の時点では、前年比０.１６％下がってございます。

参考といたしまして、６月２６日現在の現年度分の調定額は２億５，５７９万８，１３７円、収納額が２億５，５０６万６４２円、未納額が７３万７，４９５円、収納率は９９.７１％で、この時点では０.０３％上がってございます。

以上で説明を終わらさせていただきます。

○議　　長

続いて、黒川病院事務長。

○黒川病院事務長

それでは、認定第２号平成２５年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

決算概要を決算書により説明いたします。

なお、平成２４年度の地方公営企業会計制度の改正に伴い、会計制度が見直され、財務諸表を税抜きで作成することになっておりますので、決算書２ページから５ページの決算報告書備考欄に消費税額を記載し、参考資料として税抜きの財務諸表を添付しております。また、一部税込みの諸表も添付してございます。

それでは、２ページ、３ページをご覧ください。

平成２５年度大樹町立国民健康保険病院事業決算書、決算報告書。

収益的収入及び支出。

ここからは決算額で報告させていただきます。

収入。第１款病院事業収益９億１，６９１万５，５１８円、第１項医業収益５億５，９９６万３，１３１円、第２項医業外収益３億５，６９６万２，３８７円。

支出。第１款病院事業費用８億８，２８２万１１２円、第１項医業費用８億８，１１６万７，３３０円、第２項医業外費用１６５万２，７８２円、予備費の支出はありません。

続きまして、資本的収入及び支出。

収入。第１款資本的収入９億５７３万３，２８８円、第１項一般会計負担金４億５，２８９万２８８円、第２項企業債４億４，９００万円、第３項国庫支出金２４６万４，０００円、第４項道支出金１３７万９，０００円。

支出。第１款資本的支出、第１項建設改良費ともに９億５７３万３，２８８円、第２項貸付金の支出はありません。

決算概要につきまして説明いたします。

決算書の１０ページ、１１ページをご覧ください。

概況。総括事項。朗読します。

平成２５年度における本事業の収支決算の結果としては、収益的収支（税抜）における総収益は９億１，５５６万７，１６６円、対前年度１．５％減で、総費用は９億２，４９３万４，２４４円、対前年比２．５％増になり、収支差引９３６万７，０７８円の損失が生じ、当年度未処理欠損金は６億５，２６５万５，２９５円となっております。

また、資本的収支（税込）においては、収入額９億５７３万３，２８８円、支出総額９億５７３万３，２８８円となっております。

収支の主な変動要因としましては、入院患者・外来患者とも減少しておりますが、外来診療の単価が上がったことにより、外来収益は増となっております。合計しますと、対前年比１．５％の減となっております。

総費用は、対前年２，２５１万３，８６８円の増となっております。これは医業費用は１，６１５万６，１０８円の減となっておりますが、税抜き経理となったことにより、資本的支出の仮払い消費税、建設工事などに係るものでございますが、これを経費として計上しなければならないため、医業外費用の雑支出が大幅増となったものであります。

次に、議会議決事項。

議会議決事項は、議案第４８号から議案第３０号まで、補正予算４件と当初予算及び認定第２号は決算認定でございます。

続きまして、職員に関する事項。

年度末は、医師が４名となっており、昨年１０月から１名不足であり、募集しておりますが現在まで採用に至らず、４名体制のままとなっております。看護師につきましては、昨年から２名減の１５名となっておりますが、４月以降３名の増となっておりまして、現在は１８名となっております。医師からパートまで総勢８７名で、前年と同数となっております。

次に、業務でございます。

業務量、入院は内科・外科合わせて１万６，３５０人で、１日平均４４．８人、昨年は４８．９人でございました。平均４．１人、年間で１，５１３人の減となっております。外来は、内科から眼科まで合計３万１，５３４人、１日平均１２８．７人、前年比３．４人、年間で６８

７人の減となっております。

事業収入に関する事項。こちらは税抜きでございます。

医業収益で、入院収益からその他医業収益まで合計５億５，８６８万７，１１９円、前年比１，３８７万２，９２９円、２．４％の減となっております。入院収益で８．９％の減、外来収益で５．７％、その他で１０．５％をそれぞれ増加しております。

医業外収益では、合計で３億５，６８８万４７円となっており、対前年３９万６，７３１円の増となっております。

以上、事業収入合計で９億１，５５６万７，１６６円、対前年１，３４７万６，１９８円、１．５％の減となっております。

続きまして、事業費用に関する事項でございます。

事業費用に関する事項ですが、医業費用は給与費から研究研修費まで８億６，９９６万３，８５２円、対前年１，６１５万６，１０８円、１．８％の減。医業外費用は、資本的支出の仮払い消費税を加えるため、５，４９７万３９２円となり、事業費用総額は９億２，４９３万４，２４４円、対前年比２，２５１万３，８６８円、２．５％の増となっております。

１２ページをお開きください。

財務諸表の附属書類。収益費用と資本的収支の明細書でございます。

参考のため、税込みと税抜きの表を２１ページまで掲載しております。

収益表の説明は省略させていただきますので、後ほどお目通し願いたいと思います。

１６ページをお開きください。

資本的収支の明細書（税込）でございます。

２５年度で導入した超音波診断装置、高圧蒸気滅菌器など医療機器と病院改築工事の財源と事業費となっております。

資本的収入では、一般会計出資金４億５，２８９万２８８円、企業債４億４，９００万円、国庫補助金２４６万４，０００円、道補助金１３７万９，０００円となっており、資本的支出では医療機器１，１１９万６，２８８円、病院改築工事の委託料１，０３９万５，０００円、工事請負費８億８，４１４万２，０００円となっております。

２２ページをご覧ください。

固定資産の明細書でございます。

土地から建設仮勘定まで、年度当初９億１，１９６万５，４１８円に２５年度導入の医療機器建設仮勘定を加え、除却等を減じた結果、年度末償却未済額は１２億５，９３４万５，５２０円となっております。

次、企業債の明細書は、２４年度医師住宅建設と２５年度病院改築工事に充当した病院事業債の計４億９，１４０万円が発行総額となっております。

以上でございます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

続いて、これより平成２５年度大樹町水道事業会計並びに平成２５年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算について、監査委員から審査意見の報告を求めます。

代表監査委員澤尾廣美君。

○澤尾代表監査委員

地方公営企業法第３０条第２号の規定に基づき、大樹町長より求められました平成２５度の大樹町水道事業会計並びに大樹町立国民健康保険病院事業会計決算に関する決算書ほかの審査結果につきまして、審査意見書の朗読をもってご報告申し上げます。

平成２５年度大樹町水道事業会計並びに大樹町立国民健康保険病院事業会計決算審査意見書。

第１、決算書の提出を受けた年月日。大樹町水道事業会計、平成２６年６月９日。大樹町立国民健康保険事業会計、同じく平成２６年６月９日。

第２、審査年月日。平成２６年７月２８日から平成２６年７月３０日までの延べ２日間、なお物品管理業務監査、棚卸し監査でございますが、平成２６年３月３１日に実施してございます。

第３、審査の経過。両事業会計の決算審査に当たりましては、提出された決算書(決算報告書、財務諸表、事業損益計算書、事業剰余金及び欠損金処理計算書、事業貸借対照表)財務諸表附属書類及び会計諸帳簿、会計伝票、証拠書類、諸契約書などを照合審査するとともに、例月出納検査の現金、預金高との関連を初め、係数に誤りはないか、加えて地方公営企業法第３条の経営の基本原則に基づいて執行されているかなどに主眼を置き、審査を実施した。

第４、審査の結果。審査に付された両事業会計の決算は、いずれも定められた期間内に出納検査が行われており、所定の様式に従い整備されている。

会計事務における係数は関係諸帳簿、会計伝票、証拠書類、諸契約書などに符合し、審査した結果、正確であり、かつ予算の執行もおおむね適正であると認められる。

以下、両事業会計に関する(1)経営の概況、(2)事業の状況、(3)経営成績、(4)未収金の状況などにつきましては、意見書に記載のとおりでありますので、この際、朗読を省略し、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

以上をもって、決算審査意見書とさせていただきます。

◎休会の議決

○議　　長

お諮りします。

議事の都合により、あす１２日は休会といたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

したがって、あす１２日は、休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議　　長

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会　午後　４時００分

平成２６年第３回大樹町議会定例会会議録（第２号）

平成２６年９月１６日（火曜日）午前１０時開議

○議事日程

第　１　会議録署名議員指名
第　２　一般質問

○出席議員（１２名）

１番　加藤明浩	２番　齊藤　徹	３番　杉森俊行
４番　松本敏光	５番　西田輝樹	６番　柚原千秋
７番　福岡孝道	８番　髙橋英昭	９番　志民和義
１０番　阿部良富	１１番　安田清之	１２番　鈴木千秋

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条により出席した者の職氏名

町長	伏見悦夫	副町長	酒森正人
総務課長	布目幹雄	企画課長	松木義行
町民課長	林　英也	税務課長	郷原憲治
保健福祉課長、南十勝こども発達支援ｾﾝﾀｰ所長兼町立保育所長	村田　修	農林水産課長兼町営牧場長	森博之
商工観光課長兼地場産品研究ｾﾝﾀｰ所長	松本清隆	建設課長	髙橋教一
水道課長兼大樹下水終末処理場	鈴木敏明	会計管理者出納課長	高田末雄
町立国民健康保険病院事務長	黒川　豊	特別養護老人ﾎｰﾑ所長兼老人ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ所長	藤井賢嗣
教育委員長	辻本正雄	教育長	小林文雄
学校教育課長兼学校給食ｾﾝﾀｰ所長	吉岡信弘	社会教育課長兼図書館長	小森　力
農業委員会会長	鈴木正喜	農業委員会事務局長	角倉和博
代表監査委員	澤尾廣美		

○本会議の書記は次のとおりである。

事務局長　山下次男　　係長　鎌塚喜代美

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議　　長

ただいまの出席議員は、１２名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第１　会議録署名議員指名

○議　　長

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２４条の規定により、議長において、

６番　柚　原　千　秋　君

７番　福　岡　孝　道　君

８番　髙　橋　英　昭　君

を指名いたします。

◎日程第２　一般質問

○議　　長

日程第２　一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、この発言を許します。

初めに、２番齊藤徹君。

○齊藤徹君

よろしくお願いいたします。

私のほうから、２項目にわたって一般質問したいと思います。

１項目の子ども・子育て支援新制度の取り組みについて、お伺いしたいと思います。

平成２４年８月に成立した子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の子ども・子育ての関連３法が成立されました。

平成２５年に子ども・子育て会議を設置し、具体的な検討が示され、大樹町も３月の定例会において、大樹町子ども・子育て支援会議条例が設置されました。そして、平成２６年度中に市町村で具体的に認定などの準備を行い、来年、平成２７年４月に向けて本格的にスタートと聞いております。

子ども・子育て支援新制度、平成２７年度からの取り組みについて、具体的にお伺いしたいと思います。

１点目ですけれども、大樹町子ども・子育て支援会議条例が制定され、今日までの会議の

進捗状況をお伺いしたいと思います。

２点目ですけれども、次世代、２０代、３０代に感心のある保育所、幼稚園（認定こども園等）について、現在の検討状況と今後の見通しと取り組みについて、町側と教育委員側の考えをお伺いしたいです。

３点目ですけれども、子育てのさまざまなニーズに応じた、平成２７年度から必要になるのですけれども、このニーズの支援の考え方についてお伺いしたいと思います。

４点目ですけれども、次世代の興味・感心を持っている余暇、娯楽、憩いの場として、子供の遊べる公園、子供と一緒に遊べる公園等の整備について、今後の行方についてお伺いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

それでは、齊藤議員の１点目の子ども・子育て支援新制度の取り組みについて、お答えを申し上げたいと思います。

ご質問の１点目の会議の進捗状況ということですが､庁内の職員で構成しております子育て検討委員会、これは４回開催しております。条例に基づき設置をいたしました子ども・子育て支援会議は、２回、開催を既に行っております。

子ども・子育て支援会議の２回目では、ニーズ調査を行っておりますので、その報告とその課題、対応策について協議をいたしました。

また､今月末には３回目の子ども・子育て支援会議を予定しておりまして､今後の方向性､また､新たに国から示された基準などについて報告､協議を行うということで考えております。

ご質問の２点目でございますけれども、次世代に関心がある保育所、幼稚園、認定こども園等について、現在の検討状況ということですが、保育所は、就労している保護者には必要不可欠であるということから考えまして、さらなるサービスの拡充に向けて、町立はもとより法人保育所と協議をしていくことといたしております。

また、ニーズ調査では、幼稚園を希望する方がいらっしゃいます。大樹町においても、保育所と幼稚園が合体をした認定こども園が必要だろうと考えております。

子ども・子育て支援会議におきましては､今後､そのあり方も含め協議をしてまいります。ただ､単独での幼稚園の設置が必要かどうかについては､このニーズを見極めて検討していきたいと考えております。

ご質問の３点目ですけれども、さまざまなニーズに応じた支援ということですが、今回の議会において提案をいたしました条例における家庭的保育事業など､新たなサービスに取り組めるような環境を整備していきたいと考えております。また、子育てサポートなど他の町村で行っているようなサービスについても、今後、これも検討してまいりたいと考えており

ます。

ご質問の４点目、子供の遊べる公園、子供が一緒に遊べる公園などの整備についてですが、子ども・子育て支援会議においても、委員方より、その必要性の意見が出されております。どのような公園がいいのかについても会議においていろいろと議論をしていただき、また、建設課とも協議をしながら、今後策定する計画に盛り込んでいきたいということで考えております。

以上です。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

いろいろこれから検討していくということなのですけれども、ちょっと具体的にニーズに応じた支援についてお聞きしたいのですけれども、「今回の議会において提案した条例における家庭的保育事業など、新たなサービスに取り組めるような環境整備をしていきます」という答弁があったのですけれども、具体的にどのようなサービス環境を考えておられるのか、わかる範囲でお願いいたします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

どういうような考え方かということなのですけれども、この家庭的保育、前回の議会のときにもご説明申し上げたかなと思っています。本当に少人数での保育ということで、よくこれは都会型でやっておられる事業かなと思っています。私たちの町の場合には、そういうものを実際にやっていただける方がいらっしゃるのかどうか、また、保育に預ける方がいらっしゃるのか、そういうニーズ調査も実施をしていかなければならないかなと思っております。

現在のところは、そういうようなことで、やっていただけるとか、やりましょうとかというお声は聞いておりません。今後、いろいろと、町立を含め、法人などの協議の中ではそういうようなお話も出てくる場面もあるのかなと思いますけれども、今現在は、そういうことには取り組みは、するというお話は、私どもは伺っておりません。

ただ、法律ですから、万が一出てきた場合困りますので、この設備運営を、くどいようですけれども、本法はうちの保育所条例がありますけれども、これらに関しての運営だとか設備、こういうものがございませんので、今回、ご提案をして、お認めをいただいたということでご理解願いたいと思います。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

ニーズに応じて、少人数だとか、町長がおっしゃられました都会型なのですね、これも。

待機児対策となるのですけれども、これは、一応、あくまでも健常児のことを対象にしているのですけれども、特に障害児、支援をしようとしている幼児、児童について、ちょっとお伺いしたいのですけれども、集団での行動が困難な幼児だとか児童は、学童保育所の利用が困難な場合が今後予測されますし、専門員だとか専門性が追求されるのですけれども、また、施設だとか支援学校に通っている児童の中で、長期休業期間、特に春休み、夏休み、冬休みから帰省した場合の一時預かり保育、福祉計画などとはちょっと重複するのですけれども、障害児のデイサービスの子育て支援が今後は必要になるだうろと予測されるのですけれども、その辺の考え方についてはどうでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

これは、本町の場合は今後よりも、今現在も実際に行っております。そういう方がいらっしゃいます。特に、今、議員おっしゃるように、休み期間中、やはり大変だということで、一時預かっていただいているということもいろいろお聞かせいただいております。

今後、やはり、そういうような状況の中にあっては、今ある施設をきちんと整備をしながら、そのような形での対応をしていただきたいなということが私の思いです。

それと、やはり学童保育をどういう形で今後進めていくのかというようなことも、これは大事なことですので、この辺も、この支援会議の中ではいろいろと、前回お認めいただいた法律の中での放課後児童対策、これは学童保育のことなのですけれども、このことも含めて、今後のあり方をやはり本町として、どういうことで進めていくべきかと、健常者ばかりではなく、障害を持った方々もいらっしゃるよというような形での、そういうことを、関係者をやっぱり巻き込んでの話はやっぱり必要になってくるかなと思っておりますし、このことについてはしっかりとやはり取り組んでいかなければならないだろうと思っています。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

今、町長の答弁の中で、学童保育が出たという話が出ましたので、ちょっと学童保育に触れたいのですけれども、新制度の中、放課後児童クラブ、俗に言う学童保育所なのですけれども、平成２７年からは小学校６年生まで対象になるのだよと。それにプラス家族支援、母子支援ということで、ファミリーサポートセンター事業なども支援のメニューに位置づけられていると思うのですけれども、一番身近な市町村が中心となって進めていくことが望ましいのですけれども、そういった中で、支援制度に伴って、運営だとか、施設の問題とかいろいろ出てくると思うのですけれども、その辺については今後どう考えているのかお聞きしたいです。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

学童保育の関係、前回、議会のときに、いろいろとご質問があるかなと思って、私も大変期待をしていたというか、総合計画にのっとった中で、大事なことですから、そういうお話が出ませんでしたので、今回、私の思いを申し上げたいと思うのですけれども、やはり、総合計画にきちんと掲載しておりますから、今後、どういう形でやっぱり進めていくかということは、これは大事なことだなと思っています。

今おっしゃるように、６年生まで対象ですよとか、あと時間的なこと、あと、先ほど申し上げた休み、土日、祭日、そういうことも含めた中では、当町としては、しっかりとやっていこうという思いはあります。

ただ、設備的なものでいくと、建物的でいくと、今はＢ＆Ｇのところで運営をしております。やはり、７０人から８０人という人数になると、手狭になります。それでは、どこへどうするのだということは、今後の総合計画の中でしっかりとこれは取り組んでいかなければならないかなと思っております。

ただ、私どもは、当初、この放課後児童は、学校敷地内を云々ということで我々は考えていたのですけれども、今、いろいろな条件が変わりまして、学校の校舎は使えないと思います。それであれば学校のそばがいいのではないのかというようなお話もいろいろ聞かされますけれども、これがどこにどうやっていくのかということは一体的に、これらは、隣の建物のこともありますから、このことも含めて、大樹町としての青写真をやはりもう一度きちんと検討していくべきかなと思っております。

ただ、今、運営している中にもデメリット、メリットが結構あります。逆に言うと、デメリットが少ないのです。それは、一つは、やはりデメリット、一番大きな問題は、学校からバスで行く、このことが、やはり一番ちょっとデメリットなのかなと思っています。

大変、大樹の小学校の先生方も、このことにはしっかりと支援をしていただいて、バスに乗るまで名簿順にきちんと対応していただけると。このことは大変ありがたいです。このことが行き届いているので、バスもそう大した苦にならないのかなと思っておりますけれども、私たちは、どちらかというと学校の近くのほうがいいのかなと思っていましたけれども、やはり今の少年団活動だとか、いろいろそういう対応を考える場合は、やはり、若干離れていてもいいのかなと。

今はメリットが結構あります、あの場所は。結構そういう交流の場があるものですから、若干場所は狭くなっていますけれども、大変、今、人員的なこともフォローしながら、カバーしながら運営をしていますけれども、やはり、今後、メリット、デメリットをしっかりと出しながら、こういう支援会議の中でもご意見をお聞きしながら、今後のあり方をしっかりとやっぱり取り組んでいくべきだと、そう考えております。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

学童保育所、施設がどこがいいのか、学校に持っていかないといったら、やっぱりどこかに持っていかなければならないし、新たにやるといったら、体育施設だとかいろいろ考えられるので、今後、総合計画の中で、複合的施設とか、ほかの施設もいろいろ出てくるので、その辺もまた考慮していかなければならないのかなと思います。

それで、メリット、デメリットという、今、ちょっと話が出たので、ちょっと話題を変えまして、答弁の中で、「大樹町においても保育所と幼稚園が合体した認定こども園が必要と考えています」との答弁でした。町側も、多分、前向きに取り組もうとしているのかなとは感じているのですけれども、認定こども園の開設に当たり、メリットとかデメリットも出てくるのですけれども、その辺の整理というのはどのようにされているのか、ちょっとお聞きしたいです。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

まだ２回しか開催しておりませんので、３回目の開催で、このことはしっかりと議論していただこうと。あらかたでの、こういう形でこうなりますよと、認定こども園の場合はこうなのですよと、こういう運営になりますよとかという話は、これは父兄の方にもいろいろアンケートをとっておりますので、それと法人側との話も出ておりますし、この会議の中でもそういう話をあらかじめしております。次の段階でこういうことが、例えばどこにやって、どうやるのだと。どういう形で、教師の対応もありますから、そういうことも含めて、今後早目に、これは結論を出していかなければならないだろうなと思っておりますし、いずれにしても、父兄のやっぱりニーズ調査も、これもしっかりと捉えていかなければならないだろうと思っております。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

それで、今、町長の中でもアンケート調査も行ったというのですけれども、実際、今通っている保護者の中で、幼稚園を希望というか、あったらいいなという、そういう、もし実績数値があれば、ちょっと教えていただきたいのですけれども。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

子ども・子育て支援会議に際し実施したアンケートでは、回答は複数回答になっておりますが、４０％の人が定期的に利用したい施設として幼稚園を選択しております。

以上です。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

今の回答の中で、約４割の方が幼稚園を希望しているというのですけれども、それ、一応、ちょっと教育委員会にお聞きしたいのですけれども、教育現場を預かる委員会として、幼稚園といったら文部科学省なので、窓口なので、ニーズに関係なく、幼稚園の幼少一貫教育を含めた中での必要性というのはどのように考えているのか、ちょっとお聞きしたいです。

○議　　長

辻本教育委員長。

○辻本教育委員長

今、齊藤議員の、幼児教育についてのことについてご質問がありましたけれども、第５期大樹町総合計画の中で、大樹町生涯学習中期計画の中で挙げられておりますが、就学前の幼児期からの発達段階に応じた教育が必要であり、町立、法人保育所を含めた認定こども園化の検討が必要であると考えております。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

教育委員会も認定こども園というのは必要だということがわかりました。

それで、認定こども園、子ども・子育て支援新制度に伴い、これから今通っている子供たちに、多分、１１月ころから子供一人一人に認定を下さなければならないと思うのです。保育認定というのを実施しなければならないのですけれども、その区分が１号認定から３号認定、２号認定も２種類あるのですけれども、その内容について、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

三つの認定区分がございます。１号から３号までです。１号認定は、教育標準時間認定と言いまして、満３歳以上で教育、つまり幼稚園部門を希望する場合、１号認定ということになります。２号認定、３号認定は、保育認定です。２号認定は満３歳以上の保育認定、３号認定は満３歳未満の保育認定ということになります。

以上です。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

そこで、子供認定を実施するに当たり、今度は補助金についてちょっとお伺いしたいのですけれども、今現在は、幼稚園部門では就学助成、保育所部門では保育所の運営費というぐあいに別々の補助金が支給されていると思うのですけれども、これが新制度にされると一本化されると。

認定こども園は、現在、全国に１，３５０園あるのです。道内では７４カ所あるのですけれども、７月の全国の認定こども園協会というか、ＮＰＯ法人ですけれども、そのアンケートの中で、全国で５５カ所、道内で６カ所が、補助金が減ることを懸念し、資格返上の動きが出てきているのです。

このような記事が８月のある新聞に載ったのですけれども、大樹町も、今、町立２カ所、民間事業所が２カ所で運営しているのですけれども、新制度に伴って、運営費、補助金の増減は維持されるのか、減るのか、それとも増えるのか、その辺のシミュレーションについて、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

国における仮単価によりますと、１施設当たりの額は、従来より約１割増になるという試算になっております。これは、国が子ども・子育てに対する支援を強化するため、人的な加算などを強化する、手厚くするということのためです。

ただ、一方では、新たな制度として、従来の保育時間を１１時間とすると、新たに８時間という短時間保育という制度をつくるなど、従来と異なる部分もございまして、４月以降の増減がどうなるかということについては、現時点では使われる児童数とかによって変わってきますので、把握は難しいと思っております。

以上です。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

多分、今の雇用証明を積み重ねると、平成２５年度の数字で大体出るのではないかなと思うのですけれども、ぜひその辺もちょっと十分議論して、増減がなるべく出ないようにお願いしたいなと思います。

今、補助金のお話をしましたので、今度は利用料、保育料の関係についてお聞きしたいのですけれども、利用者の負担額は、今までは所得に応じたことを基本として保育料を納めているのです。国の基準をベースに、地域の実情に応じて市町村が認定するのですけれども、ただし、施設は一定の要件のもとで市町村が定める額よりも必要経費を上乗せして徴収することも可能と、そういうふうに聞いているのですけれども、新制度となって、利用料、保育料、幼稚園でいうと保育事業料というのですか、その増減も、また現状維持でいけるのか、その辺もちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

利用料についてですが、大樹町の保育料は他町村と比べて安く、今現在設定されている国

の単価の大体７割程度ということになっております。

今後、新たに幼稚園部門、あるいは、先ほどご説明しました保育時間の短時間部門の利用料の設定などが必要とされますけれども、これまでと同様のサービスを利用される方については現状維持が基本ではないかと考えておりますが、新料金の設定もございますので、このことについても子ども・子育て会議などで検討していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

地域の実情に応じたきめ細やかな子育て支援を進める上、補助基準などまだまだ整備するところがあると思うのです。また、国の利用基準ベースがまだまだ不透明な点がありますので、そういった中で、国の制度がきちんと定まるまで、保護者、関係機関、事業所、十分論議してからでも、認定こども園を、多少おくれてもきちんと論議した上で進めていくことも今後は必要ではないかとちょっと思うのですけれども、どうしてもやっぱり４月からスタートするのか、その辺ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

総体的に見て、今お話のようなことをこれから支援会議の中でいろいろとやっていかなければならないと思うのです。それと、やはり、何といっても今の若いお母さん方が、どういうような希望を持って、これからここの町で住み続けていただけるかと、それに対して私たち行政がどういう支援ができるのかと。これはいろいろと、後の質疑にあるのですけれども、ふるさと地方創成の関係もありますし、そういうようなことを含めた中で、今後やはりお話し合いをさせていただかなければならないかなと思っています。４月早々からすぐまとまればいいですけれども、なかなか、これはちょっと無理かなと思っています。

やはり、町民の方々の、ご意見をよくお聞きをしながら、そしてまた、うちも町立を今は持っていますけれども、法人側との連携も、これはスムーズに、きちんとした連携をとれるような、そういう体制も必要なのかなと思っております。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

今後の支援会議の中で十分論議していただいて、間違いのないような、みんなが納得できるような認定こども園にしていっていただきたいと思います。

新制度ですので、１号認定にされますと通えない子供も出ますので、そうすると幼稚園も必要となってきますので、ひとつよろしくお願いいたします。

将来の子育て事業についてちょっとお聞きしたいのですけれども、現在、保育所、町立２カ所、民間事業所２カ所、あと、子ども支援センターだとか学童保育所、いろいろと施設的に点在しているのですけれども、小中学校で適正配置計画を取り組んで小中１校になったのですけれども、今の保育所の施設の老朽化とか、町立の、民間も含めてですけれども、学童保育所の新制度に伴う施設の課題とか定員増を考えると、今後、大樹町も子育ての適正配置を将来に向けて考えていかなければならないと私は思っているのですけれども、その辺の町長の考え方はどうでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

おっしゃるとおり、これは大事なことですので、総合計画にのっとった中で、これはしっかりと取り組んでいかなければならないかなと思っています。

ただ、今は保育所も、町立を２カ所持っていますけれども、どんどん子供さんが少なくなってきている地域もあります。また、増えているところもある。そういうところにもう１回保育所をつくってくれないかなどというお話もありますけれども、やはり、今後、子供たちのそういうような状況を見ながら、その辺のことをしっかりと取り組んでいかなければならないかなと思っています。

いずれにしても、総合計画にのっとった子育て支援、どういうことができるのか、それがどういう配置になるのか、このことも含めて、学童含めて、これはしっかりとやっていかなければならないかなと思っております。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

それで、将来に向けて、どこか１カ所で、私的には学習センターを拠点に、学童保育所の施設の問題とか、いろいろ、町長が先ほど答弁したのは、どこか場所がずれなければだめなのだ、学校はできないのだと。図書館の設備の問題、今、仮設でやっているのですけれども、それを今後どうするのかと。保育所の老朽が進んでいると。旭あたりは特に古いのですけれども、それを今後どうするのかと。

そういった中で、最後に質問しました、子供が遊べる公園とか子供と一緒に遊べるというのはやっぱり、若い世代が特に期待しているのです。広い芝生の上でキャッチボールをやったりサッカーをやったりというのが今の世代の方々なのです。

そういったことを考えると、２０代、３０代の子育て環境を十分考えていかなければならないとしても、また、流出も、町外に出ることを食いとめていかなければならないと思うのですけれども、そういったコンパクトシティー的な、仮にチャイルドパークだとかチャイルドゾーンとか、そういう構想の策定というのを今後十分考えていかなければならないのかなとちょっと思っているのですけれども、その辺の町長の考え方はどうでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

くどいようですけれども、５期の総合計画の中にもこれらはきちんと網羅しております。

過日、福岡議員でしたか、こういうことで町長はどこを考えているのだということなのですけれども、このことも、どういうようなものがいいのか、この辺もよく、お母さん方からも私は直に聞かされます。こういう場所でこういうことがあったらいいねと言うけれども、それはすばらしくいいのです。今おっしゃるように、芝生の上でサッカーをやったり、そういう広場が本町に実際にあるということも考えられます。

場所的には、今、私たちも何カ所か、いろいろと町で、どういうことでどうやったらいいかということを職員でプロジェクトを立ち上げていますので､過日も何回か町なかを実際に見て歩いて、この場所だったらというところもあります。そこが本当に適しているかどうかは、皆さん方の今後の意見をお聞きしながら、今後のまちづくりのビジョンにしていきたいなと思っております。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

ぜひ将来に向けて、総合計画の中で、今の２０代、３０代が十分住みよい町と、また、子育て環境が整うようにお願いしたいと思います。

来年は高規格道路も大樹が開通しますので、そうすると、都市部からの通勤圏内ということでなりますし、昨年一年間で６０名以上の乳幼児が誕生しているということで、大変これは喜ばしいことなのです。そういった中で、やっぱり、そうなると、２０代、３０代世帯の定着を考えていく中で、大樹町独自の子ども・子育て支援環境がこれからの対策だろうと私は思っています。子ども・子育て支援制度において、認定格差がなく、全対象保育家庭において公平性が保たれるようにお願いしたいなと思います。

また、健常児、障害児も平等に、さまざまなニーズに応じた支援が取り組めるように、今後、子育て検討委員会等、また、子ども・子育て支援会議などで十分に活発論議いただいて、これで私の一般質問を終わります。

○議　　長

次の質問に移ってください。

○齊藤徹君

２問目についてお伺いします。

２問目は、公共施設、教育施設も含むのですけれども、保守整備の点検についての考え方について、町長と教育委員長にお伺いしたいと思います。

直近において、行政区会館の改築、航空公園の宇宙の改築、中学校体育館の改築、そして１０月供用開始の病院改築等が代表的な公共工事です。町有の各種公共施設に対する検定完

了検査後の比較的予算の大きい施設のメンテナンス、定期整備にかかわる基本的な考え方についてお伺いしたいと思います。

まず１点目、１０月に供用開始の町立病院、検定完了後の少しでも小破があれば修繕をする。そのことによって、自然に耐用年数が延長します。そのためには、検定後の保守点検整備計画が大切と考えるが、町の基本的な考えについてお伺いしたいと思います。

２点目ですけれども、直近において、中学校の修繕についてですが、２０１２年の供用開始から、床の段差、雨漏り等トラブルが続いて今日になっているのですけれども、また、二度にわたり新聞記事に掲載されたのですけれども、６月１７日が最終なのですけれども、そういった新聞記事について、町側はどのように受けとめ、その後、どう対応、取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

それでは、齊藤議員の２点目の、公共施設（教育施設を含む）保守整備（点検）の考え方について、１点目について、私のほうからお答えをいたしたいと思います。２点目については、教育委員長のほうからご答弁させていただきます。

公共施設はやっぱり、適宜、適切な維持管理を行うということが建設当初の価値が維持されるのかなと思っております。

建物の寿命を縮める原因としては、時間の経過とともに、材質等の老朽、そしてまた、雨、雪、温度の変化などの自然環境の外的条件が大きく影響するのかなと考えております。

維持保全を怠ると、危険性の増加とともに、美観的にも、建物自体の寿命の短命にもつながるということから、工事の完成後には１年検査等を実施し、欠陥、故障、不具合などの瑕疵は、請負業者のメンテナンスの範囲として対応することを基本としております。

現在の対症療法型の維持管理から、使用時の故障を未然に防ぐため、計画的に点検、交換を行うという予防保全的な維持管理計画による定期点検を継続的に実施をしてまいります。

また、１０年、２０年の中長期的な維持管理計画を確立し、必要に応じた修繕計画を行うことで建物の保全及び長寿命化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議　　長

辻本教育委員長。

○辻本教育委員長

齊藤議員のご質問の第２点目についてお答え申し上げます。

大樹中学校体育館につきましては、平成２４年１月３１日に完成し、供用を開始してございます。

ご指摘のとおり、床の段差等が発生し、生徒はじめ利用者の皆様方に大変ご迷惑やご心配をおかけし、申し訳なく思っております。

平成２６年３月より床仕上げ材の含水率、収縮測定を行い、平成２６年７月より床仕上げ材の下地コンクリートの含水率の測定を定期的に実施しております。

どちらの測定結果も気温、湿度などの気象要因の変化によるもので、完成後２年を経過し、建物内の湿度状況や換気設備の運転等により安定的な傾向に向かっていると判断しています。

また、雨漏りにつきましても、風向きによる換気口からの侵入や屋根材の穴などを確認し、ある程度の原因は特定していますが、調査を継続しております。

今後は、このような事例が発生しないように、先に町長よりも説明がありました維持管理計画書を竣工時に作成し、実施の徹底を図り、公共施設の長寿命化を進めてまいりたいと考えております。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

答弁の中で、ちょっと難しい言葉で、対症療法型というのはどのような療法型なのか、お願いします。

○議　　長

高橋建設課長。

○高橋建設課長

対症療法型とはどのような療法型かということですけれども、建物ですとか設備の劣化や故障及び破損が生じた場合、修理を行うことになりますが、壊れてから直すということを対症療法型と申しております。

以上でございます。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

わかりました。従来はそういうふうにやっていたと。今後は計画的に、計画書をつくってやるのだということなのですけれども、それで、１０年、２０年、これ、車で言えば定期点検や車検みたいなものなのですけれども、維持管理計画書を竣工時に作成し、必要に応じた修繕計画を行うのだという答弁でした。これは誰が作成するのか。施工業者なのか発注者なのか管理者なのか。どこが責任を持ってやってくれるのか。お願いします。

○議　　長

高橋建設課長。

○高橋建設課長

施工業者ではなくて、発注者である町または施設管理者でありますところが作成しなければならないかと考えております。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

そうやって発注者、原課がやるのだよと。わかりました。

今、１０月に開業しようとしている病院なのですけれども、この病院も、もう引き渡しされた、まだかな。それで、１年後、５年後、１０年後、２０年後の、そういった中長期計画というのはもうできているのでしょうか、それともこれからなのか。できた段階で、本来であればきちんとしたマニュアルがあって、そこに勤める従業員を全員集めて説明していくのが一番理想な形なのかなと思っているのですけれども、そういう考え方というのはどうでしょうか。

○議　　長

高橋建設課長。

○高橋建設課長

中長期的な維持管理計画は、今のところ作成されておりません。ただ、病院につきましては、普段の維持管理計画書というものを作成して、定期的な点検を実施する対象項目、または点検の時期、点検の項目による診断の時期、またはそれによって改修するという時期を決定するような維持管理計画書を作成しております。

以上でございます。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

作成しているということで、計画書はまだできていないというのですけれども、できれば先ほどお話ししましたように従業員全員集めて、きちんと、お互いに網羅するということも今後必要ではないかなと思っております。ぜひそのようにお願いしたいと思うのです。

それで、中学校の体育館についてお伺いしたいのですけれども、二度にわたり新聞記事が掲載されたのですけれども、答弁の中にはその件については触れてはいないのですけれども、改めて再度お聞きしたいのですけれども。

○議　　長

小林教育長。

○小林教育長

大変申し訳ございません。先ほどの床の段差、雨漏り等の関係でございますけれども、この辺につきましては、新聞にも二度にわたり、改築されたという中でこういったことが起きたということの内容でございますけれども、床の段差のことにつきましては、発生の都度、所管の担当課のほうに連絡をいたしまして、けがのないように修繕をやっているところでございます。まだ現在のところ、異常については発生していないという状況でございます。また、業者のほうで、気温だとか湿度なんかをそれぞれ定期的に調査をして、そのデータをとっているというような状況にございます。

それから、２点目の雨漏り等の関係でございますけれども、ドレン、いわゆる排水溝です。これらについては、すぐ私どものほうで網をかぶせて、枯れ葉であるとか、あるいは大型ごみが排水溝に入らないように防止措置をとって終了しているということでございます。目詰まりのないように対策をしているおかげで、今のところそういった状況は発生していないという内容でございます。

議会のほうからも、連合審査会というような形で指摘を受けまして、私どもとしましては大変重く受けとめておりますし、新聞にもそういったことで非常に大きく出されたというようなことで、私も大変申しわけなく思います。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

わかりました。

それで、答弁書の中で、これ、書いていなかったら聞かなかったのですけれども、雨漏りにつきましては、「風向きによる換気口からの侵入や屋根材の穴等を確認し」と書かれているので、これ、「穴等」となかったら、「屋根材を確認し」で終わればここで聞かないのですけれども、「穴等を確認し」と言っていたのですけれども、この原因というのは、特定していますと言っているのですけれども、この原因は材質なのか施工なのか設計なのか、それとも管理不備なのか、ちょっとお聞きしたいです。

○議　　長

高橋建設課長。

○高橋建設課長

雨漏りにつきましては、風向きによる排気口からの侵入、特殊な気象状況もありますので、ちょっと想定できなかった面もあるかと思います。

また、今年の６月に屋根を確認したところ、屋根に小さな穴を確認いたしました。それによって、一応雨漏りがある程度しているのではないかということが、原因がわかったわけです。ただ、その穴が、どうしてあいたのかというのがちょっと、今後調査していく段階になっております。

また、材質等は、亜鉛引鋼板でできているので、なかなか穴はあきにくい構造になっております。また、施工設計におきましても、換気口の取りつけなどは設計どおり、なるべく風の入らないようには施工、また、雨漏りがしないような施工をしております。

それとも管理不備なのかということですが、当初の雨漏りに関しては、先ほど教育長も言いましたとおり、やはり落ち葉等が原因で、若干管理不備で雨漏りがしたところもありますが、今回の雨漏りに関しましては、管理不備はないと思っております。

以上でございます。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

穴があいた原因はわからないということなので、これから十分調査をしていくのかなとは思っております。

それで、ちょっと話題を変えますけれども、昨年の定例会の第２回で、総務常任委員会の所管事務調査の報告の中の管理上の課題の３の項目で、管理・維持取扱説明書を作成するとともに、引き渡すときには管理者に十分説明をする必要がある。また、管理者（発注者）は、維持管理、定期的巡回を含むのですけれども、そのためのチェックシートを作成し、管理していくことが必要と判断すると報告されたのですけれども、それから１年が経過しているのですけれども、その後はどう対処してきたのか、お伺いしたいのです。

○議　　長

高橋建設課長。

○高橋建設課長

その後ですけれども、当然、建物の引き渡し時には施設の管理者に十分説明をして引き渡しを行っておりますが、１年を経過して、まだチェックシートは作成しておりませんので、施設の管理者である教育委員会と今後十分打ち合わせをしながら検討してまいりたいと思います。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

我々議員は、今回、合同調査を行って、十分報告書を書いたのですからね。いいですか、高橋課長。十分書いたのですから活用してくださいよ、チェックシート。チェックシートを１カ月、２カ月チェックすることによって、もし同じところにチェックがあれば、やっぱりそこに問題があるのですよね。設計なのか施工なのかはわからないけれども。そういった判断材料に十分なるので、今後、教育委員会と十分論議していただきたいなと思います。

それで、約２年半ですか、修繕の費用なのですけれども、約２年６カ月が過ぎているのですけれども、この費用というのは、新聞等ではメーカー保証でずっとやっているのだよと言うのですけれども、そのとおりでよろしいのでしょうか。

○議　　長

高橋建設課長。

○高橋建設課長

体育館のフローリングの浮きですとか剥離が発生した箇所については、今まで部分的に張りかえですとかビスどめを行っておりました。今までの修繕の費用は幾らかということなので、今まで１１回修繕を行っております。おおむね５０万円程度費用はかかっております。

以上でございます。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

今まで床、壁、天井、窓サッシのコーキング等を含めると、全部で大体１１カ所で５０万円程度の費用がかかっているというのですけれども、工事の完成後には１年検定を実施し、欠陥、故障、不具合などの瑕疵は、請負業者のメンテナンスの範囲で対応することが基本だと町長は先ほど答弁したのですけれども、これ、２年半も過ぎているのですよね。これをいつまでメーカーに負担をさせるのか、その辺をちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

いつまで云々というようなお話ですけれども、本来であれば、まず、ちょっと前段、私もこのことについては大変申しわけなかったなと思っております。委員長、また、教育長にご答弁させていただいたことかなと思っております。

また、新聞報道の中でも、関係者から、私たちは一生懸命子供たちのために、地域のためにという思いでやったものです。それがこういうような結果になったということは、本当に残念なことだなと。まして新聞に、笑うしかないと関係者が言ったということで、こういう１行もあります。これに対しても、大変私としては、これはちょっと、いかがなものかなと。これはしっかり我々も今、精査させていただきたいなと思っております。やったことはやった、なったことはなったのだということで、今後、いろいろな面でこれはしっかりやっていかなければならないだろうと思っております。

ただ、これが、関係者が関係者がと言うと、どこがというようなことで、これは町民にとっても大変不快な思いを与えるのかなと。子供たちにとっても、特にこれは、こういう書き方をされて、今までけがもなく、無事経過はしてきていますけれども、結果は結果として、私たちは重く受けとめて、ましてや議員２人からも一般質問があった。また、総務委員会で合同で調査もしていただいた結果もいただいております。これもしっかり我々は受けとめた中でチェックしながら今後やっていかなければならないかなと思っております。

いろいろと条件的なものが、私もちょっと素人でよくわかりませんけれども、やはり、家を建てたときに密閉してしまうと、どうしても湿気が及ぶとか、どうのこうのということがあるのかなと、そういうことが一つの原因だったのかなと。そしてまた、床がどういう状況で、コンクリがどういう状況で、どういう形でフローリングを張ったのか、これも、やはり直々の調査をしてみなければわからないということですから、やはりメーカー側には、私どもはしっかりとした調査をして、報告書もいただいています。

素人的に、私はちょっとわかりませんけれども、どういう状況で、温度で、どういうような膨張があってどうだという詳しいデータも、相当分厚いものもいただいております。これは、やはり今後もやっていただこうと思っています。どういう結果であろうと、やはり、よしとして私たちも受けたものが、そういうことで出されて、結果的にこうなってしまったということは、どこが原因なのか。材が原因なのか、床が原因なのか、換気がうまくいかなかっ

たのか、暖房等の機械の設備関係がうまく調和がとれていなかったのか、いろいろそういうことが議論されて今までやってきましたけれども、メーカーとしてもある程度責任を感じて、こういうような形で調査を今はしていますので、今後、その辺の行方を見ながら、住民がやってよかったと思えるような施設づくりをしていきたいなと思っています。

私の思いとしては、今はそのような考え方です。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

ぜひ、先ほどお話ししたように、やっぱり、うちの議会からもチェックシートとかそういうものが出ていますので、その辺を十分活用して、今、町長がおっしゃったように、換気なのか、材なのか、いろいろあるのですけれども、それをやっぱり早急に原因を究明して、時と場合によっては町側の厳しい判断もしなければならないのかなとは私は思っています。

最後の質問ですけれども、ちょっと利用者の関係でお聞きしたいのですけれども、学校の授業や開放事業利用者には春休みに３日間ほど不便をかけたのですけれども、また、今後の利用者に対して、または学校管理の範囲を超えないように取り組んでいくことが必要と考えるのですけれども、今後、どのように発注者、管理者側は対処していくのか、お伺いしたいと思います。

○議　　長

小林教育長。

○小林教育長

施設につきましては、町の避難所でもありますし、また、学校開放事業ということで、一般町民の方々がいろいろと使っている施設でございます。

そういった意味においては、非常に管理上、いろいろな事故があってはならないというようなことで、大きな事業の前には１週間前から床のフローリングをそれぞれ調査をしたり、そういったことで私のほうでは防止に努めております。

また、学校のほうにも、必ず何か発生した場合には報告をして、すぐ点検するようにということもやっております。

ちょっとしたことも、そういったことを常々に、管理上、私どもと連携をとりながらやっていくことが利用者にとっても非常にいいことなのかなというふうに思っております。

今後、先ほど建設課長のほうからもお話がありましたけれども、チェックシートの話もございましたので、そういったことも踏まえながら、私どもでも指示をいただきながら善良な管理をしていきたいというふうに考えております。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹君

ぜひ、これから、せっかくいい体育館ですから、結構団体が使うと思うので、その前には

十分点検をいただいて、当日、けがのないように、けがが出てしまうと、風評被害というのはいろいろ出てきますので、そうするとまた、体育館の活用がぐっと下がるので、その辺は十分注意を払っていただきたいと思います。

早期に原因を追及して、生徒、町民両者が体育館施設に安心感を持ち、気兼ねなく使えるアリーナにしていただくことをお願いしまして、一般質問を終わります。

○議　　長

休憩します。

休憩　午前１０時５５分
再開　午前１１時１０分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、５番西田輝樹君。

○西田輝樹君

それでは、先に通告しております人口減少社会への対策についてと、それから貧困の連鎖の防止というか、その２点について町長にお伺いしたいと思います。

それでは、１番目の人口減少社会への対策についてお伺いいたします。

日本全体が人口減少時代に突入しております。大樹町がその例外となることは困難なことが予想されますが、知恵と努力により、その対応もあるのではないかと考えております。

そこで、今後、最大限の努力をもって、この難局に対処していただく町長の考えを伺います。

一つは、国の研究機関やその他民間組織などから人口推計が発表されておりますが、どのような感想と意見をお持ちかをまず１点目お聞きします。

それから、次に、人口対策には住みよい環境や産業の振興、それに伴う雇用の創設が考えられますが、従前努力されてきた実績や今後の施策の考え方について、お伺いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

それでは、西田議員の人口減少社会への対策についてということでお答えをいたします。

１点目の人口推計に対する感想、意見ということなのですけれども、一昨年、厚生労働省の施設等機関であります国立社会保障・人口問題研究所が、最新の国勢調査の結果に基づきました市区町村別人口の推計値を公表いたしました。

今年に入ってからは、民間有識者による政策発信組織であります日本創成会議が、この推計値に女性人口の移動率といった視点を加えて、独自の推計値を公表しております。

本町の平成５２年、これは２０４０年ですけれども、推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所が３，９９０人、日本創成会議が３，５７５人、いずれにしても、若干、４００名ほど違いますけれども、そのような数字が出ております。

本町を含む全国の４分の１以上の自治体が、この日本創成会議による消滅可能性都市に該当するというようなことで、早期にこれは対策を講じるべきということで、警鐘であると受けとめております。

一方、国内人口の減少や少子化の加速、超高齢化社会の到来は、かなり以前から指摘されておりましたが、日本ほど急速に進行している国はない、また、長期的な取り組みと限られた財政資源の配分の見直しを要する社会環境や雇用・経済の構造改革を要することなどから、非常に難しい問題でもあります。

国内人口が減少する中、消滅可能性が高いと言わざるを得ないとされた本町において、人口の維持・増加を図ることは現実的には困難と思われますが、その減少を抑制しながら、豊かな住民生活と地域社会を将来に残すための取り組みが何よりも重要かなと考えております。

２点目の、今までの実績や今後の施策についてですが、本町では、農業を中心とした第１次産業と、その生産物に付加価値を高める製造業が産業経済の中心となっていることから、生産基盤の整備、経営近代化を進めてきており、その結果、農業産出額や製造品出荷額は増加しております。

また、生活環境基盤の整備を始め文教施設の整備、介護福祉施設や医療施設の整備など、安全・安心な生活を提供するための環境整備にも取り組んでまいっております。

就労の場という面から見ると、農業や製造業の従事者数は減少傾向にありますが、一方で、６５歳未満の、いわゆる生産年齢人口に占める就業者の割合は年々高くなっております。加えて、平成２２年の国勢調査では、町外からの就業者が町外での就業者を２３０人程度上回っているという現状であります。

量的に見た場合の就労の場は、必ずしも逼迫してはいないものという見方もできますが、子育ての世代でもある２０代から３０代の人口減が大きいことから、この世代が求める仕事や就業条件、生活環境などの確保・提供が今後大きな課題の一つであると考えております。

今後の施策についてでありますが、現在、人口減少の要因と、その対策を検討するため、若手職員を中心とした、庁内のワーキンググループの設置準備を進めております。これは、早期に設置をして協議がされるということで、大変私たちも期待を持っております。

第５期の総合計画を着実に推進するほか、関係機関との協議や国が来年度から進める地方創生に向けた事業なども取り組みながら、さまざまな角度から、この人口減少対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

それでは、今、ご答弁いただいたことの部分をちょっと前半で確認させていただいて、この問題の後半の部分、いろいろ考えていることもありますので、その点でお伺いしたいと思っております。

一つ目は、人口推計、４００人ほどの差があるということなのですが、基礎になる数字ですとかいろいろ、その機関の基礎データが違いますので、このことについてはあれなのですが、町長はまず、一つ目、人口が４，０００人を切ることによっての最大のダメージというか、それはどのようなことで考えられていますか。その思いの部分をお聞きしたのですけれども、もう少し具体的に、人口４，０００人を切ったときはこのようなことが町長として、大樹町として、また、早急に困ることが生じるのではないかと思うというようなことをお知らせいただければと思います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

いろいろと、今、４，０００人を切ったらどう考えるのだということなのですけれども、いろいろな弊害は出てくると思います。私どもでどうのこうのということはないのですけれども、やはり、人口減少、我が町の場合は、やはりしっかりとした産業を育成していけば、この４，０００人を切るということは余りないのかなと。ちょっと楽観していると言われるかもしれませんけれども、今の本町の１次産業がしっかりしていれば、この消滅可能性市町村だとか、そういうことにもならないだろうと。やはりそこは、国もそうですけれども、私たちもしっかりとしたフォローをしていかなければならないかなと思っております。

やはり、４，０００人を切って３，５００人台になると、これは恐らく、先ほどからちょっと話題になっておりますけれども、子育て支援も、多くそちらのほうにお金を回して、放課後児童対策も、隣の学校でやれる、図書館もここでやれるなどという、そういうことにもなりかねませんよね。ですから、余り減少を見込んだ、そのようなことを私は考えたくはありません、はっきり言って。先の、やはり、これをいかにして減少を食いとめるか、いかにして増やすかと。今の創成会議の中では、いろいろとそういうことも提案されておりますので、私はそういうことに期待をして、今、取り組んでいるかなと思っております。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

わかりました。

希望を持っているということなのですが、それは後半で、このようなこと、あのようなことということで、大変、町長とは少し考えが違うことを述べさせていただきますので、申し

わけなく思っております。

町長の人口４，０００人を切ることはないと思っているというような、そういうふうな力強いお話なのですが、この中で、今までの１０年間なり何年間なりの中で、人口が減ってきた主な原因というのは、１次産業、特に農業なんかについての離農なんかが考えられると思うのですけれども、そこら辺、今後の見通しというのはどのように、人口が減らない条件には、それは若い方の働く場所が確保されたりとか、いろいろ、福祉関係のほうで雇用が増えてくることなんかによって人口は減っていかないと思うのですけれども、一番基幹である農業の、農家戸数ですとか農業者従事の方々の人数ですとか、そこら辺はどのように思われているでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

人口減少の関係で、特に本町の基幹産業であります農業ということで申し上げられましたので、私は農業だけについてお答えをしたいと思います。

農業も、今、いろいろと国のほうも、制度的な改革が目まぐるしくやられまして、大変担当のほうでは苦労しております。今回の中間管理機構も、よく見ると、これはすばらしいことだなとは思っていますけれども、そこでどれだけ雇用が生み出せるか、そういうことも、やはり先のことがちょっと心配です。そこで働く方々が、本当にその場にいらっしゃるのか、外国に頼らなければならない、そのような羽目になりかねませんので、この辺は、今現在進めている中間管理機構のことも、やはり地域がよりよくなる、そういうことを含めた中で、やはり今後取り進めていくべきなのかなと思っております。

それと、やはり本町の場合は、家族経営なのです。これは、しっかりとやはり我々はフォローしていかなければならないだろうと思っております。極端な話、後継者が誕生したら１００万円、２００万円の支度金を渡すとか、そのぐらいのことは、私はやるべきだと思っております。

過日も、ちょっと余談になりますけれども、ある地域との懇談会をやりました。そこへ行ったときには、今後の農業家族経営をどう考えているのだというお話をされました。いや、実はこうこうこうだと、そこには若いお母さん方もいましたし、若い方もいらっしゃいました。ここの地域は、やはり家族経営で今まで成り立っていると。これが今後、やはり、中間管理機構の今考えているような３戸、４戸の母体をつくっていくということも大事なことだなというから、将来に向けてはそういうこともやはり大事だろうと。やはり、家族労働ですから、朝から晩まで、やっぱり時間がなく、一生懸命頑張っておられると。そういう余裕も時間もない。その中では少しずつ余裕を持っていく、そういうような取り組みもこれから必要になってくるのかなと思っております。

今後やはり、私は、法人化も大事なのですけれども、家族経営も大事にしていきながら、本町の酪農農業を維持していくべきなのかなと思っております。

本町も、今後、人口問題でどう考えているのだと。定住だとか移住の問題、そのようなところにお金を出すのなら我々によこせと、大変、若いお母さんに怒られましたけれども、やはり、そういうようなところで子育てができる、そういうような経営母体を支援していく、これも一つの策かなと思っております。

今後、いろいろと、第５期の総合計画に向けた中、それから、ちょっと私、先ほど申し上げましたけれども、今、部内で、１０名ですけれども、今後のあり方について検討されます。これもまた議会の皆さん方にも報告しながら、いろいろとご意見もいただこうと思っていますけれども、これを今、立ち上がりましたので、ここがいろいろとそういう面での情報を共有しながら、新たな、今、僕が前段申し上げたような制度、そういうこともできれば、何とか、この１次産業を守りながら雇用を生み出していく、これが大事なことかなと思っております。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

農業論に特化するつもりはないのですけれども、大変力強い、そういうふうな、支援していくのだというようなことで、本当に楽しみにしております。

一方、この町、農業ですので、一番いいのは、それは大きな企業が来てくれるとか、または大きくない企業でも、ロケット関係の、そういうふうな方が、人口が１人、２人、３人と、本当に千里の道も一歩からで、そうやって、そのような新しい、期待できることも承知なのですが、町長もおっしゃっているように、農業の町ですので、例えば農業に関連していくような、そういうふうな関連産業みたいなものも育成していくようなことが必要ではないかなというふうに思っているのです。

例えば、ちょっと僕は詳しくないのであれですけれども、酪農ですと、保育の部門で、新しい例えば会社なり、そういうふうな部門を育成していけば、そこに離農の方も働けるだとか、町外からも働きに来ていただけるだとか、余りにもちょっとマニアックかもしれませんけれども、僕は聞いた中で、牛の削蹄というのを、１頭２，５００円から３，０００円ぐらいいただけるそうなのです。私の家の近くにホテルがありまして、定期的に中標津から削蹄の会社が来ていますので、ぜひそういうふうな削蹄士方に、これは、商売のことですので、町がどうのこうのとか農協がどうのこうのとかということは言えませんけれども、ちょっと、そういうふうな削蹄の、そういうふうな外に行っているお金を中でとどめることによって、また新たな雇用の場も育っていくのではないかなと思うのです。

もちろん、６次産業化とか、いろいろ努力されていることも僕は大変いいことだなというふうには思ってはいるのですけれども、そういうふうに直接、農業なら農業、例えば、お答えの中では農業の生産高も今のところは伸びているというふうなことで、また、関連の工業出荷額についても伸びているということで、大変いいことだと思うのですが、新聞等によりますと、全国、全道、管内的には搾乳の頭数が落ちているとか、乳量が落ちているというこ

とで、大樹もそういうふうなことを応援していくような、就業での応援も大切ですけれども、そういうふうな個々の、今お話ししたような施策なんかも、直接的に農業の衰退のブレーキになっていくのではないかなというふうに思っているのですけれども、そういうふうな具体的なことについてはプロジェクトチームの方々が、今それぞれ提案していただけるようですけれども、町長は、何かそこら辺の思いというのは、日ごろお考えなところはないでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

私も全く同感です。

今、農協といろいろと、総合計画の中に、今おっしゃったＴＭＲセンター、これは飼料、餌づくり、これは今、中島デーリィサポートがやっていますけれども、それと並行して保育、これも大事なことなのです。そういうような施設づくり、そしてまた餌づくり、そういうことも、今は一体的になったもので考えられないかということでの、そういうようなお話も伺っております。ある地域によっては、何かちょっと手がけてもいいよというようなことで、まだ相談段階ですけれども、補助事業もありますから、そういう事業にはぜひこれからも地域ごとに取り組んでいただければ、ある程度一定の時間的な余裕もできて、そしてまたそういう支援もできるのかなと思っておりますので、このことは農協とも今は連携して取り組んでおりますので、よくご相談をしながら、今の事業展開を図りながら、総合計画にのっとった中での取り組みはしっかりとやっていきたいなと思っております。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

あと、もう一つ、農業関連のあれで、心配していると言ったら大変失礼な言い方だと、お許しいただきたいのですけれども、新規農作物というのを、例えば清水町ではニンニク大王とか、池田町なんかではヤマゴボウというのですか、何か、そういうふうなものだとか、川西付近ではシャクヤクなんかの薬用植物とか、それからあと、済みません、今ちょっとど忘れしましたけれども、ちょっと事前に調べてきたら、６町村ぐらいがそれぞれ新規農作物に努力されているようなのですけれども、私たちの町は、そういうふうな積極果敢な、試験圃なんかでどのようなことをやっているのか、ちょっとそこら辺も十二分に調べないで申しわけないのですが、そこら辺はどうでしょうか、新しいことに取り組むというようなことについての取り組みをお知らせいただきたいと思います。

○議　　長

森農林水産課長。

○森農林水産課長

現時点で新しい作物に取り組んでいるものがございまして、薬草で約２３ヘクタール、７

戸で、今、組合というか立ち上げて、進めているところでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

それと、旧コカコーラのところにツムラという、夕張から来ている会社が入りまして、いろいろな試験とか、収入のいろいろなことを、収量調査ですか、そういうことを始めております。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

町長が課長のときに、日本ワサビなんかを積極的に、私、直接植えに行きましたけれども、そういうふうにして、いろいろ、新規農作物というのか、そういうふうなものをあの時点でも頑張っていただきましたので、なかなか、商売的にうまくいく、いかないはこれ、行政がそこまでやれるということは、僕はやれないとは思うのですけれども、ぜひ、いろいろ、農協ですとか、町や普及所とか、そういうふうな関係機関の中での、グループのそういうふうな情報交換なんかもできるのですから、町として、ぜひそういうことを積極的に、失敗したときにどうするのだと言われたらちょっとあれですけれども、ぜひそういうことの、町のリーダーシップに期待したいのですが、そこら辺、今後どうでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

やはり、今おっしゃられたことが一番大事なことなのです。私たちも、何かこういうことで、とれたものを即出すということではなく、そこで付加価値をつける、または６次産業に向けていく、そこで何かちょっとでも資金を生み出す、そういうことが今後大事なことかなと思っています。

先ほどちょっとお話しのように、この場合、薬用作物も、２０ヘクタールちょっとですけれども、今後、今の畑作農家がしっかり取り組んでいけば、大体ペイはするのかなということと、それをまた受け入れて、そこでまた加工する、そしてまた、いろいろと薬的な、処方的なことでできると、そこまでやろうと今はしていますので、そうすると、また雇用もそこで生み出してくるのかなと。そういうことがこれから大事なことかなと思っていますので、この辺のことも、しっかりとまた農協とも連携をとりながら進めてまいりたいなと思っております。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

あともう一つ、答弁書の部分で、ちょっと、庁内ワーキンググループの話をされたのですけれども、町長は、その結果を町民の方なり議会なりにフィードバックするのだよというふうなお話ですけれども、例えばコミュニティバスの話のときも、企画課の中で話し合いはさ

れているのでしょうけれども、そういうふうなことが外に、この理由でできないのだとか、この理由でもう少し時間をというような、そういうふうなことの発信が、ちょっと弱いのではないかなと思うのですけれども、そういうことに意を砕いていただけるような、そういうふうなことをやっていただけるのか。町長の答弁書にかかわる部分については、ちょっと、前半の部分でこれを最後に確認したいのですけれども。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

私も、大樹町の人口減少対策のプロジェクトチームについて余り触れませんでしたけれども、これはしっかりと要綱もつくりましたし、このことに対して庁内で検討したことを、やはり、今、こういう結果でこういうことですよということは、皆さん方、また、私たちもそれぞれの立場で、いろいろとまたお話しする機会もありますので、そういうところではきちんと情報発信をしていかなければならないかなと思っております。これが一番大事なことかなと思っていますので、ここをまず基礎にして、私たちは今後、人口減少対策、これらは、議員方もみんな共有した中で取り組みをしていかなければならないだろうと思っております。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

それでは、次はちょっと、このことについての後半の部分の質問をさせていただきます。

数字、いただいたものについては２０４０年というような、そういうふうな想定の中で、各研究機関なり何なりはあれですが、ちょっと調べた中で、２０６０年の日本ということで、今は１億２，７００万人の人口がいて、２０６０年には、これも国の研究機関のあれなのですが、８，７００万人、それから、２１１０年には４，３００万人というような数値を出している研究機関もあります。８，７００万人というのは、１９５０年ぐらいの、ちょうど戦争が終わって５年ぐらいの、人口が８，７００万人ぐらいで、イメージとしてはそれぐらいの町だそうです。

町長は、例えば今の人口が４，０００万人を切ったときに、どのような問題点をイメージされていますかというようなことでお話ししていただきましたけれども、例えば、今までは日本というのは本当に成長を前提として、いけいけということで、相当、そういうふうな前提が成長でしたけれども、これからは、多分、私たちの町も、消滅することはないにしても、ダウンサイジングというか、全体的に小さくなっていくような、そういうふうなことも想定されなければならないというふうに、残念ですけれども覚悟も必要かなというふうにして思っています。

なぜそういうふうな人口減少があるのか、例えば介護ですとか医療だとか、そういうふうなことで、弱者の方へのしわ寄せというか、それはご答弁にもあったように、社会保障とか

何かで言う財政的な面もそうですし、６５歳以上の高齢者が４０％にもなる社会は、本当にすぐ目の前というふうなことで、知識者もいろいろお話しですので、そういうふうなことでの大変なことだなというふうに思っています。

一つは、そういうふうに高度成長でない暮らし方も、田舎にはイメージしてもいいのではないかなというふうに思っているのですけれども、豊かさというか、お金ばかりではない豊かさの町で住民に生活していただくというのも、これからの人口減少社会に対する一つの対策かなというふうに思っているのですけれども、町長なんかは、大樹のよさを含めて、そういうふうになったときの大樹の生活の豊かさとか、そういうふうなことを実現できるというふうに思っておいでですか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

その目的に沿って、私たちも５期の総合計画を立てていますから、これに沿った中で、やはりきちんと、人口に歯どめをかけながら、これは進めていくべきだと。やはり、住民の方が安心・安全に暮らせる、豊かさに満ちた、そういう町を望んでいくのだ、その中にやはり、田舎らしさといいますか、そういうことも大事なことかなと思っていますので、このことはやはり、今後、総合計画にもありますし、それからまた、老人保健福祉計画にもありますとおり、そういうことを目標に、やはり進めていくべきなのかなと思っております。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

そういうふうな心豊かな社会の実現というか、大樹町の実現のために努力していただければと思います。

僕、もう少しあるのですけれども、人口減少対策の中で、やっぱりたくさん子供さんを産んでいただけることも、働く場の確保とか創設と同じぐらいなのですけれども、日本は確かにそういうふうな、子供のための、特に小さなお子さんのための資質というのですか、そういうふうなものは少ないという統計数字があります。あと一方、問題だなと思って、自分も反省を含めてですけれども、夫の家事協力、協力という言葉はだめだというふうに本にも書いてありましたけれども、家事とか育児の時間が極端に少ないのです。何か、統計数字、それによりますと、１時間７分だそうです。あと、フランスとかイギリスとかスウェーデンなんかは３時間も男の方の育児の時間というのがあるそうなのです。

そのことで思っているのは、そういうふうなことも町として、男の人が育児に参加できるような、それは精神的なことも含めて、それから制度的なこともなかなか、国と違って難しいのでしょうけれども、そういうふうな応援とか対策というのも必要ではないかなというふうに考えるのですけれども、そこら辺はいかがお考えでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

今の育児云々とかいうお話の件については、これは国も率先して行っている制度的なものもありますから、これには地方もきちんと制度的なものを持っていますので、これはしっかりとその中でやっていただかなければならないのかなと思っていますし、このことに対して、さあ、あなた、きょうは帰って面倒を見なさいとか云々とかということにはなかなかならないと思います。これはやはり、夫婦間のことでございますので、やはり家庭の中でしっかりとお話をして子育てもしてもらうと、そういうような中で出てくるお話かなと思っております。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

私もそのように、夫婦の問題ではあるとは思うのですけれども、例えば母親教室とか父親教室とかと、そういうふうな中とか、それは社会教育の中とか、そういうふうな中で、そういうふうな意識変革を促すような事業なんかもぜひ必要ではないかと思うのですけれども、夫婦の問題だから夫婦で頑張りなさいというような、そういうふうなことも、それは必要ですけれども、そういうようなことを含めて、行政としてというか、それが教室なのか講習会なのかは別にしまして、そういうようなものというのは必要ではないかなと、促す何かは必要ではないかなというふうに思っているのですけれども、しつこいようですけれども、そこら辺は何か方策が必要だというふうに僕は思っていますけれども、町長はどうでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

やはり、社会教育的な見地からいくと、そういう、お父さん方の料理教室だとか、いろいろ、そういうことも開催しておりますので、そういうところからうまく連携していけばいいのかなと思っております。

ご夫婦で考えてやっていけばいいのだということを、結論じみたことを申し上げましたけれども、やはりそういうようなことでお話し合いをさせていただきながら子育てに向けていくということで、それらの支援方法としては、制度的なものは私どもも持っていますし、それからまた、一般町民の方々にも、こういうことで、このような教室もありますよということは、今後、社会教育の面だとか何かで開催する機会もあり得るかなと思っております。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

ぜひお願いしたいことは、今のプロジェクトチームに期待しますけれども、冷静に、例えば出生率の高い町村のことが新聞に出ていましたよね。それからあと、新聞ではないのです

けれども、自殺率のとんでもなく低い町もそういうふうにして確認しました。

人口対策の上でぜひお願いしたいのは、そういうふうな雇用の創出とか何とかということもありますけれども、そういうふうに、やっていることは十二分にわかっておりますけれども、さらに、今言ったような、例えば出生率の高い町というのは、もう少し町のほうがいろいろ、大樹町として分析していただくとか、自殺率の低い町は、多分、僕が思うには生活しやすい町で、住民同士の助け合いというのは隅々までいっている町かなというふうには思っていますけれども、そのような詳しい分析をしたわけではないのですけれども、ぜひ行政のそういうふうな中で、基礎減少というか、そういうものを調べていただいて、大樹に定着できるものについてはぜひ定着させていただけるような、そういうふうなことをおやりいただきたいなと思うのですが、そういうふうな手法についてはどうお考えでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

いろいろとプロジェクトチームの中では、今、議員のおっしゃったようなことを究明しながら、今後、それらを改革をするというか、今までの評価を含めた中ではそういうようなことも大事なことかなと思っております。

余り、自殺云々ということではなく、うちも子供の数がだんだん増えてきているというような大変うれしい反面もございます。それとやはり、過日の議会からも一般質問がございましたけれども、移住、こういうことを含めて、どういうところに的を絞ったほうがいいのか、そういうことも深くちょっと突っ込んだ中で検討していく必要があるだろうと。そしてまた、今、地方創生本部というのも国のほうでは立ち上げました。これも、やはり１次産業、そしてまた、私たちの生活がどのような形になっていくのか、ちょっと心配はありますけれども、どこまで本気でやってくれるのかわかりませんけれども、それを見越した中で、私たち独自でそういうものをつくって、そしてまたそれを皆さん方と共有しながら、国のほうにもまた提言をしていくということは、自分の町のことですから、自分たちでやっぱりしっかり皆さんとともに、これは考えていくべきなのかなと思っております。

創生本部には、私たちも相当期待をしております。特に、１次産業はもちろんそうですけれども、やはり人口を生み出す大きな要因の航空宇宙が、これからはやはり、今の思想のもとに大分改革されたというようなことが１３日の日経新聞に大きく取り上げられております。このことが、やはり、本町もいろいろな面で取り進めていくということが、先走ってちょっとやっていく面もあるかもしれないですけれども、それに国がついてくるかもしれませんけれども、そういう面も一つ大きな要因になるのかなと思っております。

今後、いろいろとまた、これらのことに関しては、やはり大事なことですので、しっかりと需要を共有しながら取り進めていくべきかなと思っております。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

この部分については終わりたいと思うのですけれども、いろいろ調べていくと、やっぱり非正規で働いている人が田舎に来れば、例えば正規雇用になれるのだよとか、田舎に来れば、例えば大樹に来れば、すごく家賃も安く、野菜なんかも自分でつくって、非常に、そういうふうな納得のいく生活ができるよとか、そういうふうなことも非常に、どうして田舎に行かないのとかという中の、どういうふうな田舎暮らしに希望を持っていますかとかというふうな中のアンケートでは、そういうふうなことが大きくなっておりました。

確かに、田舎でのそういうふうな子供さんの教育の問題とか、いろいろ、医療の問題とかマイナスの面もありますけれども、それにまして、人情味ある町だよとか、そういうふうなことを町長もおっしゃっていましたけれども、そういうふうなことが実現できるような、体現できるような、そういうふうな町が最後に残っていくのではないかなというふうに思っておりますので、人口対策、それぞれ、今までも何十年とやってきましたけれども、ぜひそういうふうな視点に立ったリーダーシップを発揮していただけることを願っております。

○議　　長

休憩します。

休憩　午前１１時５０分
再開　午後　１時１０分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

西田輝樹君。

○西田輝樹君

では、二つ目の項目についてお願いいたします。

テーマは貧困の連鎖防止についてということで、これも先ほどの質問と同じように進学論争みたいなことにもなりかねませんけれども、自分は必要なことだということで思っていますので、質問させていただきます。

現在の日本の大きな課題の一つに、貧困の連鎖の問題があると思います。生まれてきた家庭環境など本人にはどうすることもできないこともあります。経済成長期には、集団就職で都会に出て、その後、社会的に成功をおさめた方々も多くいましたが、今日ではこのようなことも難しいこととなりました。

大樹町においては、奨学金制度や有朋高校の協力校の存在など整備された面もあると思いますが、資格取得が十分ではなく、有為な青年が不安定な経済状況で就労しているケースもあります。

大樹町において、資格取得の支援制度を独自に行う考えがあるかどうかお聞きします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

それでは、西田議員の二つ目の、貧困の連鎖防止についてということでお答えをいたします。

平成２３年７月に、厚生労働省の生活支援戦略中間のまとめというのがございまして、そこで貧困の連鎖防止として、社会の分断や二極化をもたらす貧困・格差やその連鎖を防止するために、生活困窮世帯の次世代支援、そして高齢者や障害者等により受け入れ先がない矯正施設退所者の地域社会への復帰ということを支援するということで、安心・安全な社会の実現を目指すということで明言しております。

当町においては、就学・就職支援といたしましては、奨学金制度を初め、平成２２年４月より、大樹高校生へ、英語の技能検定だとか簿記検定、あとはまた、ワープロの実務検定、危険物の資格試験など１６項目の各種資格の検定料の助成を行っております。

在学中には、多い生徒で三、四件の資格を取得するという生徒もおりましたし、ほぼ全員の生徒が何らかの資格を取得するというようなことでお話も伺っております。

それからまた、季節労働者の皆さんへは、帯広・南十勝通年雇用促進協議会というのがございます。そこにおいて、人材育成事業として、新たな技能取得、そしてスキルアップなどを目指す方々を対象に、技能講習会及び経費の助成も行っております。

また、生活保護費には、技能取得費、これは生業扶助ということらしいのですけれども、そういうようなことで、生計の維持に役立つ生業につくための必要な技能を取得するための経費も認められております。

資格の取得については、各分野がありますので、一度また役場のほうへご相談されるか、また、いろいろな面でのご相談に私たちもしっかりと答えていきたいと思いますので、もしそういう方がいらっしゃれば、そのような形でのお勧めを願えればなと思っているところでもございます。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

それでは、もう少し具体的なお話を聞きたいと思います。

貧困状態という、そういうふうなことでの実態調査というのですか、大樹町においては、貧困なり何なり、そういうふうな実態調査を独自にされているかどうか、お聞きしたいと思います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

以前は、統計の関係で、議員もご承知かなと思いますけれども、そのような調査をしてお

りましたけれども、ここ数年は、ちょっと私の記憶では、貧困世帯の調査などというのは、やったことはまずないと思います。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

いろいろ対策を進める上で、差別になったらこれはまた問題かもしれませんけれども、そういうふうな実態調査というか、必要ではないかなというふうに考えますけれども、本当に、何人いて、どういうふうな支援策が必要だということは調査が必要ではないかなというふうに思うのですけれども、再度、その点についてちょっと、そういうことをなさらないのだったら、どのような方法でも、民生委員からの聞き取りで十二分だとか、そういうふうなことでお答えいただければと思いますけれども。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

実態は、今、議員おっしゃるように、そういう家庭があるか云々ということは、生活保護受給者というような形では民生委員、窓口は保健福祉課のほうで対応しているかなと思っています。

就業関係については、これは商工観光課なのですけれども、これらも、先ほど申し上げたような通年雇用云々ということでの、そういうような措置もしておりますし、また、いろいろな面での支援策をしております。

このような形で、どういう方が云々ということは、私どももその辺の、正式な調査ではございませんけれども、そういう調査は、民生委員、またはそれぞれ各地区の区長、そういう方々を通してのお話もいろいろと承っておりますし、また、対応し切れない部分については、これは教育委員会制度でまた、いろいろ就学時の援助云々ということでの対応には、やはり、そういう方々の、有識者といいますか、そういう経験者のお話も聞くという場もありますので、そういう場をまた利用しながら実態を進めているというような状況です。

ですから、実態を、貧困家庭というのはどういう家庭で、どこまでがどうなのという、そういうようなことは私どもも、税の関係だとか、それぞれ押さえた中で、これらも見極めながら進めているというのが現状であるかなと思っています。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

国での貧困の定義というか、国民１人当たりの手取り額をして、中央値というのですか、何かそれが今のところは２４４万円で、その半分の貧困線というのは、今、１２２万円というような中で、国はどれぐらいいるかということで、直近の貧困率というのは子供で１６．３％、６人ないし７人に１人ぐらいの割合というふうに考えられているようです。大人を含

めた貧困率なんかの推定値というか、それなんかも１６．１％ということで、もう少し前の時代だったら貧困家庭の方を、例えば生活保護ですとか要保護、準要保護の、そういうふうな世帯というふうにして捉えていいかとは思うのですが、今の時代、母子とか父子とか、そういうふうな世帯の関係だとか、何かちょっと、単にそのように区分できないのではないかなと思うのです。

ぜひ、貧困の防止というような、そういうふうな面からも、何らかの実態調査は必要ではないかなというふうに考えますけれども、僕、ちょっと、このことに関しましては、他の町村のいろいろ実行例みたいなものはちょっとまだ、今回は調べ切れていませんので、こういうふうなものがいいよというふうなことではお話をちょっとする、手持ちのそういうふうな資料はないのですが、そういうふうなことが必要ではないかなと思うのですけれども、今の民生委員ですとか、そういうふうな行政的な、税の情報にしても、やっぱり一人一人に、オーダーメイドというか、そういうふうな対応のときかなというふうに思うのですが、そういうふうな必要は感じませんか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

前段申し上げたように、そのような実態調査は、今は私はするつもりはございません。十分、その辺の機能は、行政と、また、各種委員、例えば民生委員、そしてまた地域の行政区長、それと、税のほうでいけば、そういうことを照らし合わせていけば、今、議員がおっしゃるように、１２０万、１４０万世帯云々というのがうちのほうで掌握できますし、それらのことについては、我々の民生委員を通しながらやっておりますので、そういう面での調査というのは、今のところ実施するという考えはございません。十分対応はできているし、また、それぞれご相談も、きちんと私たちは窓口を設けていますので、そういう場面でのご相談をしていただければなと思っております。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

あともう一つというか、回答いただいた中の一つに、ちょっと補足願いたいものの中に、帯広・南十勝通年雇用促進協議会の中で、いろいろ、新たな技能取得のことや、それから、それに伴うスキルアップについての技能講習会、経費の助成を行っているということなのですが、この実態についてちょっと、どのようなことなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議　　長

松本商工観光課長。

○松本商工観光課長

この通年雇用協議会の事業の内容ということでございますけれども、結構ございます。まず、ご紹介したいのは、介護職員の初任研修ですとか、あとはパソコン教室、あと、技能講

習ということでは、新たな技能を取得するということで、車両系の建設機械の講習ですとか車両系の建設機械、フォークリフトの牽引ですとか、そのような、９項目ぐらいですか、このような事業を実施してございます。

以上でございます。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

わかりました。

ここにもちょっと資料があるのですけれども、母子家庭に対する、この制度とは違いますけれども、１年８カ月かけてパソコンの講習をずっとやっていて、そして、最終的には、ワードとかエクセルの技術はもちろんですけれども、ホームページをつくるところまでの技能習得をしている、そういうふうな制度があるそうなのです。その中で、母子家庭の方、特に母子の支援のこの事業なのですけれども、就職に結びついたのが８％程度だというふうにこの新聞には書かれているのですけれども、この事業で、どうなのでしょうか、母子家庭の方以外にも、そういうふうな季節労働者の方ですから、就職に結びついたケースというか、そういうものはいかがな実態なのでしょうか。

○議　　長

松本商工観光課長。

○松本商工観光課長

手持ちの資料はございませんけれども、昨年度、何名かがこの通年雇用の講習等を受けて、通年雇用になったという活字は見たことがございます。

以上でございます。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

それは、講習を受けた結果、正規職員だとか、そういうふうなところに就職できたというふうに解してよろしいのですか。例えば、就職された方のバックデータというか、そういうふうなことも確認されてのご答弁なのですか。

○議　　長

松本商工観光課長。

○松本商工観光課長

そのような理解で結構です。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

それでは、今までの分につきましては、ご回答いただいた分のあれなのですが、次に、町

長と認識を一つにしたいというふうに思っておりまして、私、ここで言う貧困の連鎖防止についてというのは、もっと小さな子供さんなんか、生まれてきたおうちだとか、家庭事情によって、なかなか、進学、就職のことについて、就職のことについては、大樹高校でそういうふうな資格取得のためのことをされているというので、これは本当にありがたいことだなというふうに思っているのですが、その前段階の、ほかの町のことをうらやむ気はありませんけれども、何か、大きな流れとしては、例えば今の低所得者の方のご家庭に、例えば無料の学習支援というのですか、そういうふうなことをやっている町村もたくさん見受けられますけれども、奨学金だとか、有朋高校ですとか、そういうふうなほかに、例えば町で、職員がいいのか、プロの方をそういうふうにしてというのは、例えば、塾にも行けないお子さんなんかもおいでだと思うのですけれども、そこら辺の支援というのは、私は必要ではないかなと思うのですけれども、町長、どうでしょうか。ボランティアで退職校長先生がそこを応援している町村もありますし、いろいろ、札幌の近くだと、北海道大学の学生さんが応援してくれているようなケースもあったり、いろいろあるのですけれども、そこら辺の必要性というのを、町長、小学生段階といいますか、そういうふうな段階での応援というのはできないものか、そこら辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○議　　長

今の質問は、小学生以下で、そういう貧困層に該当するような子供に対しての支援ということでいいですね。

○西田輝樹君

はい。学習支援というふうなことで。

○議　　長

小林教育長。

○小林教育長

今の関係につきましては、学校支援地域本部会議というのがございます。その中で、小学校、中学校の校長先生方等が入りまして、子供たちの、いろいろな、放課後のサポートだとか、そういった地域の方々を巻き込んだことをやるというような形でやっておりまして、夏休み、小学校では、朝活事業というようなことで、教育委員会のメンバーが小学校の先生方の協力を得ながら一生懸命やっているというようなことで、それがこの議題に結びつくかどうかは別にしまして、やはり、そういったお母さん方がいる方々については、そこに参加をして、一生懸命やっているということでの内容で、これが的を射ているかどうか、ちょっとわかりませんけれども、そういったことで、私どもとしましても、そういった点で救いの手を差し伸べているという現状でございます。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

私もちょっと心配しているのは、ひとり親家庭の方、お母さんが一生懸命お仕事されて、

なかなか、夜、子供さんと一緒のときに、ちょっと勉強を見てやれないとか、いろいろハンディキャップがあると思うのです。それで……。

○議　　長

西田議員、質問の趣旨に沿って、町長に質問するような内容で、できればお願いをしたいと思います。

○西田輝樹君

わかりました。

○議　　長

どうぞ。

○西田輝樹君

今､教育委員会ではそういうふうなことでの中の支援をしているということなのですけれども、やっぱりひとり親家庭なんかとか、それから、そのように生活も大変なお宅では、なかなか、お父さん、お母さんが勉強を見てやるというようなことにもならないので、そういうふうな特別な支援のことというのは必要ではないかなと思うのですけれども､他の町村でもやっていることですので、ぜひ我が町も検討いただきたいと思うのですけれども。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

いろいろ、他町村のことだとか、例えばを言えば、これは切りがないと思うのです。

それで、私たちもひとり親だとか母子家庭の面はきちんと対応していると思うのです。ただ、教育の面は、今おっしゃるようなことも実態があるのかもしれませんけれども、その辺は今、教育長から答弁があったように、いろいろな学校でも対応していただいている。それでもなおかつ足りないということであれば、それは今度はどこへ行くのと。塾へ行って、それもまた助成するのということにもなりかねませんので、その辺のことは、よくまた教育委員会、または地域の民生委員にも一応対応を考えて、やはり、教育のことですから、これはやっぱりしっかり、ひとり親家庭であろうと母子家庭だろうと父子家庭であろうと、この辺はしっかりやっていかなければなりませんので、これはやっぱり、その辺の委員会、または民生委員協議会などを通しながら、関係者とまた意見交換をしたいなと思っております。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

あと、これは生活の中というか、実際なのですが、今、いろいろな季節労働者の方の支援制度のようなお話もしていただきましたけれども、私、ひとり親の家庭の中で、普通免許がありますよね。車の普通免許なんかを、やっぱりなかなか、お金がなくて取得できないとか、普通免許はあるのだけれども、就職して、大型の免許だとか、ショベルのああいうふうな作業用の大きな免許をなかなか取得できないというような､そういうふうな家庭も何軒かは見

てきたのですけれども、季節労働者でない方とか、そういうふうな若い青年の方ですとか、そういうふうな方への、全部お金を出してあげるというのではなくて、それが補助なのか貸し出しなのか資金の貸与なのかは別にしまして、そういうふうな一歩進んだ支援というのも必要ではないかなと思うのですけれども、そこら辺なんかは、お考えのほうは、実態としてどんなふうにお思いか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

思いはやっぱり、そういう方がいらっしゃれば、ご支援をしてあげたいというのは、私はそういう思いでいるかなと思います。

ただ、いろいろと、成人になって、そういう就職をして云々というようなことになれば、それは雇用主がやるのか、または自分でしっかりと資格を取得していけば、やっぱり雇用主もそれなりのアップにもつながってくるのかなと思っていますので、これはやっぱり、一概に言えないかもしれませんけれども、そういうことでいけば、制度的なものはありませんけれども、そういうようなものをしっかり運用していけば、この南十勝云々というようなことを利用しながらやっていく。そしてまた、今、私どもも、冬期間の季節労働者の、今は季節云々では関係なくして、皆さんみんなやってくださいということでお願いしていますから、そういうような制度も、皆さん方のご理解で、毎年補正して事業を進めています。そういうものを運用しながら、また活用していっていただきたいなと思っております。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

ルール破りなのかもしれませんけれども、例えば、そういうふうなひとり親の家庭の方の、例えば就職なんかでも、役場なんかでも、福祉枠ではないですけれども、採用に当たって、そういうふうな特別枠みたいなようなことで、地元枠というか、そういうふうなハンディキャップ枠というか、身体障害者の方にもそういうふうな枠がありますので、そういうふうなことなんかもあっていいのではないかなと思うのですけれども、町長、具体的に、そのようなことなんかについてはいかがでしょうか。

○議　　長

西田議員、支援制度について、まだ何項目かありますか。町の考え方。

○西田輝樹君

もう終わりのほうです。

○議　　長

一応、各分野で役場の窓口で相談してくださいという答弁があるので、簡潔に、もう二、三点あれば言っていただきたいと思います。

伏見町長。

○伏見町長

いろいろなことを言われるかなと思いますけれども、本当に、そういう制度があれば、どんどん利用してもらうということなのですけれども、やはり、前段申し上げたように、そういう方がいらっしゃれば、地域でも、いずれにしても役場のほうへご相談していただくという形でいけば、私どももそれには対応していきたいと思っております。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹君

では、これで終わることにします。

私たちも、なるべくそのようにして、いろいろな方々を役場のほうにつないだり、そういうふうな努力はしますけれども、役場のほうも、今のようなことについてのＰＲというのですか、積極的な、広報ないしはそういうふうな民生委員なり、いろいろ手だてはあると思うのですが、そういうふうな中で、もう少し積極的なＰＲをぜひお願いしたいというふうに思っておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

積極的なＰＲ云々と申し上げましたけれども、私たちは、通常の業務の中で、これらのことは、広報なり、また、地域の話し合いなどでよくこのことを耳にしますので、そういう面でお話をしていきたいと思っています。

○西田輝樹君

それでは、これで終わります。

○議　　長

次に、６番柚原千秋君。

○柚原千秋君

先に通告いたしました２項目につきまして、町長にお尋ねしたいと思います。簡潔に申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、公共施設の管理運営についてお尋ねしたいと思います。

平成１６年、大樹町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例制定により、晩成温泉、そして、おくれてパークゴルフ場が指定管理者による管理運営をされており、制度の意義が十分出ていると考えます。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

１点目、町が直接管理している公共施設の中で、今後、指定管理者による運営は考えておられるのか。

２点目、第５期総合計画の中で、行政区の再編を図りたいということでありますけれども、老朽化した行政区会館はどのように取り扱うのか。

３点目、旧尾田小学校校舎の利活用希望者はいるのか。

旧尾田小中学校教員住宅の利用状況と払い下げの考えはあるのか。

以上、お願いします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

それでは、柚原議員の、公共施設等の管理運営についてということで、１点目の関係でお答えを申し上げたいと思います。

指定管理者制度は、単に経費の節減のみならず、施設の管理運営に対する民間事業者のノウハウやアイデアを生かしていくということで、そこで住民サービスの向上を図るということが目的の一つでございます。

他自治体では、図書館、公園、体育施設や集会施設など、さまざまな施設で実施されておりますが、小規模自治体にとっては受け皿となる企業または団体等が少ないというようなことで、当該施設の管理が雇用創出の場となっていることも含め、都市部に比べて余り進んでいないというのが現状かなと考えております。

現段階では、指定管理者制度への新たな移行を検討しているのは公の施設ではありませんが、今後、他自治体の取り組み状況や地域経済、雇用への影響を見ながら、事務事業評価などを通じて、これは検討してまいりたいと思っております。

２点目の行政区会館の関係ですが、総合計画の中で行政区の再編、合併の推進ということで掲げておりますが、再編や合併は、これは地域の住民の方々が主体となって進めるべきもので、行政が主導するということは考えておりません。

また、行政区会館についてですが、既存施設の有効利用を図るために、旧中島小学校、旧歴舟小学校、それと旧尾田中学校につきましては、避難所としての機能、そして交流、研修等の多目的利用を含め、行政区会館としての改修を今は進めておりますが、これ以外の行政区会館の改築・新築は、現在のところ考えてはおりません。

既存施設の維持補修や簡易な改修等につきましては引き続き行ってまいりますが、経費節減、施設の利用率向上の観点から、今後は、広域利用や共同利用も含めて、行政区並びに住民の皆様方のご理解を求めてまいりたいと考えております。

なお、行政区の再編、合併などにより、著しい不都合が生じた場合は、その段階で改めてご相談させていただくとともに、行政区会館を使用しないこととなった場合の取り扱いにつきましても、その段階で地域の皆さん方とご相談をさせていただきたいと思っております。

３点目の尾田小学校の校舎の利用及び教職員住宅の状況でございます。

初めに、尾田小学校の利用希望についてでございますが、現在、ある大学の関係者から、尾田小学校校舎や教職員住宅など、学校施設全体を利用した教育的な利用の提案を受けております。

具体的には、建築、芸術、食などをテーマに、地域住民はもちろん、学生、都市住民も交

えた研究、交流、体験、集会というようなことでの利用、住宅についても教材や宿泊場所というようなことで利用を行うというご提案をいただいております。

提案の実現に当たっては、多くの関係者、関係機関の調整が必要であります。また、経費についても、公的資金の活用を想定していることなどから、全体像の提示、協議開始までには、まだしばらく時間が必要かなと思っております。いろいろと、今のところ協議中ということでご理解願いたいと思います。

また、現在のところ、本件以外の利用提案などは受けておりませんので、地域の皆様方とご相談をしながら、これは時間をかけてしっかりと判断をしてまいりたいなと思っております。

教職員住宅の関係ですが、尾田小学校の教職員住宅につきましては、先の提案もあり、空き家としておりましたが、事情があり、先日、期限を切って、１軒を個人にお貸ししております。

中学校の教職員住宅につきましては、統廃合となった他の学校同様、公募による処分、これは払い下げなのですけれども、これを考えております。

老朽化が激しい住宅や現在貸し付け中のものもございます。これらにつきましては、今後、引き続き、それは予定をしていこうと。

底地の分筆なども必要だということでございますので、公募の開始に当たっては来月ごろに実施をしていこうと、そして売却をしていこうということで、このことにつきましても、近く開催されます尾田地区との懇談会、この中でよくまたご相談をして、よしとなれば広報等を通じてＰＲもしてまいりたいと思っているところであります。

以上です。

○議　　長

柚原千秋君。

○柚原千秋君

１番目の指定管理者ですが、私は全く知識がないからこういう質問になったのかもしれませんけれども、施設運営面でサービスの向上による利用者の利便性の向上の反面、また問題点もあるのだと、いいところもあるけれども問題点もあるのだと。私もあっさり物を見ただけのあれなのですが、例えば指定期間が短期間で人材の育成が難しいとか、それから、設備投資など短期間なもので長期計画ができないなどの問題点はあるように思うのですけれども、民間事業者の実力が発揮されて、可能性があるものは、やっぱり、今後、検討してはいかがかなとまず思います。

それから、行政区のことについてなのですが、行政区の総合計画では、行政区間の戸数の不均衡是正のために再編、合併が課題とありますけれども、最小単位はどのぐらいをもって言われるのか。私は、現在の農村部の各行政区内の戸数というのは、コミュニティー機能を維持する上ではちょうどよい規模ではないかというふうに思っているわけです。会館は行政区の拠点として、また、長い歴史もありますし、それから、住民感情というのでしょうか、

そういうものもありますし。

昭和４８、９年ですか、大樹町史を見ると、別に行政指導でやったのではないというような、私もまだ若かったからですけれども、私の例えば地域のことを言ってなのですが、昔は部落と言ったのですが、３行政区が合併して、会館をつくってあげますよというようなことで、昭和４９年ごろでしたか、会館、拓北はつくっていただいたの。年次的にやっていったのでしょうけれども。築４０年も過ぎていますから、老朽化の域に入ってきているのでしょうけれども、私は、直して使うということであれば、まだまだ使えるのではないかなと思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。

それから、３点目の廃校跡、これ、廃校跡というのは、草木不快というのですか、草が生えて草木深しで、過疎に拍車をかけるような感じがいたすのですけれども、煙突から煙りが出て、夜になったら明かりがつくというような、人の住んでいる証というものをやっぱり私は、本当に過疎に住んでいて思います。近く住民懇談会が行われて、そこで詳しくご説明いただけるということで期待していますので、有効に活用されることを私は期待したいと思います。

３点まとめて、町長、お答えいただきたいと思います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

１点目の再質問にお答えをしたいと思います。

いろいろと、民間、人材の育成云々ということでありましたけれども、私どものほうは、先ほど申し上げたように、今、２カ所の指定管理をさせていただいております。大変、指定管理者におかれましては、一生懸命努力をされているかなと思っておりますし、まだまだ私たちもいろいろな面で至らぬ部分もあろうかと思いますけれども、これは、いろいろな面でお互いに意思疎通をしながら、また今後の運営に当たっていっていただきたいと思っております。

いずれにしても、住民サービスの低下につながらないように、この辺をしっかりと我々も指導してまいりたいなと思っております。

それと、また、経営に当たっては、やはり、何と言っても、赤字ばかり続いていると大変だということもございます。指定管理の場合は特に、こういうことでこうだというようなことで、私たちも過去、苦い経験を持っております。そういうことのないように、今後もしっかりと取り組んでまいりたいなと思っております。

２点目に、行政区の再編なのですけれども、やはり、私たちが、今は３戸になったから隣と一緒になれとかいうことは、これはどうなのかなと。やはり、以前はそのような形で進めた経過も、私も記憶にございます。当時は、やはり、いろいろな会館施設をやるにしても、何々ホームとか何々会館とかといって、国にも結構面倒を見ていただいた。それにのっとって我々もやったと。今になってみると、このような状況だと。これは大変な状況になってい

るかなと思います。そのツケが今、来てしまったのかなと。今、議員おっしゃるように、建てかえの時期の会館が、大方町内はそうなっているのかなと思っています。直しながらお使いになっていただく、その辺の修繕費については、私の町のほうで何とか、若干ですけれども面倒を見ながらお互いにやっていただいているというのが現状です。

いずれにしても、行政区の再編は、総合計画の策定委員会の中でもいろいろと話が出ました。地域の方からも話が出ました。過去のことをやっていくと、やはり、いろいろな話が出てきてなかなかまとまらないということですけれども、若い、２代、３代目の世代ですから、もうそろそろ一緒になってはどうだというようなお話のところも何カ所か聞いておりますので、今後、そのような形に向けての方針が出れば、またこれらに対してもしっかりと支援をしてまいりたいなと思っております。

それから、３点目の廃校の関係なのですけれども、先ほど申し上げましたように、尾田の小学校については、まだ正式なものではないですけれども、一応提案書はいただいております。こうやって、こういうふうにやっていこうということで、これが実現するということになれば、また地域にとっても大きな波及効果が出てくるのかなと思っております。

ああいう校舎ですから、長く、３年も５年も置いておくと、だんだん傷みがひどくなって使えなくなる状況。その辺も現地をよく、その提案者は見ておりますので、この辺で、またよくお話し合いをさせていただきながら進めていきたいなと思っております。住宅も、有効活用を図るということで考えていきたい。

中学校については、はっきり申し上げまして、旧中島、歴舟と同じような形での施設づくりを考えておりまして、今は設計段階ですけれども、やはり地域の方が、やはり一番使いやすいような、そういうようなご提案も結構ございますので、これらを一応、今回、次期にあります懇談会の中でよくお話し合いをしていただいて、よしとなったらそれで、次年度に着工、改築ということに、過程になるかなと思っております。

住宅は、やはり先ほど申し上げたように、売却も一応予定しておりますけれども、いろいろと、底地の関係がありますので、測量云々ということもかかってきますので、来月あたりから、しっかりした中で、できたら公募をしていきたいということで考えております。

○議　　長

柚原千秋君。

○柚原千秋君

次が私の本当の気持ちなのですが、昭和４５年建設の福祉センター、これ、耐震補強されたというものです。それから、昭和４８年建設の役場庁舎、これもなかなか大変なようです。それから、昭和４９年には、道内初の町立図書館、鳴り物入りで建てていただいたのでしょうけれども、耐震構造上使用不能ということで、老朽化は１００％確実に到来するのです。

これ、ちょっと、学者が書いたのですが、こういうことを書いてあるのです。現在のインフラと同じようにつくりかえるために、必要な金額を簡単に計算できるソフトが開発されているのだそうです。それがなくても町の職員の皆さんは計算できるのでしょうけれども、こ

のようなことも、本当はどのぐらいかかるのかなと。もう、めじろ押しですよね、これ。箱物ばかりではなくて、道路にしても橋にしても。私はそうだと思うのです。こういうことも計算してみてはどうかと。

市民オンブズマンの中には、他町村と比較せよというものですから、私もあえてそれに甘んじてさせていただきたいのですけれども、先般、総務常任委員会の管外視察研修で美幌町役場へ行ってきました。その報告は初日に私どもの総務委員長が報告したとおりでありますけれども、私は、それと同時に、美幌町の役場庁舎、昭和３５年に建設をした庁舎で、隣に立派な議会議事堂がちゃんとあるのです。それで、あたりを払うようで、まさしく登録有形文化財に推薦したいような感じをして、感心してきました。

それからまた、留萌管内の増毛小学校、私、これ、学校までは行かなかったのですが、道路で見せてもらったことがあるのですが、今から１０年ほど前でしたか。これが昭和１１年建設で、北海道最古の木造現役校舎だったそうです。これが平成２４年をもって改築されたと。

私は、やっぱり環境保全社会、今、エコ社会とかと言って、やっぱり日本人の美徳である「もったいない精神」というものを、施設によっては今あるものを長持ちさせて使うことはできるのだし、大事なことではないかと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

今、施設の関係を何点かお話をなさって、長持ちさせるということは、本当に私ももったいないなと思っています。特に、尾田の小学校は木造なのです。相当いいはりが入っていると。あれはやはり何か利用できないかということでいろいろと相談を持ちかけて、それではこういうことでやってみようかということで今お話が出ているので、ぜひあそこは、そのような形での、再利用といいますか、そういうようなことでの利用をお願いしたいなと思っています。

やはり、肝心なのが、庁舎だとか、隣の図書館もそうですけれども、やはり耐震化、これ、住民が集うところが、そういうようなところで物事をやるということはいかがなものかということで、今回、移転もさせていただきました。

今後、やはり、このような財政状況ですから、今、いろいろな面での検討チームを立ち上げてやっておりますけれども、やはり、この施設を使いながら云々ということは、これはちょっと無理だと思います、はっきり言って。ですから、今後建てるものについては、本当に質素で、そしてなおかつ威風堂々といいますか、そういうものでの建築というようなことがいろいろと出てくるのかなと思っております。

これも総合計画にも載っておりますので、今後、そういうような形でのご相談は、これは早い時期に出てくるのかなと思っております。特に庁舎関係もそうですし、また、図書館も、今のままでいいという方と、やはり、前と同じように別棟で云々とか、いろいろそういうご

意見もありますので、その辺の意見をお聞きしながら、今後、そういう時期が来るのかなと思っております。

○議　　長

柚原千秋君。

○柚原千秋君

今、私、長持ちしろとか辛抱しろとかというようなことを申し上げたのですが、役場庁舎、これはやっぱり大樹町の顔ですから、これは、機能性の高い、今、町長がおっしゃったように長持ちする、それで、職員の皆さんが町民のために働きやすいようなやっぱり場所というものは不可欠だと思いますので、本当にお金をかけて、丈夫な、長持ちするものを私はつくっていただきたいと思います。

以上で、このことについては終わらせていただきます。

○議　　長

２問目に移ってください。

○柚原千秋君

次に移ります。

４期目の自己評価と５期目に向けた再出馬の考えはあるのかということで町長にお尋ねいたします。

伏見町長は、４期目の出馬において、まちづくりの６つのキーワードや２４の重点項目を公約に掲げ、選挙戦で町民の絶大な信任を得て町政を担ってこられました。その４期目も残すところ半年余りになりまして、懸案事項や直面する課題に精力的に取り組んでこられた３年半を振り返って、ご自身の評価をお聞かせいただきたい。

また、第５期大樹町総合計画の推進や山積する町政課題の解決に向け、５期目に再出馬する考えがあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

それでは、柚原議員の２点目の、４期目の自己評価と５期目に向けた再出馬の考え方はということでお答えを申し上げたいと思います。

平成２３年の４月の第４期目の町長選への出馬に当たっては、まちづくりの６つのキーワード、そしてまた基本姿勢ということで、２４の重点施策を公約に掲げ選挙戦に臨みました。その結果、町民からは大きな支持を得まして、四たび町政を託されております。

この４年間は、町の財政状況が厳しい中、それまでの１２年間の町政運営を踏まえまして、一つ一つの公約の実現に向けて全身全霊をかけまして、町民の福祉向上、町のさらなる発展に努めてまいりました。

まちづくりの６つのキーワードに沿って、自己評価といいますか、自分なりに考えたことを申し上げたいなと思っております。そこでまた、それぞれ議員から評価をしていただきた

いなと思っております。

１点目の「安全で安心な生活」ということでは、支えを必要とする人、支える人がともに生き生きと暮らせる地域づくりを進めてまいりました。

医療施設、福祉施設の充実は最優先に取り組んでまいりましたが、町民の生命を守る念願の町立病院、これが多くの町民の皆様や議会のご理解とご協力によりまして、平成２５年度より着手しており、今月初めに竣工を迎え、１０月２０日から新病院にて診療を開始するというような運びになり、町民とともに喜び合いたいと考えております。

また、安心・安全な暮らしでは、災害に強いまちづくりということで、何よりも重要なことと考えましたことが避難所です。避難所等の整備を進めてまいりましたし、また、浜大樹、旭浜、この両行政区につきましては、海岸が特に近いというようなこともございまして、会館の整備を初め、それぞれ旧歴舟小学校、中島小学校を地域全体の避難所として整備を行ってまいりました。また、旧尾田中学校につきましても、尾田地域の集会機能を持たせる避難所として再利用をしようということで、今、地域の方々と懇談をしているというような状況かなと思っております。

また、２点目の「雇用・経済対策」では、地域経済を支える産業の育成と振興を図り、活力あるまちづくりを進めようということでまいりました。

本町の基幹産業は農林水産業でございまして、これは、草地の畜産基盤整備事業、または草地の造成、これらのことに関して進めてまいりましたし、また、町単独で用配水路の整備、小規模土地改良、このような制度も設けて、基盤づくりは力を注いでまいったということでございます。

水産業におきましても、大樹漁港、旭浜漁港の保全、漂砂対策などの整備を初め、協同組合へは水産加工施設の設備の整備に対しても支援も行ってまいりました。

林業につきましては、町内の豊富な間伐材を利用いたしまして、木材チップの支援も行い、地域循環型のシステムを構築し、地球温暖化の抑制にも貢献しているのかなと思っております。

また、本町の大きな工場であります雪印メグミルク大樹工場、これらの拡張工事も、大変、皆様方の支援、また、庁内の職員による支援体制をつくりまして、側面から支援をしてまいりました。雇用の確保と町の活力から、なくてはならない企業ということで受けとめておりますので、引き続き、これは支援をしていこうということで考えております。

地域の資源を生かした地場産品の開発と商品の販売を促進するというようなことからいきましても、地場産の奨励事業、このことが、新たな活力と、また、いろいろな面での波及効果もございますので、今後も、これらのことについてはしっかりと支援も行ってまいりたいなと思っております。

３点目の「まちづくりはひとづくり」ということですけれども、やはり、人、地域、社会を支える、そして未来を創出する人材の育成というのが、これは大事なことかなと思っております。

特に教育施設の充実では、児童の登下校時の安全の確保ということから通学路の整備を行っておりますし、また、生徒の学習や学力向上ということで、地域住民の健康づくりに大樹中学校の体育館の改築も行ってまいりました。

高校関係では、この活性化推進協議会と連携をいたしまして、小中高と関係団体が一致団結して存続を推進しており、町外からの通学者への助成、そしてまた、いろいろ、町内からの入学者への入学一時金等々につきましても支援してまいりましたし、また、各種資格等の受験料の助成も行ってきたところでもございます。

４点目の「生活環境」関係でございますけれども、やはり、人と人、そしてまた人と自然、人と社会が調和し、大樹らしい住みよい環境づくりが大事なことかなと思っております。

特に環境対策では、省エネを推進してまいりました。個人住宅を対象とする太陽光発電のシステムの設置者に対する助成制度の新設、そしてまた、中大樹地区の団地開発における大規模な太陽光発電、また、町内の民間企業を含む構成団体に対しまして、長期的にわたって土地を貸すということなど、省エネの推進を図ってまいりました。

また、住宅リフォームでは、議員方からも結構ご提案もいただきまして、内窓サッシの設置を初め、住宅の内・外部のリフォーム、これらに対してもＴＭＯ発行の商品券による助成を行いまして、町商工業者への経済対策も合わせて行ってまいりました。このことは、やはり、町民自体もそうですけれども、商工業者も大変潤ったのかなという期待をしているところでもございます。

人と人とのつながりでは、姉妹都市であります福島県の相馬市との親交を深め、さらに、平成２３年には群馬県の吉岡町との友好都市の締結を行うなど、人と人との和を大切にし、育んでまいったかなと思っております。

それからまた、「行財政・住民活動」では、効率的な持続性の高い行財政運営に取り組み、自主自立のまちづくりを進めてまいりました。

まちづくりで大切なことは、何といっても安定した財政運営かなと思っております。かつては三位一体の改革によりまして、大変な財政危機に陥りました。非常事態宣言を発しまして、徹底した行財政改革を推し進めた結果、住民サービスの低下も一部招きました。大変、高齢者からはおしかりも受けました。そのかいがありまして、今では非常事態も乗り越えまして、町立病院の改築を初め町道の改良、公営住宅の建てかえ事業など、公共事業などにも手をつけることができるかなと思っております。

行財政改革は、これは私は、休むことなく、毎年継続的に実施をしていく、これは大事なことかなと思っておりますので、今後とも第４期の行財政改革大綱と実施計画、これに基づきました持続的で安定した財政運営、これがまず大事かなと、これに目配りをしながら行っていかなければならないと考えている次第でございます。

昨年度、２度目となる第５期の大樹町の総合計画を策定をいたしました。激動の前期の総合計画を検証し、未来の町の姿を見据え、「～活力とやすらぎあふれるまちづくり～大いなる挑戦の継続」を理念に掲げて、全ての町民の方々が大樹町に住んでよかったというような、

これからも住み続けたい、このように思うようなまちづくりをしていかなければならないというふうに考えております。

重要な施策につきましては、行政懇談会や町長と語る会などにより町民の声を聞き、または議会の皆さん方からも予算や決算の審査を通じてご協議をさせていただき、実現させていきたいと考えております。

最後に、「未来」についてということですが、夢を育む宇宙基地の誘致では、本町の夢、そしてまた私の夢でもあります航空宇宙産業の推進であります。これまで粘り強く、四半世紀がかりで培ってきました航空宇宙産業基地が、今後とも、いろいろな面でご苦労もありましたが、ＪＡＸＡとの連携協力締結後、さまざまな実験が今、活動の推進力になっているのかなと思っております。

また、カムイロケットの打ち上げでは、その成果が実り、定着化してきておりますので、今後は大型ロケットでの実験につなげていきたいと考えておりますし、引き続き、これらについても支援をしていかなければならないと思っております。

町内に民間企業による宇宙関連の事業所も開設されました。新しい芽が今出て、着実に進んでいるのかなと実感しております。一層弾みがついていくものと感じておりますので、またいろいろな面でご支援方、よろしくお願いをしたいと思っております。

次に、懸案事項や課題についてでございますが、介護関係では、いろいろ皆さん方からもご意見をいただきましたグループホームについては、事業者の関係者の方々もあり、実現できておりませんが、これは第５期の介護保険事業計画の中で、さらにまた改めて検討していきたいと思っております。

バイオマスの関係ですけれども、木質の関係では、公共施設へのバイオマスボイラーの設置、これを行うことなど、厳しい林業を振興させなければならないと考えております。

公営住宅では、日方団地の建て替えも行っておりますし、これからの少子高齢化の時代を見据えた中にあっては、いろいろと議員の皆さん方からもご意見をいただきました。「コンパクトで、かつ、街なか居住」、これを重点に心がけていきたいと考えております。

防災関係では、やはり第一に、防災の拠点となる役場庁舎、先ほども議員からもご指摘がございました。やはり、本丸が倒壊するということになれば、とんでもないことになりかねません。やはり、耐震性が低いということが今指摘されておりますので、猶予がないかなと思っております。早い段階でこれらの方針をお示しをし、また、防災無線も老朽化してきております。これもデジタル化に向けた整備をしていかなければならないかなと思っております。

子育てだとか教育関係でも、先ほど来、一般質問等でもいろいろとお話がございました。学童保育所の整備が急がれております。現在、関係課で検討しております。

さらに、また、図書館については、生涯学習センターに移転をして、今、運営をしておりますが、総合計画の中では、後期までには方向性を出さなければならないかなと思っております。

農業関係でも、農道の整備だとか中山間地域等直接支払交付金事業の継続、そしてまた、農地等交換分合事業や農地の中間管理業務等を推進していかなければならないと考えておりまして、これは、農業委員会、また、町との、農協との連携もさらに一層深めていかなければならないだろうと考えております。

いろいろ申し上げましたが、自己評価としては、自分なりには、町立病院、または大樹中学校体育館の改築の実現、また、航空宇宙関連の実験の誘致など、大きな公約はほぼ達成したかなと思っております。おおむねであるかなと思っていますけれども、自分なりにそのような形で評価をしているというようなことでございます。このことには、議員の皆さん、町民の皆さん、そしてまた、やはり、職員の支援があったからこそかなと思っているところでもございます。

次に、５期目の再出馬ということでございますけれども、ただいま申し上げたように、重要かつ喫緊の課題もたくさんございます。残された期間、全神経を傾注して町政の執行に当たってまいりたいと思っております。また、町民の皆様方から託されたこともたくさんまだございます。そのようなことで、一生懸命これから残された期間やっていかなければならないというのが私の使命であると考えておりますので、しかるべき時期にはしっかりと私の決意を申し上げさせていただきたいと思います。

○議　　長

暫時休憩します。

休憩　午後　２時１５分
再開　午後　２時１５分

○議　　長

会議を再開します。

○議　　長

柚原千秋君。

○柚原千秋君

ご自身の評価をお聞かせいただきまして、公約に沿って、その実現と実行力に心から敬意を表したいと思います。

さて、伏見町長は平成１１年、町民の大きな期待と信頼を受けて町長に就任され、直面する町政の大きな課題に取り組む決意でスタートされましたけれども、想定もしなかった国の行財政改革や地方分権、地方交付税の削減や補助制度の見直しなど、地方行政には大変厳しい対応が求められ、町の財政再建が最優先課題として取り組まざるを得ず、財政の立て直しのために職員定数や人件費の削減、扶助費、これは老人医療費とか、それから敬老祝い金の廃止、それから、投資的事業だから公共事業ですか、凍結とか、そういうものも含めて、補助制度の見直しなどで町民に負担を求めることで、町長としては苦渋の決断で乗り切ってこ

られたとお聞きしております。

そのかいあって、町の財政も回復に向かい、先延ばしされていた大樹小学校の改築を初め、中学校や公共施設の耐震改修、町立病院の改築、市街地の町道整備、公営住宅の改築など、町民が待ち望んでいた重点課題を次々と実行に移し、その決断と実行力に心から感謝を申し、敬意を表したいと思います。

また、長年根気よく取り組んでこられました航空宇宙についても、関係者との人脈、きずなを大切にして、今日の航空公園をベースとする各種実験が行われております。これも伏見町長のお人柄と熱意の証でありまして、さらに夢の実現に向けて飛躍していくことを期待するところであります。

さて、今後に向けた行政課題は数多くありますけれども、特に待ったなしの重点課題は、先ほど同僚議員の質問にもありましたが、少子高齢化と人口減少に伴う過疎化対策であります。先般、増田元総務大臣、いわゆる増田ショックなのですが、地方の人口減少により地域が崩壊するという記事が報道されましたけれども、まさに地方自治を維持していく上で警鐘を鳴らしていることと思います。

そこで、再度、町政に対する率直な思いと、しかるべき時期ということはいつなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

いろいろと、今、議員からも温かいお言葉をいただきましたけれども、やはり、一番大変な時期が、第１次の行財政改革を進めたことが、やはり思い出に残っているというか、大変な、皆さん方にご負担を強いたのかなと思って、これは申しわけないなと思っていましたけれども、当時やはり、成案をつくったときの１０年後の基金というのは三角だったのです。それが今は二十数億円持っていると。そういう中にあっても小学校を改築したということは、やはり行財政改革を進めた結果、評価したときには２３億円ということで私たちは今まで議会に説明をしてきたので、そういう中にあっては職員の人件費が半分なのです。議員方の報酬もあります。これらをひっくるめて１０億円ちょっといっていたという中で、大変、職員の皆さん方にもそういうようなことで強いたのかなと思っておりますけれども、今お話しのように、町民の皆さん方にも大変な苦渋の選択をした、その結果が今ある町の姿かなと思っております。

なおかつ、ここへきてまた人口云々ということで、いろいろと創成会議の中での発言がございました。先ほど私が申し上げたように、地域が、やはりこの地域で、いろいろと今後どうやっていくのだということが一番大事だろうと思いまして、今回、職員での町内のプロジェクトを１０人で立ち上げます。これらに基づいた中では細部にわたっていろいろ検証して、こういうことでこうやっていくのだというようなことをやりながら、そしてまた総合計画との整合性を持たせながら、これはまた議員方とも今後お話し合いをさせていただきなが

ら進めていくべきなのかなと思っております。

やはり、今いる人口を減らさない、そして、企業誘致といっても、はっきり申し上げましてミスマッチで、人はいらっしゃるのですけれども、なかなかその職についていただけない。いろいろと、ちょっと余談になりますけれども、採用になっても、本採用になれば異動があると。大樹から動きたくない。これだけ大樹町がやっぱり好きなのです。それでやめたとか、そういうお話も、昨年私は２人、お世話したところから出ました。

そういうような、本採用にすればかえっていいのかなと、よかったなということだったのですけれども、逆に言うと、そのまま大樹、親元に残って、そこから通う、そういうようなのがやっぱり今の若い人たちなのかなということで、これはやはり、ミスマッチは結構あろうかと思います。やはり、働く場所、そういうようなことで、今後どうやって今の人口を、もちろん増えてもらうのは、これはありがたいことですけれども、そういう方策と、いかにして減らさないかということをいろいろと、町の産業形態も考えながら、これはまた民間のお話もいろいろとお聞きしなければならないと思っております。

やはり、大きな夢ですけれども、やはり大きな企業が来て、そこで何かをつくる、点検をする、そういうような場が、やはり美成の航空公園かなと思っておりますので、これにはまた大きな我々も期待をしているというような現状かなと思っております。

○議　　長

町長、しかるべき時期というのは。

○伏見町長

大変申しわけありません。しかるべき時期はいつだということなのですけれども、私の先ほどの思い、これからの課題、そしてまた、それは柚原議員も十分察知されたかなと思っております。そういう時期がまたということでございますので、またできれば、早い時期ということですから、次は１２月かなと思っておりますので、その辺はひとつよろしくお願いしたいと思います。

○議　　長

柚原千秋君。

○柚原千秋君

先ほどの町長のお話の中で、重要かつ喫緊の課題が山積しているので、あと半年ではなかなか、町長もやりこなせないのではないかなと私は思います。

１年生の私は、このような質問は、無礼な質問というのでしょうか、いかがなものかなと大変迷いもしましたし、悩みもしました。ところが、私たち議員の使命は町民の代弁者ですから、ということで質問させていただいたのでありますけれども、町長の前向きなご決断を期待しまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議　　長

休憩します。

休憩　午後　２時２６分
再開　午後　２時４０分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、９番志民和義君。

○志民和義君

それでは、伏見町長に２点通告してあります。

まず、介護保険制度について質問をいたします。

２０１４年6月１８日、医療・介護推進法が成立いたしました。

そこで、次の点について町長にお伺いいたします。

一つ目が、要支援サービスは市町村の行う地域生活支援事業に移行しますが、現在サービスを受けている利用者は、現在のサービスを維持できるのかどうか。

２番目に、現在の介護サービス事業者を利用できるのか。また、利用した場合、現行どおり事業者に給付費が支払われるのかどうか。

それから、３点目については、要支援者への多様なサービスを提供する場合、どのように委託をしていくのか。

４番目に、地域生活支援事業を利用した場合、その利用料はどうなるのか。

また、５番目に、職員の負担が増えると思われますが、その対応はどう考えているのか。

６番目に、法律は来年４月施行ですが、全面移行はいつ頃になるのか、町長にお伺いをいたします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

それでは、志民議員の１点目の介護保険制度について、お答えをしたいと思います。

要支援者のサービスの受給についてということですが、制度改正によりまして、現在受けているサービスが受けられなくなることはありません。

ご質問の２点目、介護サービス事業費及び給付費についてですが、制度改正後も現在の介護サービス事業者を利用できます。事業者には給付費を支払うということになります。

３点目の多様なサービスを提供する場合の委託先についてですが、既存の事業者で対応できる部分は従来どおりとし、新たなサービスで大樹町に受託先がないような場合については、新たな事業への取り組みとして、社会福祉協議会などと協議をしながら進めてまいろうということで考えております。

４点目の地域生活の支援事業を利用した場合の利用料ですが、市町村の裁量に委ねられている部分もありますが、従来からの１割負担を原則として、サービス内容より、今後、その負担が適当かどうかは、それぞれの委員会で検討してまいらなければならないかなと思っております。

５点目の職員の負担でございますが、介護保険担当職員を中心といたしまして、高齢者支援及び福祉担当職員とも協力をし、一部の職員に過度の負担とならないように努めてまいりたいと思います。

ご質問の６点目の全面移行につきましては、サービスの受け皿の整備など時間がかかる部分もありますが、移行が可能な部分につきましては、準備ができ次第、順次、移行してまいります。ただし、法律上の最終期限は平成２９年４月ということになっておりますので、それまでには全て移行できるよう準備をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義君

現在の要支援者のサービス、これはそのまま受けられるということなのですが、問題は、国としても、介護保険のやっぱり負担を減らしていくと、こういう観点もあると。しかも要支援者に対する考え方、これが、私たちは要支援者がこういう要支援サービスを利用することが介護度が重くなっていかない、そういう大切な事業だというふうに考えているのですが、その負担、それが今までどおり来ないで町で負担していくのか、それとも、そのまま、今までどおり介護保険から支給されたとおり来るのかどうか、その辺については、まず１点目についてお伺いいたします。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

志民議員がおっしゃっております要支援者に対する部分につきましては、今後、地域支援事業として実施されることになります。

具体的な財源については、国のほうで措置するという形では今のところの制度の説明としてはされておりますが、具体的な方法とかその範囲については、詳細にまだ決まっていないような状況になっております。

以上です。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

これは２点目と関係いたしますけれども、国のほうで措置するということなのですが、今までどおり措置するというふうには言っていないはずなのです。それで、これ、それぞれの

自治体負担ということになりますと、それぞれの自治体の力によって、やっぱり差が出てくる可能性は十分考えられるというふうに思うのです。そういう点について、非常に私たちも不安に思っているところなのです。

そして、一部に伝えられていましたが、介護サービス事業者を引き続き利用できるということなのですが、介護サービス事業者に給付費を払うということが、そこも今までどおりの額が払われなければ、介護サービス事業者自体のやっぱり経営も大変になってくるのではないかというふうに思うのです。そういう点についてはどうでしょうか。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

今、議員がおっしゃっているのは、地域支援事業の中での専門的なサービスを提供する部分と、あるいは住民ボランティア等によるサービスの部分ということだと思います。

議員がご心配されているような専門的なサービスを必要とする人につきましては、従来どおり、先ほど町長からご答弁がありましたとおり、既存の事業者等でサービスは提供できるということになっておりますし、この部分については、当然ながら介護給付費という形で支払うという、今までのルールは変わらないというふうに聞いております。

一方で、住民ボランティア等による部分につきましては、今後、制度とか枠組みも含めて、どういう形がいいのかということは検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義君

専門の事業者ですと、今までどおり提供できるというふうに考えているのです。それなりの、今までどおりの給付費が支払われることになれば。ただ、問題はボランティアのことです。これはかなり専門的以外の事業ということになりますと、そういう点について、まだこれから検討ということなのですが、ぜひサービス内容が、問題は落ちないようにしてほしいというのが、これは前々から要望しているところなのです。そういう点については、今後、十分検討するということなのですが、これはどういう関係機関と検討していくのか、その点についてお伺いいたします。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

住民ボランティア等の窓口としては、社会福祉協議会等にそういう協議会もございますので、そういったところに窓口になっていただければというふうに考えております。

以上です。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義君

ここのところと十分打ち合わせをしながら、サービスの低下にならないようにお願いしたいと思います。

４点目ですが、生活支援事業を利用した場合についてですが、利用料ですが、市町村の裁量に委ねられていると。しかし、１割負担ということですが、原則として内容によりと、その負担が適当かどうか検討していくということなのですが、これははっきり、事業者等を利用すれば、それは確かに１割負担というのは出てきますよね。しかし、それ以外のサービスの内容により、適当かどうかというのは、これは負担を上げる場合もあるということですか。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

国のほうで考えておりますのは、例えば住民ボランティア等によるごみ出しとかの、そういった生活支援サービスをしていただいた場合、非常に廉価な、単価が低くてもできる場合もあるのではないかというようなことを想定しているようです。国から示された資料のうちで、例えば逆に、そういった利用料を上げるようなケースということで例示とかがされているものは今のところないように思っております。

以上です。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義君

ボランティアなんかでやる場合については、価格の低いほうで、その１割負担というふうに、事業者ではなくて、そういうボランティアを利用した場合も１割負担ということで理解してよろしいのですか。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

あくまでもここはボランティアということですので、金額の設定は１割ということではなく、有償、例えば経費だけとかということもあろうかと思います。ただ、金額の設定については、当然ながらやっていただく方の事情にもよりますので、そこのところはまた、そういった協議会等々を含めて検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義君

今まで事業者がやっていたよりも、実費をいただくということになると、その１割負担より上がってしまうなどということがあっては、やっぱり私たちはならないと考えているのですが、そういうことは絶対させてほしくないのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

専門的なサービスの場合は、先ほどお答えしましたように、基本的には原則１割ということになると思いますが、それ以外の、例えば先ほど言ったボランティア等によるものについては、１割以上ということにはならないように協議してまいりたいと思います。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義君

わかりました。これ、ぜひよろしくお願いいたします。そして、ぜひ利用しやすいようにしていただかないと、やっぱり、介護の軽い段階で、それをなるべく長く維持していく、そういう制度に持っていってほしいというふうに思います。

それから、町の職員の負担ですが、今まで介護報酬などの請求は事業者がやっていたわけですよね。これを今度、要支援については外れてくるわけですから、それをかわって町の職員がやるということで、私はこれ、かなりハードになってくるのではないかというふうに思うのです。確かに、そこにいるからみんなで助け合ってと簡単に言うけれども、私は、こういうものに恐らく、今まで３事業所ですか、こういう要支援関係をやっている事業所が。そういう人たちが、町に一部ありますから、町も一部やっていますから、だけれども、ほかに事業所がありますよね。その分を今度、町の分もどうなるのか、町の負担で本当にこれ、人員をふやさないでやっていくのか、そういう点についてお伺いいたします。

○議　　長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

職員の心配をしていただいて、非常にありがたいと思っております。

既存の部分は、先ほどからご答弁させていただいているとおり、従来の事業所でやっていただくということになると思います。一方で、住民ボランティア等による新たな部分につきましては、今後、どの程度のニーズがあるのか、どの程度のサービスを提供しなければならないとかということによって、職員が行う事業量も変わってくると思います。そういったことも見きわめながら、内部で調整をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義君

わかりました。

内部で十分提供して、負担にならないように、負担が増えるとどうしても、サービスするために、行き届かない面がやっぱり出てくるというふうに私どもも考えますので、そういう点は、人員増も場合によってはあり得るというふうに私は考えますけれども、そういう点について再度お伺いいたします。

それと、もう一つ、最後になりますが、全面移行について、３年間の期間があるわけですね。そういうことで、十分議論を尽くしながら完全移行を進めていっていただきたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

職員のことは大変ご心配いただいております。私たちも大変心配をしております、業務が増えるということで。ところが、まだ内容は、先ほど課長が申し上げたように、まだ正式な文書が来ていないのです。町長、勉強してくださいといって、このような分厚い、裏表の表が、参考図書みたいなものが厚生労働省から送られてきています。読むのかなと思っています、はっきり言って、我々が。このような厚い本を読んで、介護保険制度を勉強するのかなと思っていますけれども、やはり、そこは、重要な部分はしっかりと見ていかなければならないかなと。逆に言うと、新聞で読んだほうが早いという職員もおります。ですから、厚労省も、平成２９年実施に向けて、しっかりとした取り組みをしていただきたいというのは、これは町村会の要望です。

このようなことを含めて、今後も職員負担がかからないように、そしてまた平成２９年の４月からしっかりとした取り組みができるように、今からやはり、町村会としてもまた、いろいろな要請をしていかなければならない時期が来るかなと思っております。

○志民和義君

次に行っていいですか。

○議　　長

次の質問に移ってください。

○志民和義君

次、２点目ですが、高速通信の拡大についてお伺いをいたします。

平成２５年度に、町内の市街地につきまして、高速通信（光ファイバー）が利用できるようになりました。しかし、市街地の一部、また、農村部は、いまだに未整備の状態となっております。

この光通信に対するサービス拡大の要望は、なかなか根強いものがあります。また、新しく転入してきた方もそういう要望をいただいております。そういうことで、これは町長が業者に強い要望を出していただかなければならないというふうに思っているのです。

それで、前回も、町として一丸となって、署名運動もしながら早期に実現したと、市街地

については。しかし、そのほかの地域についての拡大の要望についてお伺いをいたします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

それでは、志民議員の２点目の高速通信の拡大について、お答えをいたします。

町内における高速通信、光回線なのですけれども、これが平成２５年７月６日に、市街地の一部を除き開通しております。また、今年の１０月には、その除かれている市街地からちょっと外れている緑苑行政区、ここが光回線のサービスの提供ができるということで、ＮＴＴ東日本からご案内がございました。

市街地以外の通信回線につきましては、ＡＤＳＬ回線が利用可能となっておりますが、晩成行政区がこのＡＤＳＬ回線の利用ができない地域となっております。

また、利用者とＮＴＴ交換局との距離が４キロメートルを超える場合には利用できないということをお聞きしておりますので、今後、ＮＴＴ東日本に個々の調査を依頼して、利用の可否を確認をしていただかなければならないと考えております。

光回線のサービスエリアの拡大につきましては、ＮＴＴ東日本に問い合わせしましたところ、見込まれる利用者の数、住宅の密集度合いなどの関係から、厳しい状況だと伺っております。高速通信を必要とする利用者のニーズや時代の変化などもありますので、機会を見ながらサービスエリアの拡大について、これは強力に要望を行ってまいりたいと考えております。

また、晩成地区におけるＡＤＳＬ回線のサービスエリアの拡大につきましては、晩成温泉と大型酪農家など地域の実情やニーズについても説明をしながら、ＮＴＴ東日本に対して要望してまいりたいと考えております。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義君

大型酪農家、晩成温泉と言いましたけれども、これ、こういうところは、ネットで調べてくると、特に晩成温泉なんかは、私は真っ先にやっていただきたいというふうに思います。

また、他地域から来られた方というのは、わかっていても、こちらへ来た段階でわかっているのです。しかし、現実に生活してみると、やっぱり不便を感じるということなのです。田舎がいいのはもう、十分承知の上で来ていますから、それはそうなのですけれども、ぜひ、そういう声が強いと。また、地元でもそういう声が、地元にいる人も当然思っています、私も含めて。ですから、ぜひ強い要望をしていただきたいというふうに思います。

また、大型酪農家と言いましたけれども、これは、最近また新しくできるようなことも聞いていますので、やっぱりそういうところの事務量ということになると、情報交換ということになると、今までのようなことにやっぱり私はいかないというふうに考えています。ぜひ強い要望をお願いしたいと思いますが、まず、観光である晩成温泉は、私は、これは問い合

わせは、ほかの人からも聞いているのです、晩成温泉ではないお客さんを集める人から。そういうことで、そういう点についてはいかがでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

前段申し上げましたように、私どもも実情をよく掌握しておりますので、今後、ＮＴＴ東日本に対しては強力に要請をしてまいりたいと思っております。

○志民和義君

以上で終わります。

○議　　長

暫時休憩します。

休憩　午後　３時０４分
再開　午後　３時０４分

○議　　長

再開します。

次に、１０番阿部良富君。

○阿部良富君

先に通告してあります１点について、町長に軽くお考えをお伺いいたします。

町には大変な道路を持っていて、その維持には大変ご苦労されていると聞いております。

その中で、地区住民が利用して不都合だと聞いている場所が何カ所もあると聞いているが、町長はそのことを知っているかどうか、お伺いしたいと思います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

それでは､阿部議員の町の道路維持または新設についてということでのご質問に対してお答えを申し上げたいと思います。

ご承知のように、本町の町道は、平成２６年度当初で４１１路線、延長にいたしますと約５４２キロに及ぶ町道を維持管理しております。改良率は５０．７％、舗装率にいたっては３８．３％にとどまって、まだまだ低い整備状況かなと思っております。

また、昭和４０年から５０年代にかけて整備された舗装道路も大変老朽化が進みまして、再整備、維持補修が必要となってきております。町道に対する整備要望は大変多くあるかなと思っております。

議員のご質問でありますが､道路の利用が不都合なところが何カ所もあるというようなことですが、そのことで町長は知っているかということですが、未整備の砂利道では道路幅員

も狭く、穴またはわだちなどがあり、交通に支障を来している道路があることは認識をしております。

道路の整備にあっては、生活の環境向上と安全な交通を確保し、快適な日常生活を送るため不可欠なものと考えております。このため、道路の維持補修については、補修の必要な箇所を把握して、小規模なものは当該年度で補修対応、費用のかかる補修に関しては、年次計画を立てて補修を実施しているところであります。

しかし、道路の整備につきましては、現状では道路事業に対する補助採択が大変厳しい状況になっておりますので、緊急性、投資効果、地域のバランス等を考慮しながら、平成２０年度に削蹄をいたしました道路整備施工計画書を基本とし、さらに第５期の総合計画の実施計画に位置づけいたしました道路を、今後、計画的に整備を進めてまいろうということで考えております。

以上です。

○議　　長

阿部良富君。

○阿部良富君

計画とかを順次進めていく、そういうところはわかるのです。だけれども、町長、夕べの事故も見てわかるとおり、旭川では舗装道路で、真っ直線なところで自転車同士がぶつかって、死亡事故を起こしていますね。単なる事故ならいいですけれども、今の人たちは必ず管理者を訴えますから。だから、例えばでこぼことか、そういう舗装の割れ目とかがいっぱいあるところは、私は早急に必要であると思うのです。

それで、もう一つのほうは、余り部落の話をしたら怒られるけれども、部落の晩成部落です、昔、開拓に１８戸もあったのだけれども、今は０戸です。土地を買っている人が、水沼さんとかと、こちらの浜沿いの人たちなのです。こちらの、生花を回って開拓の畑の草刈りに行くとか、富倉さんとか、どうやって行っても１０キロぐらいあるのです。これをだから開拓道路の下のところから道道のホロカヤント一線に出せないかと。それを出すことによって３キロで行けるのです。これが一例です。

だから、全部を上げたらきりがありませんけれども、その舗装の修繕、私は事故が起きてからでは遅いと思いますので、日方の舗装道路、ショベルなんかが今通ったら、でこぼこだったら、仕事なんかは満度に走りませんよ。そして、自転車が来ても、でこぼこがあったらよけたりするから大変なのです。だから、そういうところから早目に手をつけていただいて、傷んでから手をつけるということではなくて、なるべくそういうところは早くやっていただくこと、開拓の道路のところを、ちょっとでいいですから短距離の道路をつけていただけるという考えでお願いしたいと思います。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

道路の関係、まず、凹凸の関係なのですけれども、恐らく１９号のことかなと思っています。私も、昨日、２回ほど通りました。穴ぼこは大分補修されています。議長には悪いのですけれども、大変まだ、事故があったら困るぞということで怒られましたけれども、逐一、その辺は修理をしながらやっていこうかなと。

そして、あそこも、１９号、２０号含めて、いろいろと、他の議員からも一般質問等でもございますし、質問等もございました。総合計画の中に結構網羅しておりますので、何か採択事業があれば、早目に、これは事業実施をしていかなければならないかなと思っております。

それから、開拓道路の話なのですけれども、私も今、いろいろとお聞きした中では、新たに開拓道路のところ、あそこ、湖のところを回らないで真っすぐ通せということですよね。これをやると、今のうちの機械では大変費用もかかりますし、これはどうやったらいいのかなと。車だけ通れる作業道的なものであれば、これは何とか実施可能かなと思いますけれども、やはり、今、例えばわっとやったら、今度は通れなくなる、それこそ事故があったらどうのこうのとか、また、その次には舗装にせいとか云々ということは、相手方にも、私、この間会って確認をしましたら、そのような要望でしたので、それはできないという話ははっきりと言ってあります。できれば、今回っている道路を直線で結べばすぐなので、これは実態も押さえていますので、何かそういうような面での事業が、草地改良、公社営事業か何かを取り組んで、あの地域がやっていただければそういうものにも該当するのですけれども、そういう事業も今のところないので、これは町単でやるしかないかなと思っていますけれども、いろいろとまた、その辺は、いい方法があれば、またお互いにご相談をしながら進めていきたいなと思っております。現場は確認は、両方ともしております。

○議　　長

阿部良富君。

○阿部良富君

現場、舗装とかそういう、新設してほしいというところは大体確認しているということですので、５期の計画には入っていなくても、やっぱり必要と思われれば、町長に早目に検討していただきたいと思います。

以上をもって終わります。

○議　　長

これにて、一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議　　長

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会　午後　３時１２分

平成２６年第３回大樹町議会定例会会議録（第３号）

平成２６年９月１７日（水曜日）午前１０時開議

○議事日程

第　１　会議録署名議員の指名について
第　２　認定第　　１号　平成２５年度大樹町水道事業会計決算認定
第　３　認定第　　２号　平成２５年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定
第　４　発委第　　３号　釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書について
第　５　発委第　　４号　林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について
第　６　陳情第　　３号　ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める陳情
第　７　陳情第　　４号　「手話言語法」の制定を求める陳情
第　８　発委第　　５号　ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について
第　９　発委第　　６号　「手話言語法」の制定を求める意見書について
第１０　　議員の派遣について
第１１　　委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（１１名）

１番　加藤明浩	２番　齊藤　徹	３番　杉森俊行
４番　松本敏光	５番　西田輝樹	６番　柚原千秋
７番　福岡孝道	９番　志民和義	１０番　阿部良富
１１番　安田清之	１２番　鈴木千秋	

○欠席議員（１名）

８番　髙橋英昭

○地方自治法第１２１条により出席した者の職氏名

町長	伏見悦夫	副町長	酒森正人
総務課長	布目幹雄	企画課長	松木義行
町民課長	林　英也	税務課長	郷原憲治

保健福祉課長、南十勝こども発達支援ｾﾝﾀｰ所長兼町立保育所長	村田　修	農林水産課長 兼町営牧場長	森博之
商工観光課長兼 地場産品研究ｾﾝﾀｰ所長	松本清隆	建設課長	髙橋教一
水道課長兼 大樹下水終末処理場	鈴木敏明	会計管理者出納課長	高田末雄
町立国民健康保険病院 事務長	黒川　豊	特別養護老人ﾎｰﾑ所長兼 老人ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ所長	藤井賢嗣
教育委員長	辻本正雄	教育長	小林文雄
学校教育課長兼 学校給食ｾﾝﾀｰ所長	吉岡信弘	社会教育課長 兼図書館長	小森　力
農業委員会会長	鈴木正喜	農業委員会事務局長	角倉和博
代表監査委員	澤尾廣美		

○本会議の書記は次のとおりである。

事務局長　山下次男　　係長　鎌塚喜代美

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議　　長

ただいまの出席議員は１１名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第１　会議録署名議員指名

○議　　長

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２４条の規定により、議長において、

９番　志　民　和　義　君

１０番　阿　部　良　富　君

１１番　安　田　清　之　君

を指名いたします。

◎日程第２　認定第１号及び日程第３　認定第２号

○議　　長

日程第２　認定第１号平成２５年度大樹町水道事業会計決算認定について及び日程第３　認定第２号平成２５年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についての２件を議題といたします。

ただいま議題となっております２件の議案については、去る９月１１日の本会議において、提案理由と内容の説明が終わっております。

お諮りいたします。

認定第１号及び認定第２号の審議については､本会議での質疑を３回までとする会議規則第５４条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって､認定第１号及び認定第２号の審議は､本会議での質疑を３回までとする会議規則第５４条の規定を適用しないで審議を進めることに決定いたしました。

審議に入る前にご連絡いたします。

理事者より､本会議での各会計の決算審議に際し､係長､主査職も説明員として出席させたい旨の要請がありましたので､これを認めることにいたしたいと思います。

なお､係長､主査職からの説明にあっては､特に理事者から申し出があった場合に限り､

議長において指名することといたしますので、ご了承願います。

また、質疑に当たり、決算書に記載されていない事項については、総括質疑の中でお受けすることにいたします。

また、関連質疑については、先の質疑が終了してから、新たに質疑されるようお願いいたします。

初めに、認定第１号平成２５年度大樹町水道事業会計決算認定について。

最初に、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般とします。質疑はありませんか。

福岡孝道君。

○福岡孝道君

今年の決算報告書の中で、建設工事の概況とありまして、この中で老朽化の管の対策工事とか、電気系統設備の更新、それから消火栓の更新工事が、改築の工事ですね、多額な費用がかかっているのですけれども、この管の更新年数と電気設備の更新年数、消火栓更新の年数、国で定められているのかと思いますけれども、更新のサイクルの年数をお聞きしたいと思います。

○議　　長

鈴木水道課長。

○鈴木水道課長

各施設の更新年数ということですけれども、一応、耐用年数という形で説明させていただきたいと思います。

取水設備の対応年数については４０年、上水設備５０年、浄水設備６０年、排水設備６０年、それと配水管の関係につきましては４０年ということですけれども、それはあくまで耐用年数ということですけれども、そこで物が壊れるということではございませんので、補修しながら、延命しながら、大事な資産は使っていきたいと考えております。

失礼しました。消火栓につきましては、３０年という年数になってございます。

○議　　長

福岡孝道君。

○福岡孝道君

もう１点、ちょっと聞き漏れたのですけれども、私の質問が足りなかったのですけれども、メーター機器何年でしょうか。

○議　　長

鈴木水道課長。

○鈴木水道課長

大変申しわけありません。メーターにつきましては、８年という年数になってございます。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

志民和義君。

○志民和義君

２５、２６の企業債の明細書の関係でございます。利率が４．４、３．６と４．６とか、今の時代に金利が大分高いものもあるということで、この繰り上げ償還の条件というものについて、どういうふうになっているかお伺いいたします。

○議　　長

鈴木水道課長。

○鈴木水道課長

繰り上げ償還の関係につきましては、利率が高いものということで、過去に平成１９年から２１年の３年間で制度が繰り上げ償還していいよということで制度が定められまして、その後２２年から２４年まで３年間延長されて、その制度が終わっているところでございます。大樹町につきましては、平成１９年間から２１年の３年間で５％を超えるものの繰り上げ償還をして、今、残っている５％未満のものの償還が残っているという現状でございます。

以上でございます。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義君

５％、町のやつはそういうことで処理してありますが、それ以下のものについて町の側から早く返したいのだと、そういうことでは返すことはできないのでしょうか。

○議　　長

鈴木水道課長。

○鈴木水道課長

今のところ、そういう制度ございませんので、返すことはできません。ただ、２５年は東北の被災地の地域に限って、この制度が１年間だけございましたけれども、それは全国的ではなくて、被災地のということの特例で制度はございました。今、現状としては、志民議員のおっしゃられているような繰り上げするような制度はございませんので、今の状態ではできないと思ってございます。

今後、そういうのがあったら、今後、出るようなことがあれば、そういった機会をきちっと見逃さず繰り上げ償還して、水道会計にきちっと処理をしていきたいと思ってございます。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義君

こういう制度を新たにつくってほしいというのは、総括になりますか。

○議　　長

制度の要望ですね、総括でやってください。

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之君

ちょっと聞き逃したかもしれませんので、お聞かせをいただきたいと思いますが、監査委員より、未納額が昨年より１２件増えているという形になっているのです。そこで、この方は今年度のみの１２件増えたのか、監査報告書で出ているのですが、初めての方が１２件という解釈でよろしいかどうか、お聞かせください。

○議　　長

鈴木水道課長。

○鈴木水道課長

安田議員のご質問の１２名というところにつきましては､新規という形でとらえてございます。

○議　　長

安田清之君。

○安田清之君

新規ということになれば、今までも滞納を繰り返している方が、多分、聞いたのだろうと思うのですが、勉強会のときに。この未納人数というのは、何世帯あるのかだけお教えください。何年で聞いたらいいかな、今年度、決算前でいいので、その人数が何ぼあるか。

○議　　長

鈴木水道課長。

○鈴木水道課長

滞納ということでございますので､過年度分ということで説明させていただきたいと思います。過年度分につきましては、８２世帯という形になってございます。８２名のうち、現年にまたがる者というのが１９名ございます。その内数ですけれども。過年度だけ残っているのが６３名で、過年度から現年度に引き続いて、納めるのが滞った方が１９名ということで、過年度に係るものについては８２名という数字になってございます。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

加藤明浩君。

○加藤明浩君

９ページですけれども、今回、給水状況の中で５０戸減ったということで、理由はどういうことで５０戸減っているのか、転出なのか何なのかということでお聞きしたいと思います。

○議　　長

鈴木水道課長。

○鈴木水道課長

こちらの５０戸減につきましては、住基の世帯をもとに忠類の供給している人数ですとか、井戸水を利用している人を引くということの増減で数字を出させていただきまして、５０戸という形で前年度よりは減っているということで、事業報告させていただいてございます。

こちらとは別に、水道ということに、これは個人のという形になりますが、事務所とか入ってございませんので、水道の全体の供給の数字とはまたちょっと数字的に変わってございますけれども、大きく配水量というのですか、配っている水の量とかの傾向から見ますと、全体的には減っていますけれども、利用した戸数からいくと家事用が主に大きく減って、２０戸以上減っているというような状況になってございます。

○議　　長

加藤明浩君。

○加藤明浩君

少し給水量減っているということなのだけれども、昨年だったかな、大口のところをやめましたよね、企業がね。やめて給水量が普通減ると、単価というのかな経費、普通上がるものなのですけれども、監査意見の中にもあるのですけれども、ずっと１立方当たりの単価というのかな、原価、給水原価というのはほとんど変わらないのですよね、どういうわけか。その辺のからくりはどうなっているのか。

例えば、つくればつくるほど高くなるのかなというような、そういうイメージもあるし、例えば毎年毎年、管だとか何だとか直して、そういうのもあって原価当たり下がらないのか、それともつくればつくるほど、そもそもの原価が何というか、つくる経費がかかっていて少なくなっても余り変わらない、多くなってもそんなに、大体３６３円とか３４６円とか行ったり来たり、毎年出ているけれども、そういう感じで、その辺はどんな状況になっているのか、わかる範囲でお答えいただきたいなと思います。

○議　　長

鈴木水道課長。

○鈴木水道課長

加藤議員のご質問の件に関しましては、決算書の１３ページに載っている給水原価というところで３４６円５４銭というような数字、今年度の原価としてこの金額になっていますということの説明で、それに対して余り儲からないのは、給水量も減っているのに変わらないのはどうかということだと思いますけれども、こちらに関しまして大きく総費用という形で、ここに大きく影響するのは減価償却費ですとか、資産減耗費ですとか、そういった費用が単価に大きく変わる数字になってございます。

昨年、３６３円から今年度は３４６円ということで、１立方メートル当たり１７円何がし下がっていますけれども、その分は減価償却費が昨年よりは少なかったので、この分が少なくなった数字になっております。

加藤議員おっしゃるように、固定的な経費というのは、やはり薬品ですとか電気料だとか

施設の維持管理の修理ですとかというのは、修理に関して多少増減もありますけれども、薬品とかというのはやはり最低かかる経費というのは、節約には努めておりますけれども、やはり安心・安全な水をつくる上では必要な経費というのは、ある程度、固定的にかかっておりますので、それで数字が余り動かないというか、動いたにしても大きくは減価償却費とかそういったものの部分で、数字が多少増減するといった内容と思っております。

○議　　長

加藤明浩君。

○加藤明浩君

そういうことは、減価償却の比率が高いから余り変わらないと思ったほうがいいですか、ということですよね。

○議　　長

鈴木水道課長。

○鈴木水道課長

加藤議員のご理解いただいているとおり、こちらの原価を算出する総費用の中で、減価償却費の占める割合というのは高いものになってございますので、そういった内容になってございます。

○議　　長

加藤明浩君。

○加藤明浩君

ほとんど減価償却は変わらないって、毎年その工事とか何か配管とか変えるから減価償却が常に、早い話、一定に常にあると考えてよろしいですか。

○議　　長

鈴木水道課長。

○鈴木水道課長

水道会計で持つ資産というのが、もっと大きな数字でございますので、これからも減価償却費というのはある程度増減はございますけれども、このまま継続する形になってございます。

○議　　長

加藤明浩君。

○加藤明浩君

普通、民間企業なら減価償却費は税金で控除されるものなのだけれども、町の場合、この企業の場合はどういう処理する。例えば、民間だったら経費に陥って税金で控除される部分、貯金するとか基金に積むとかあるのですけれども、水道の場合はどういうような処理するのでしょうかね。ちょっとお聞きしたい。

○議　　長

鈴木水道課長。

○鈴木水道課長

僕より加藤議員のほうが、企業のことは詳しいと思うのですけれども、減価償却費や何かというのは、課税仕入れ以外ということで計算しておりますので、それに係る税金というのは変わらないという意味合い、説明でさせていただきたいと思います。

○議　　長

加藤明浩君。

○加藤明浩君

減価償却分、貯金とかしないのですか、積み立てするとか、そういうのは全くしていないですか。

○議　　長

鈴木水道課長。

○鈴木水道課長

ちょっと理解不足で申しわけありません。減価償却費という費用を持ちまして、こちらの場合は損益勘定留保資金ということで、企業会計の中で留保される資金ということに、積み立てですね、積み立てを持っておりまして、その貯金をするために、減価償却費という言葉を使って、貯金をさせていただいているところでございます。

○議　　長

加藤明浩君。

○加藤明浩君

それでは、今、何か積み立てしているということなのだけれども、ではそれはどこに出てくるのか。例えば、７ページかな、減価償却の累計とあるのですけれども、減価償却の累計を合算したのが積み立てなのですか、その辺はどうなのですか。その数字と合うのか合わないのか。

○議　　長

鈴木水道課長。

○鈴木水道課長

留保資金につきましては、決算書のほうでは大変申し訳ありませんが、数字は出てきてございません。決算監査受ける監査委員さんのほうの資料にはつけてございますけれども、今現在、１０億円ほど留保資金ございますので、その数字の動きがわかる資料としましては、今回、監査委員さんのほうから例月出納検査の報告が出ていると思うのですけれども、そちらの水道事業会計で金額的には毎月動いておりますので、ぴったりはしませんけれども、そちらの例月出納検査の月末の数字で、毎月１０億何がしの金額が現金で、現金というか預貯金、定期預金ですけれども、そういった形でありますという形でわかるところはございます。

○議　　長

加藤明浩君。

○加藤明浩君

この決算書の中では、わからないということなのですね、そういうことですね。できればわかるように、次の年度からしてもらいたいのと、実際、企業債１４億７，０００万円ぐらいあるのですけれども、大体それ積み立てと留保金と差額、３億か４億かぱっと計算してそんなものなのか、それぐらいの貯金と借金と、それぐらいで認識していいのですか、よろしいですか。

○議　　長

鈴木水道課長。

○鈴木水道課長

加藤議員おっしゃるように、２６ページの未償還残高ということで、企業債の未償還が１４億７，０００万円ほどございますけれども、今言ったように留保資金が１０億円ほどございますので、差し引きの４億前後の不足分があるということで、よろしいかと思います。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

福岡孝道君。

○福岡孝道君

もう１点、お聞かせ願いたいのですけれども、先ほど耐用年数ですね、計量器においては８年、ほかの管においては３０年から６０年というようなご説明あったのですけれども、この交換は耐用年数ぎりぎりまで引っ張っていって交換しているのか、それとも大体この辺で交換しないとまずなという形で、耐用年数前に交換しているのか、その辺、水道のほうによって対応の仕方、お聞かせ願いたいと思います。

○議　　長

鈴木水道課長。

○鈴木水道課長

メーターに関しましては、法律で定められていまして、８年ごとに検定を受けなさいということになってございますけれども、検定を受けるための経費より新しい物に更新したほうが、安く経費が上がるという現状でございます。交換するときには、仮に別なメーターを設置して、外した物を検定受けてとかということで、手間がもっとかかって経費がかかる。今、手間賃のほうが経費かかりますので、そういったことになっているので、メーターにつきましては法律で定められまして８年ごとのサイクルで、新しい物に更新するというのが現状です。

ほかの管路とかにつきましては、先ほど説明しました耐用年数というのがございますけれども、そこで漏水がすぐ始まるといったことではございませんので、それより長く使って、今は漏水が生じたために修繕してはいるわけですけれども、余りにもその路線についてひどくなってきたりという場合については、機会を見て更新するという形をとっておりまして、耐用年数の前に更新するですとか、耐用年数来たから更新するといったような今の現状ではございません。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之君

減価償却は単年度で全部落としているのか、翌年、何年かに耐用年数分で落としていっているのか、それだけ一つお聞かせください。それによると数字変わってくるので、一発で減価償却をしているのか、単年度で減価償却していっているのか、これわからないので、その部分をお教えください。

○議　　長

鈴木水道課長。

○鈴木水道課長

それぞれ決められた年数に振り分けて減価償却してございます。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

志民和義君。

○志民和義君

先ほどの企業債の関係なのですが、これ財政的なときに早く返してということで、大変なところから返したということなのですが、一生懸命やっているところもぜひ早く返していく制度を創設してもらうように、ぜひ要望してほしいのですが、いかがでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

先ほどもいろいろと年度的な償還の方法の関係について、担当課長からご説明がありました。現在、そのような制度がありません。今、おっしゃるように、私たちは返したいのですが、はっきり言って。今は４％とか、それ全部計算すると相当な額に、利息からなる。前回やったときには、利息分を、公庫なのですけれども、ある程度の保証金的なものが国で面倒見てもらったのですね、それを払っていた。そういう制度を利用して払ったわけですよね、元金とともに。今回は、そういうことがない。それでは支払ってくださいと、いいですよということになった場合には、その分も今度は保証金も全部一緒に払わなければならない、今現在、やうろとしたら。

町にとってはメリットも何もございませんので、これはそのまま今までどおり引き続き支払っていたほうがメリットあるのかなと。制度的に、その保証制度というのが国のほうで認められれば、これはしめたものだということで払ったほうが得なのです。そういう制度をもう１回復活させてほしいということは、町村会通して今までも要望しております。その公庫だとか、公庫にもいろいろあるのですけれども、そういうとこでいいですよとか、国もそうなのですけれども、言う場合には、自分のところの理財がなくなるのです、はっきり言うとね、一括返されると。そういうこともいろいろあって、保証制度というのが国のほうで設けた。そういう過程のを今まで組んできて、我々もそういうことで一括返納した、返したということなのですけれども、そういう制度的なものをぜひもう一度やっていただきたいということで、今、いろいろとお願いをしています。

町のほうは余り、こういう高い率はないのですけれども、どういうわけか企業会計の場合は３％以上のものはまだ残っている。これは私どもの町でなく、全道的に見ると結構そういうところが多いわけです。これはぜひそういうことで、企業会計持っているとことしてもぜひそういう制度を設けて、一括で返納させてくださいということで今お願いをしておりますので、今後も引き続き要望していきたいと思っております。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義君

本当にそうですね。頑張って一生懸命やって返していくのだから、大いに歓迎されなければならないと私は思うのですね。返されるほうの国としては、財政計画が狂うとそういうことのよう、こっちの財政計画も考えてほしいということで、強く引き続き要望していただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議　　長

安田清之君。

○安田清之君

水道料金の問題はしゃべりたいのだけれども、やめておいて、現実的に毎年赤字決算、赤字決算なのですよ。来年に繰り越しているのもありますよね、６億数千万円。これはどのように解釈を町側はしているのか、事業者として。普通は事業としてやる以上は、黒字を出すものだろうと。ただ、生命、財産、命の水ということで赤字でもやむなしという解釈をするのか、健全経営になるのはいつ頃なのか、町長にお伺いをいたします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

健全経営云々ということ、これは一番大事なことです。私たちもこのことは１０年前にさかのぼっていくと、上げようとしていろいろと行革の中で委員さん方にももんでいただいて、また、私たち職員もプロジェクトチームつくりまして、こういうことでいこうとい

うことで年次計画を一応立てました。たまたま運悪くその年がよくなかったとか、営農関係ですね、商業者もそうですけれども、大変不景気感にあおられたという年もありまして、これはちょっと大変だなということで、見送ってきた経過がございます。

制度的には、家庭のお使いになる方はいろいろと分別をして、小さく分けて町民の方々には利用しやすいようなそういう方々のためにということで、今、私たちがやっているような制度的なものを設けてやりました。ただ、やはり毎年のように、私たちもいつも申し上げていると思いますけれども、水商売ですから、これはしっかり収支バランスをとっていかなければならないなということだったのですけれども、いろいろ政策的なこと等がございまして、また、値上げの時期についてもいろいろと検討した時期もありましたけれども、大変団体のほうから、またそれぞれ使用者のほうから値上げをしないでほしいというようなこともございまして、今までの経過をたどってきています。

できれば次年度あたりに、ある程度はっきりした見通しをつけていかなければ、大変な時期に来るよと。やはり私たちも結構、先ほどの福岡議員からもご質問ありましたように、今後、いろいろと修繕費だとか維持管理費が結構かかってくると思うのですよね。それをいつも町で負担をしていくとか云々ということ自体ならないので、ある程度一定のことはご負担をしていただきたい。

ただ、私がいつも、議員も申し上げていますけれども、超過料金ですね、これがバランスとれていないと、私もそれははっきり思っています。この辺も一緒に、できれば改善をしていきたいということで考えております。これから一番お使いになっている方々、酪農家が多いのですけれども、そういうとことの今後協議も出てくるかなと思っております。

そういうことで、また早い時期に行革を開いていただきながら、またこれらのことについても検討させていただきたいと。たまたま運悪く消費税が云々とかということで、大変受益者にもご負担をかけておりますので、今の状況ですと、何とか一般会計からの繰り出しでおさまっているのかなと思っていますので、これがずるずるずるずる行ってしまうと、本当に将来禍根を残すようなことになりますので、早い時期に値上げということを考えていかなければならない時期が、もう既に来ているということだけはご理解願いたいなと思っています。

○議　　長

安田清之君。

○安田清之君

現実的には先延ばしをした結果が、こういう状態になったと。いろいろリーマンショック、いろいろな問題があって政策上やったということですから、これは私たちも仕方がない部分もありますが、やはり決断はしっかりしていただかなければいけない。

大樹の水、高いのですよね、逆に言うとね。札内ダムから取ったほうが安いなという結果もあるので、だからこれは何年ぐらいでこれを解消するかと、減価償却でまた設備更新をしなければいけない。このバランスシート、しっかり考えていただかないと、僕は料金

今までずっと言ってきました。これは余り言いたくないのです、本当はね。本当にこれ何のための水なのだろうと、原価同じなのですよね、使うのも同じ、井戸掘るのも同じ。現実的にはやはり損失をすると、これ一般市民が補填しているのですから、この部分を、どことは言いません。一部分をちょっと上げる、上げれば、補填できるのですよね、きちっと、現実的に。

あともう一つ、未納、悪くなっている。その理由は何で悪くなったのか、この理由聞いてないよ、本当はね、これ総括だから。長年にわたって未納をされている方がたくさんいるのだわ、これが決断しなければいけないですね。損失金に落としているね、７年たったら、未納欠損金で落としているのでしょう。７年たったら。これ本当にいいのだろうか、現実的に、値上げする前の問題ですよ。

やはり使ったものに対して、払うという町民の義務はあります。病気をしたとか、１年先延ばししてほしいとかというのであれば別です。過年度にわたってずっと来ているわけですから、この処理方法は、これ課長なのだね、総括だけれども、町長と二人で答えてほしい、現場サイドと。これこのまま払わないで永遠とちょっとだけ入れて、課長のとこは今年度、入金になれば格好がつくから、過年度のやつは消さなくてもいいのだと。７年たったら消えていくのだというお気持ちでいることはないと思っていますが、現実的にそうなっているのですよ。損失で。その部分をどういうふうに課長方はお考えになっているのか、毎年毎年、欠損金で出ているわけだから、そうでしょう。これをどうやって処理をするのだろう。まともにきちっとやっている方、安い高いの問題ではない、使ったものを払うというのが我々の義務だ。義務を施行されないのであればどうするかという、ちょっとお聞かせをいただきたい。課長と町長。まず、課長からの思いを、現場サイドのあれだから。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

いろいろと何点かのご質問がございましたけれども、まずバランス的なことがどうなのだというのですけれども、毎度申し上げておりますけれども、この水道をやったときも簡易水道から営農用水、また今の水道会計になったときも公益企業の適用を受けたというようなことは、大樹町の基幹産業であります近年の農業情勢も踏まえた中での営農用については、そういうことでの料金設定をしたのかなと思っております。それが今まで来た経過かなと、これは議員も十分ご承知かと思っておりますので、そういうことでご理解を願いたい。

ただ、先ほども申し上げたように、超過料金については格段の差がある、これは工業用についてもそうです。これは早い時期に料金とともに、どちらか先にならすべきだと、これはそう思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

それから、料金の関係なのですけれども、議員おっしゃるように、大変私どもも厳しい

今取り組みをしております。払わなければ止めるということをやっているケースも何件かあります。そういうことでいくと、どうしても過年度・現年度の関係もそういうことで、議員もおっしゃるようなこともあるのかなと思っていますけれども、これもいろいろとまた原課のほう、また私たちの対応も出てくるのかなと思っていまして、古いものからつぶしていくということが大事なことかなと思っておりますし、またこのことについてはしっかりと原課とも打ち合わせをしていきたいと思っております。

また、いろいろと未納云々の不納欠損だとか云々についても、これも何でもかんでも監査委員さんに出して云々ということではありません。監査委員さんのほうもしっかりと認めて、相当厳しい意見もいただいております。それらを踏まえまして、不納欠損、また未納者に対しての対応も我々も、しっかりとこれからやっていかなければならないだろうし、できれば本当に幾らかでも納めていただきたい。

どういうわけか未納者の中でもお水を随分使われるのですね、一般家庭から見ると。別に水出して、遊んでいるわけではないと思うのですけれども、そういうようなふうにとられてもいい家庭もあった、ある。これはやっぱりどうやっているのか、どういうような使い方をしているのか、その辺もよく我々も、私もそのお宅へ訪問して、どうなっているのだというようなことをよく言いますけれども、やはりそういうことで水はきちっと大事に使っていただきたいと。これみんな料金にはね返ってくるのですよという話をして、説明をしていますので、今後、そのようなことのないように、今も原課のほうでは相当厳しい対応をしておりますけれども、今後もこのことにはしっかり意を尽くしていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議　　長

安田清之君。

○安田清之君

町長の意気込み、これは原課の言葉だということだろうというふうに認識をします。どうか不平等にならないよう、監査委員さんからも努力をしなさいよと、今に増して努力をしなさいというお言葉もあるわけですから、この言葉というのは重いものだろうというふうに僕は解釈をしております。どうか、来年度は件数が減りましたという報告をいただくよう努力を願って、これでやめます。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

福岡孝道君。

○福岡孝道君

先ほどから水道会計の赤字云々と、質問とまた答弁があったのですけれども、水道会計というのは大樹町のみならず、多くの自治体で起きているのではないかと思うのですね、この原因は何かということですね。先の勉強会でもこの給水原価、２５年度で３４６円、これかかっているのですけれども、お聞きするところで大体３分の２がメーターの交換と

か機器の修理とか、そういったものにかかっているそうだそうですね。

それで、この交換時期というのは国で定められている、果たしてこの交換時期が正しいのか、これを延ばすことができないのか。自動車の車検も以前は、新車購入しても２年で交換しなさいと、ところが行革か何かで今度３年に延びましたね。この交換時期と、この国の定めた計量法を変えれば、要するに交換時期がなくなる、それだけ給水原価が下がっていくのではないかと思うのですね。

これは、ただ単に大樹町頑張ってもしょうがないのですけれども、ぜひ交換サイクルを延ばすように、町長、町村会あたりに訴えて、みんなで交換サイクルを延ばすような方法をとれないものかと。これを変えないことには、幾ら頑張ったって給水原価が下がらないのですね。給水原価が下がらないということは、要するに料金の高どまり、また赤字ということになってくるわけですね。この辺、町長にひとつお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

いろいろと水道の施設､簡易含めて施設の対応ということでのお話かなと思っています。

私たちも延命をさせたいのですよ、はっきり申し上げまして。やはり今回の震災による耐震云々で、施設そのものも相当古くなってきております。今、おっしゃるように、例えば管をあと来年、二、三年延ばそうというときに、万が一ぽっといってしまった場合には、大変住民の方にも迷惑をかけるというようなこともあって、耐震の関係についても更新年次を耐震診断を受けながら、そういうような施設改修をしていきたいということは、それらの対応をしていきたいということは考えております。

いろいろと水道管の関係につきましては、これは耐震管ではございません。これを順次、今、切りかえているというようなことで、これで減価償却率も毎年のように工事費、道路の改良に伴っての管工事も出てきますけれども、そういうようなことで恐らく先ほど申し上げたように、減価償却率も上がっていくだろうと。管のそういうような状況だとか、それから施設改修云々ということも、これも私たちいろいろな面で、今、水道事業をやっておられる自治体と連携をとりながら、これから進めていかなければならないかなと思っております。

これは料金体系のことも含めて、これもいろいろ各町村では、例えば隣の池田では例えば１００円だけれども、大樹は１２０円だとか、どうしてこんなことになるのというようなこと。それから、また先ほどもありましたけれども、隣の公益水道、これは帯広市含めた中、これはもっとまだ安い。これはいろいろなそういう条件重なっていると思いますけれども、やはり管工事については延命３０年、４０年云々というようなことは、これはどういうこと。今、国のほうに要望していっても全国的なものですから、これはどういう形で今後要望していくか、その辺、町村会、また活性化期成会の中にもそれぞれ行財政作業

の部会がございますので､そういう中でひとつ勉強させていただきたいなと思っています。

その前に、私たちもその辺のことをよく勉強しながら、これだったらやれるぞとか、これはちょっと無理だなというようこともありますので、その辺はよくまた連携をとりながら進めていきたいなと思っております。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

加藤明浩君。

○加藤明浩君

先ほどから、水道料金のことで力強くしかるべきに上げたいという言葉をお聞きしましたので、それに対して遺憾の意を表明したいなと思っています。

やはり本町は農業が基幹産業で、そのうちの酪農が１１０億円ぐらい水揚げあるという中で、酪農で水も飲まさないと牛乳でないのですよね、これ。そういうこともあって、そもそも３４６円、１立方かかるということ自体もちょっとほかの町村と比べて、今も話題になりましたけれども、高い。逆に、誰か言っていましたけれども、営農用水、確かに安いですけれども、極端に合わせるのなら単純に上げればいいだけですよね。でも、多分３４０円まで上げたら、途端に倍の水道料金。それでなくても今、北電は家庭は１０何%、企業は２２%上げるなんて言っています。電気と水道を上げられたら、本当に今、本町の酪農家１００戸を切ろうとしていますけれども、収支合わなくて、町長がよく言っています大樹町、絶対人口がなくならないよと。それは農業者がいるからだということで言っているのですけれども、ここで上げられると本当に壊滅的なダメージを受けるので、何とかその辺は企業なら企業努力、町なら町努力ということで、上げない方向で何とか知恵を出して、原価を下げて。

それは、例えば今言った二つある水源地というかな、ああいうものありますけれども、また、改修費というのもかかるのでしょう。またいろいろと。それなら札内ダムから引っ張ってくるとかいろいろ考えて、知恵を出しながら何とか３４６円、今回３４６円ですけれども、３５０円、３６０円とか、その辺を何とか１００円ぐらい下げれるような努力をして、どうしてもだめなので上げてくださいというのなら、それは仕方がないかなと思うのですけれども、その辺ぜひ考慮して、検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議　　長

伏見町長。

○伏見町長

いろいろとバランス的なものを、先ほどもある議員からもお話がありました。きちっとそういうようなことを据えたバランスシートをつくって、１０年後こうなるよというシートはできているのです。議員方も行革のときに、資料でお渡ししていると思うのです。こういうふうになってきますよということでいくと、将来的にはやはり大きな一般会計から

の負担は、今は少ないのですけれども、そういうふうになりかねませんので、ある程度一定の料金改定は、これは必要になってくるかなと思っています。

その辺は、今、議員おっしゃるように、水道料上げて酪農家がいなくなってしまっては、とんでもないことになりますので、そういう影響も余りないのかなという気はいたしておりますけれども、大変大きな影響があるということですので、その辺は慎重にまた行革の委員会もありますので、この辺でまたよくバランスシートを示しながら、ご判断をいただきながら、それからまた先ほども申し上げましたように関係団体、前回もそうでしたけれども､今回もまたいろいろな面でそういう関係者ともお話し合いをさせていただきながら、進めていきたいなと思っております。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、総括質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第１号平成２５年度大樹町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

休憩します。

休憩　午前１０時５２分

再開　午前１１時０５分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認定第２号平成２５年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。

最初に、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般とします。

質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、総括質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第２号平成２５年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

◎日程第１４　発委第３号

○議　　長

日程第４　発委第３号釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書についての件を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

総務常任委員長志民和義君。

○志民和義君

ただいま議題となりました発委第３号釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書については、十勝町村議会議長会から要請された意見書案で、９月１２日

に委員会を開催し、協議を行った結果、全会一致で本意見書案を提出することとしたものであり、地方自治法第１０９条第７項及び会議規則第１３条第３項の規定により議案を提出いたします。

なお、意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣であります。

意見書は、釧路地方裁判所管内においては、労働審判事件を取り扱っている裁判所は、釧路地方裁判所本庁のみである。十勝地域の住民ないし企業が、労働審判事件の申し立てを行うためには、釧路市まで出向かなければならず、時間的、経済的な負担を強いられることから、申し立ての障害となっているとの趣旨から、本意見書を提出いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議　　長

これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、発委第３号釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第５　発委第４号

○議　　長

日程第５　発委第４号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についての件を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

経済常任委員長加藤明浩君。

○加藤明浩君

ただいま議題となりました発委第４号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書については、北海道町村議会議長会から要請された意見書案で、９月１２日に委員会を開催し、協議を行った結果、全会一致で本意見書案を提出することとしたものであり、地方自治法第１９０条第７項及び会議規則第１３条第３項の規定により議案を提出いたします。

なお、意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣・復興大臣あてであります。

意見書は、本道の林業・木材産業を山村地域を支える基幹産業として発展し、地域経済に大きく寄与してきました。

国は、平成２１年に「森林・林業再生プラン」を策定し、１０年後、木材自給率を５０％以上にする目標を掲げました。環境問題においても森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっています。今後も間伐、路網の整備、木質バイオマスのエネルギー利用施設整備など、森林資源の循環利用や林業・木材産業の成長産業化の実現に向け、継続的国の支援が必要であるとの趣旨から、本意見書を提出いたします。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議　　長

これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、発委第４号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第６　陳情第３号

○議　　長

日程第６　陳情第３号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める陳情についての件を議題といたします。

委員会における審査が終了しておりますので、委員会の報告を求めます。

総務常任委員長志民和義君。

○志民和義君

９月１１日に本委員会に付託された陳情第３号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の取り扱いに関する陳情について。

９月１２日に委員会を開催し、審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第９３条の規定により報告いたします。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療がＢ型、Ｃ型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療養であるインターフェロン治療とＢ型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に、肝硬変・肝がん患者は高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を期している。

また、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成２３年１２月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がん患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進める」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない状況である。

以上のことから、医療費助成制度の創設、肝機能障害における障害者手帳の認知基準の緩和等の政策が必要であり、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を取り扱うべきと考え、本陳情書については、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、よろしくご審議願います。

○議　　長

審査の報告が終わります。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、陳情第３号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める陳情についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり採択と決しました。

◎日程第７　陳情第４号

○議　　長

日程第７　陳情第４号「手話言語法」の制定を求める陳情についての件を議題といたします。

委員会における審査が終了しておりますので、委員会の報告を求めます。

総務常任委員長志民和義君。

○志民和義君

９月１１日に本委員会に付託された陳情第４号「手話言語法」の制定を求める意見書の取り扱いに関する陳情について。

９月１２日に委員会を開催し、審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第９３条の規定により報告いたします。

２００６年（平成１８年）１２月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、２０１１年（平成２３年）に成立した改正障害者基本法では、「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

手話が、音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話を使え、さらには手話を言語として普及、研究することもできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であり、手話言語法制定を求める意見書を取り扱うべきと考え、本陳情書については、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、よろしくご審議願います。

○議　　長

審査の報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、陳情第４号「手話言語法」の制定を求める陳情についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり採択と決しました。

◎日程第８　発委第５号

○議　　長

日程第８　発委第５号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書についての件を議題といたします。

お諮りします。

本意見書については、さきに報告がありました総務常任委員会報告の陳情の趣旨と同様な内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

発委第５号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第９　発委第６号

○議　　長

日程第９　発委第６号「手話言語法」の制定を求める意見書についての件を議題といたします。

お諮りします。

本意見書については、さきに報告がありました総務常任委員会報告の陳情の趣旨と同様な内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

発委第６号「手話言語法」の制定を求める意見書については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　議員の派遣について

○議　　長

日程第１０　議員の派遣についての件を議題といたします。

議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり、派遣することに決しました。

お諮りします。

ただいま議決されました議員の派遣について変更を要するときは、議長に一任していただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、変更を要するときは、議長一任とすることに決しました。

◎日程第１１　閉会中の継続調査

○議　　長

日程第１１　委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各委員長から、会議規則第７４条の規定により、お手元に配付したとおり申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○議　　長

以上をもって、本定例会に付議された案件は全部終了いたしましたので、会議を閉じます。

よって、平成２６年第３回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会　午前１１時２６分